

14. 5-624



1200501218004

4.5

624

# 蘇聯邦年鑑

一九四〇年版

6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 6

# 始



# 露領水産組合

組長 樺山資英

副組長 田中丸祐厚

# 日魯漁業株式會社

創立 大正三年三月  
資本金 五千參百八拾萬圓

社長 平塚常次郎  
副社長 眞藤愼太郎

本店 東京市丸ノ内丸ビル  
函館出張所 函館市眞砂町六番地

主要航路 使用船舶

室蘭—京濱線 室蘭—阪神線 室蘭—熱田阪神線 室蘭—阪神吳門司三池線  
 室蘭—伏木新潟線 釧路—京濱線 釧路—清水熱田阪神線  
 函館—北千島線  
 樺太東海岸—京濱阪神線 樺太西海岸—京濱阪神線  
 遞信省命令定期航路 函館小樽—ベトロバヴロフスク線  
 其他内地、樺太、朝鮮、勸察加沿岸各地自由航路  
 社 船—瑞祥丸、ばなま丸、大龍丸、榮祥丸、神護丸、すえず丸、神祐丸、神祥丸、  
 大永丸、どうばあ丸、吳山丸、夕映丸、神瑞丸、富喜丸、喜多方丸、神福丸、  
 神明丸、福榮丸、以上合計十八隻、重量噸數八萬五千噸  
 備 船—二十數隻、重量噸數約十萬噸



栗林商船株式會社

本社 室蘭市海岸町二十二番地  
 支店 東京市丸の内ビルディング八階  
 出張所 釧路、神戸、大阪、城津  
 代理店 函館市仲濱町 三祐商會  
 小樽市堺町 三祐商會

營業要目

一、日本銀行引受國債賣捌取扱  
 二、公社債・株式の引受募集並ニ賣買  
 三、證券擔保貸出並ニ手形金融  
 四、公社債元利金の支拂・株式の拂込  
 五、金並ニ配當金取扱代理事務

下野村證券株式會社

本店 大阪市東區安土町二丁目  
 支店 東京・名古屋・京都・神戸・岡山・廣島  
 高松・門司・福岡・金澤・新潟・静岡・札幌

滿洲野村證券株式會社

本店・奉天 支店・大連

資本金 壹億七百貳拾萬圓

大阪市東區今橋三丁目



株式會社

三和銀行

頭取 中根貞彦



株式會社

野村銀行

大阪市東區備後町二丁目

大阪市及  
近郊支店

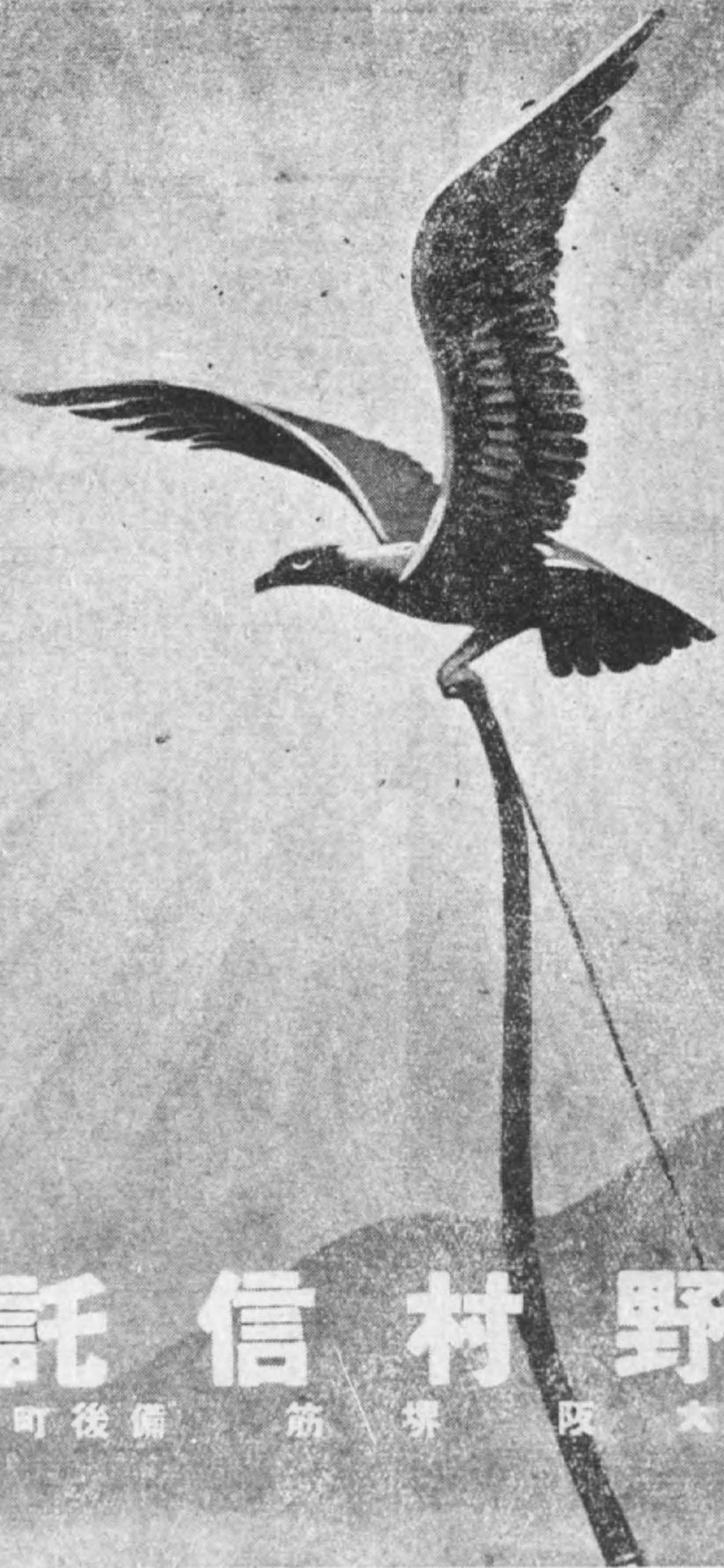
北濱、堂島、船場、新町、大正橋、道頓堀、阿部野橋、鶴橋、  
上六、天滿、片町、都島、天六、梅田、中央市場、川口、  
安治川、千代崎橋、市岡、平野町、歌島橋、萩茶屋、千島町、  
吹田、枚方、住道、富田林、柏原、古市、尼崎、

各地  
支店

(東京市) 東京、銀座、丸ノ内、堀留、品川、錦糸町  
(名古屋市) 名古屋  
(京都市) 京都、大宮、祇園、七條  
(神戸市) 神戸、三宮、兵庫  
(福岡市) 福岡

電話(代表)本町(24)一四〇番

皇紀二千六百年記念信託

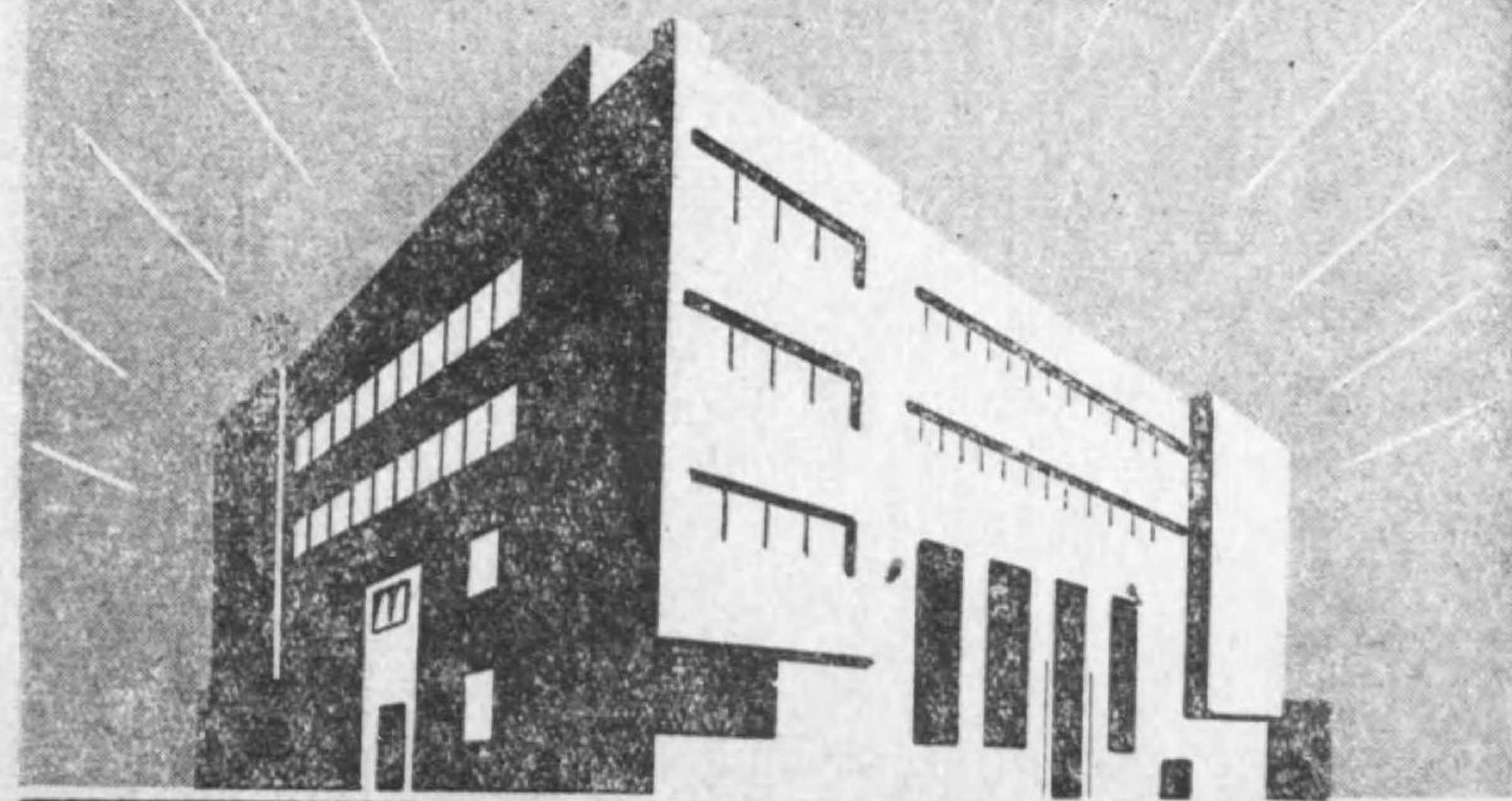


野村信託

大阪堺筋備後町

# 共同信託株式會社

國民貯蓄は金錢信託で



本店 大阪市東區今橋三丁目  
支店 東京市麹町區内幸町二丁目

日蘇通信社編纂

蘇聯邦年鑑

一九四〇年版

東京株式會社日蘇通信社

國產石油

揮 燈 輕 重 機 石  
 堯 油 油 油 械 油  
 蠟 油

東京丸內  
 日本石油株式會社



日蘇通信社編纂

蘇聯邦年鑑

一九四〇年版



東京株式會社日蘇通信社

國產石油

揮發油 燈油 輕油 重油 機械油 石蠟

東京丸內  
日本石油株式會社

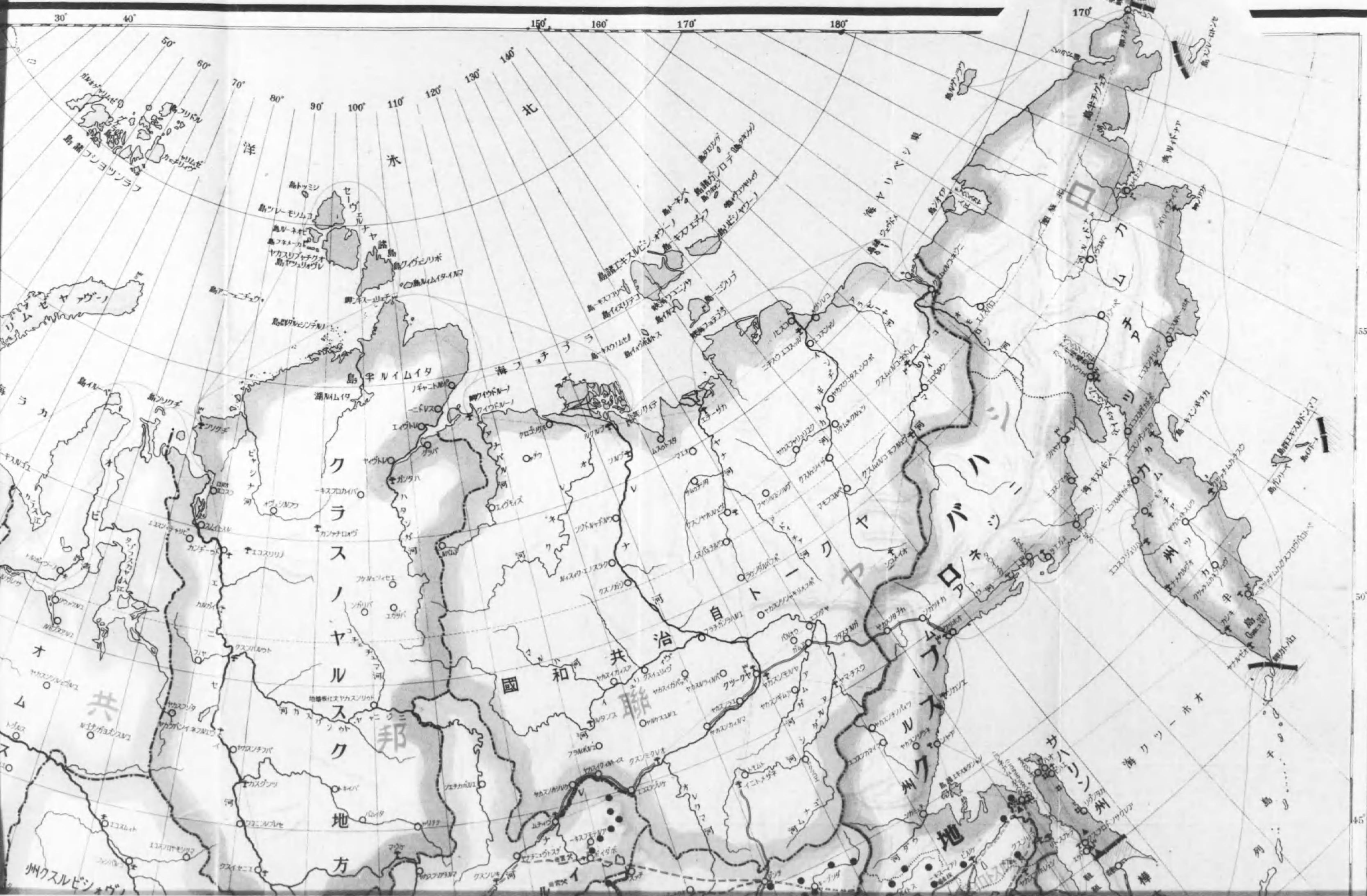
一九四〇年版蘇聯邦年鑑附錄

最新ソ聯邦全圖

ソ聯邦極東要圖

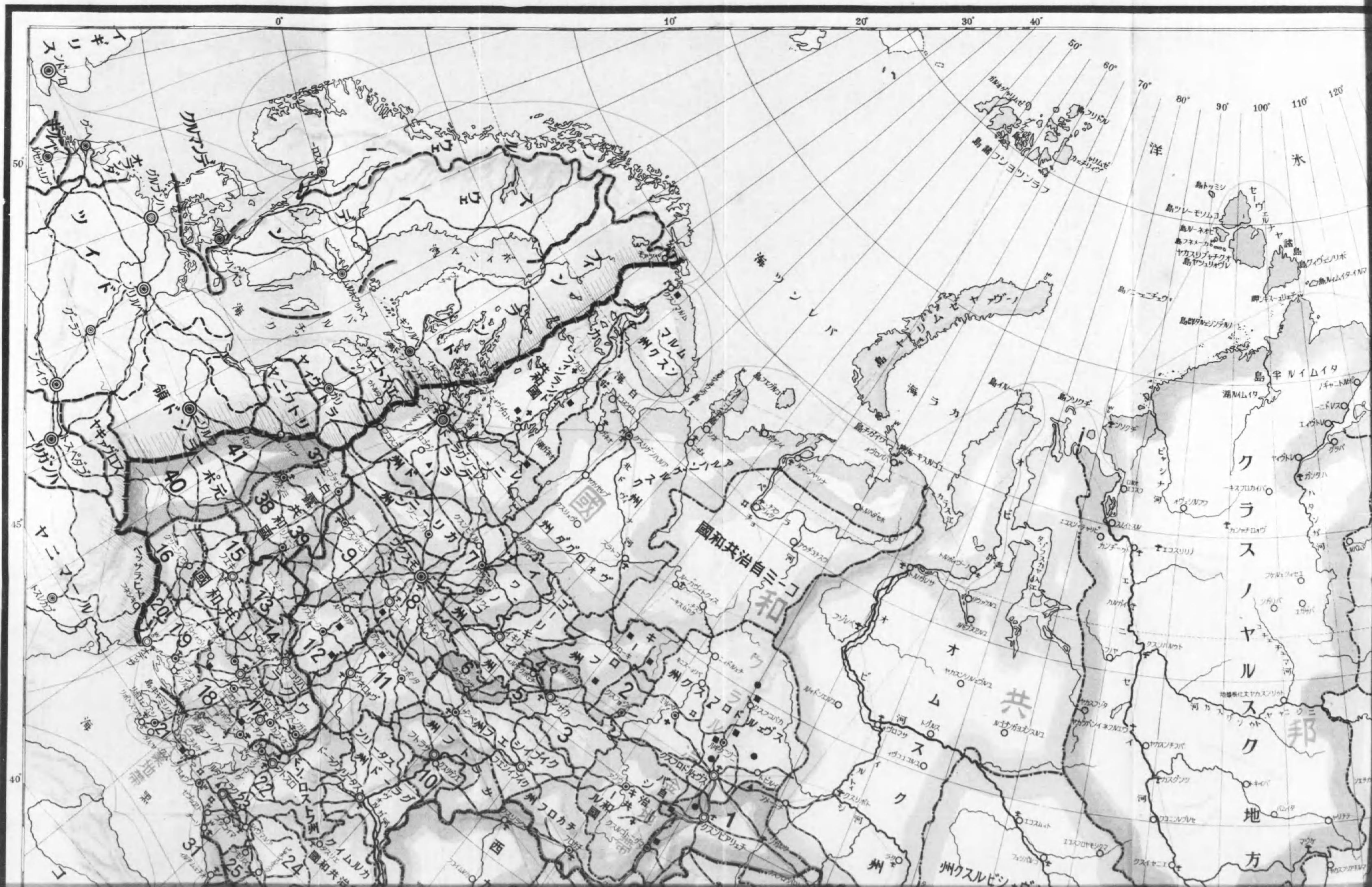
日蘇通信社編





6 7 8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 5

昭和十五年四月





- ソヴェート社会主義共和国聯邦加盟國
1. ロシア社会主義聯邦共和国
  2. 烏茲別克社会主義共和国
  3. 土尔克梅尼斯坦社会主義共和国
  4. 塔吉克社会主義共和国
  5. 哈萨克社会主義共和国
  6. 吉尔吉斯社会主義共和国
  7. 蒙古人民共和国
  8. 阿塞拜疆社会主義共和国
  9. 亞美尼亞社会主義共和国
  10. 格魯吉亞社会主義共和国
  11. 保加利亚人民共和国
  12. 波兰人民共和国
  13. 捷克斯拉夫社会主义共和国
  14. 匈牙利人民共和国
  15. 罗马尼亚人民共和国
  16. 南斯拉夫社会主义联邦共和国
  17. 阿尔巴尼亚人民共和国
  18. 德意志民主共和国
  19. 波兰人民共和国
  20. 捷克斯拉夫社会主义共和国
  21. 匈牙利人民共和国
  22. 罗马尼亚人民共和国
  23. 南斯拉夫社会主义联邦共和国
  24. 阿尔巴尼亚人民共和国
  25. 德意志民主共和国
- 自治共和国
1. 卡拉巴赫自治共和国
  2. 納希切萬自治共和国
  3. 亞布哈自治共和国
  4. 捷列克自治共和国
  5. 印古什自治共和国
  6. 達格斯坦自治共和国
  7. 車臣自治共和国
  8. 北奧塞梯自治共和国
  9. 南奧塞梯自治共和国
  10. 阿巴扎自治共和国
  11. 阿爾泰自治共和国
  12. 图瓦自治共和国
  13. 布里亞特自治共和国
  14. 雅庫特自治共和国
  15. 楚科奇自治共和国
  16. 涅涅茨自治共和国
  17. 埃文基自治共和国
  18. 科米自治共和国
  19. 马里埃尔自治共和国
  20. 莫尔多瓦自治共和国
  21. 马里自治共和国
  22. 烏德穆爾特自治共和国
  23. 巴什基爾自治共和国
  24. 达吉斯坦自治共和国
  25. 鞑靼自治共和国
  26. 巴什基爾自治共和国
  27. 达吉斯坦自治共和国
  28. 鞑靼自治共和国
  29. 巴什基爾自治共和国
  30. 达吉斯坦自治共和国
  31. 鞑靼自治共和国
  32. 巴什基爾自治共和国
  33. 达吉斯坦自治共和国
  34. 鞑靼自治共和国
  35. 巴什基爾自治共和国
  36. 达吉斯坦自治共和国
  37. 鞑靼自治共和国
  38. 巴什基爾自治共和国
  39. 达吉斯坦自治共和国
  40. 鞑靼自治共和国
  41. 巴什基爾自治共和国
  42. 达吉斯坦自治共和国
  43. 鞑靼自治共和国
  44. 巴什基爾自治共和国
  45. 达吉斯坦自治共和国
  46. 鞑靼自治共和国
  47. 巴什基爾自治共和国
  48. 达吉斯坦自治共和国
  49. 鞑靼自治共和国
  50. 巴什基爾自治共和国
  51. 达吉斯坦自治共和国
  52. 鞑靼自治共和国
  53. 巴什基爾自治共和国
  54. 达吉斯坦自治共和国
  55. 鞑靼自治共和国
  56. 巴什基爾自治共和国
  57. 达吉斯坦自治共和国
  58. 鞑靼自治共和国
  59. 巴什基爾自治共和国
  60. 达吉斯坦自治共和国
  61. 鞑靼自治共和国
  62. 巴什基爾自治共和国
  63. 达吉斯坦自治共和国
  64. 鞑靼自治共和国
  65. 巴什基爾自治共和国
  66. 达吉斯坦自治共和国
  67. 鞑靼自治共和国
  68. 巴什基爾自治共和国
  69. 达吉斯坦自治共和国
  70. 鞑靼自治共和国
  71. 巴什基爾自治共和国
  72. 达吉斯坦自治共和国
  73. 鞑靼自治共和国
  74. 巴什基爾自治共和国
  75. 达吉斯坦自治共和国
  76. 鞑靼自治共和国
  77. 巴什基爾自治共和国
  78. 达吉斯坦自治共和国
  79. 鞑靼自治共和国
  80. 巴什基爾自治共和国
  81. 达吉斯坦自治共和国
  82. 鞑靼自治共和国
  83. 巴什基爾自治共和国
  84. 达吉斯坦自治共和国
  85. 鞑靼自治共和国
  86. 巴什基爾自治共和国
  87. 达吉斯坦自治共和国
  88. 鞑靼自治共和国
  89. 巴什基爾自治共和国
  90. 达吉斯坦自治共和国
  91. 鞑靼自治共和国
  92. 巴什基爾自治共和国
  93. 达吉斯坦自治共和国
  94. 鞑靼自治共和国
  95. 巴什基爾自治共和国
  96. 达吉斯坦自治共和国
  97. 鞑靼自治共和国
  98. 巴什基爾自治共和国
  99. 达吉斯坦自治共和国
  100. 鞑靼自治共和国

# 最新ソヴェート聯邦全圖

鐵道	中線	單線	航空	公路	水路	界地借租國盟加	界國和共治自州方地	界州治自	(内方地)界州	市都ノ上以万百口人	市都ノ上以万十二口人	市都ノ上以万十口人	市都ノ下以万十口人	(下以万五口人)飛行機	所信電線無	(金砂含)	良	田	地産
——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	◎	◎	◎	○	+	—	●	▲	◆	✱



注意：領土内地方名及び州名は略す。大體別名を明記せるものはその略名を示せり。

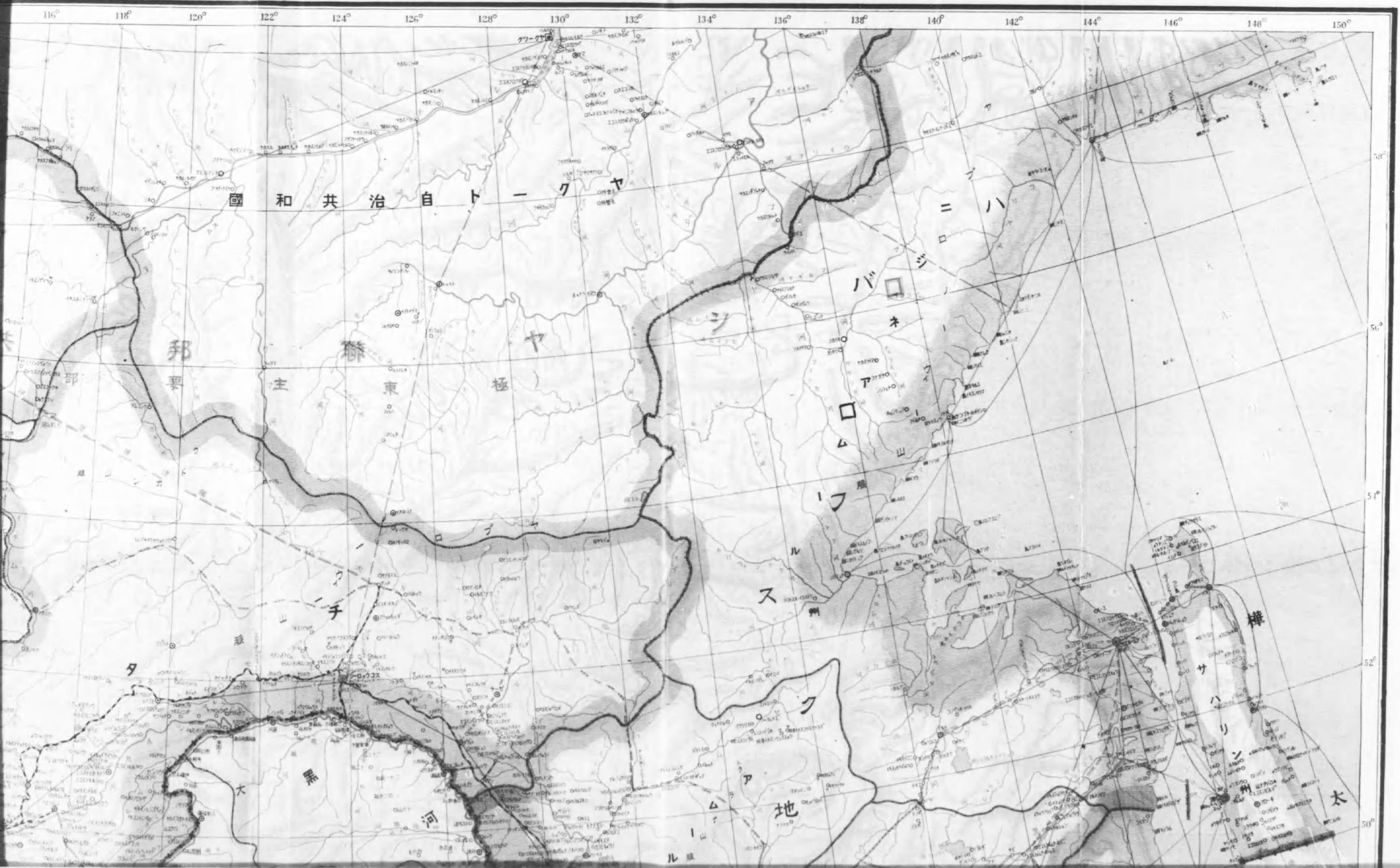
1	チェリギン州	16	ウズベク自治共和国
2	ウズベク自治共和国	17	ウズベク自治共和国
3	タタール自治共和国	18	ウズベク自治共和国
4	マリヤ自治共和国	19	ウズベク自治共和国
5	チリチク自治共和国	20	ウズベク自治共和国
6	モルドフ自治共和国	21	ウズベク自治共和国
7	ヤロスラヴリ州	22	ウズベク自治共和国
8	モスクワ州	23	ウズベク自治共和国
9	モスクワ州	24	ウズベク自治共和国
10	ウズベク自治共和国	25	ウズベク自治共和国
11	ウズベク自治共和国	26	ウズベク自治共和国
12	ウズベク自治共和国	27	ウズベク自治共和国
13	ウズベク自治共和国	28	ウズベク自治共和国
14	ウズベク自治共和国	29	ウズベク自治共和国
15	ウズベク自治共和国	30	ウズベク自治共和国
16	ウズベク自治共和国	31	ウズベク自治共和国
17	ウズベク自治共和国	32	ウズベク自治共和国
18	ウズベク自治共和国	33	ウズベク自治共和国
19	ウズベク自治共和国	34	ウズベク自治共和国
20	ウズベク自治共和国	35	ウズベク自治共和国
21	ウズベク自治共和国	36	ウズベク自治共和国
22	ウズベク自治共和国	37	ウズベク自治共和国
23	ウズベク自治共和国	38	ウズベク自治共和国
24	ウズベク自治共和国	39	ウズベク自治共和国
25	ウズベク自治共和国	40	ウズベク自治共和国
26	ウズベク自治共和国	41	ウズベク自治共和国

25	ウズベク自治共和国
24	ウズベク自治共和国
23	ウズベク自治共和国
22	ウズベク自治共和国
21	ウズベク自治共和国
20	ウズベク自治共和国
19	ウズベク自治共和国
18	ウズベク自治共和国
17	ウズベク自治共和国
16	ウズベク自治共和国
15	ウズベク自治共和国
14	ウズベク自治共和国
13	ウズベク自治共和国
12	ウズベク自治共和国
11	ウズベク自治共和国
10	ウズベク自治共和国
9	ウズベク自治共和国
8	ウズベク自治共和国
7	ウズベク自治共和国
6	ウズベク自治共和国
5	ウズベク自治共和国
4	ウズベク自治共和国
3	ウズベク自治共和国
2	ウズベク自治共和国
1	ウズベク自治共和国

縮尺  
1:12,600,000

# 蘇聯邦全圖

製圖者 高木猛男



トクダ自治共和国

サハリン

ネムロ

ネムロ

ネムロ

ネムロ

ネムロ

サハリン

サハリン

サハリン

タ

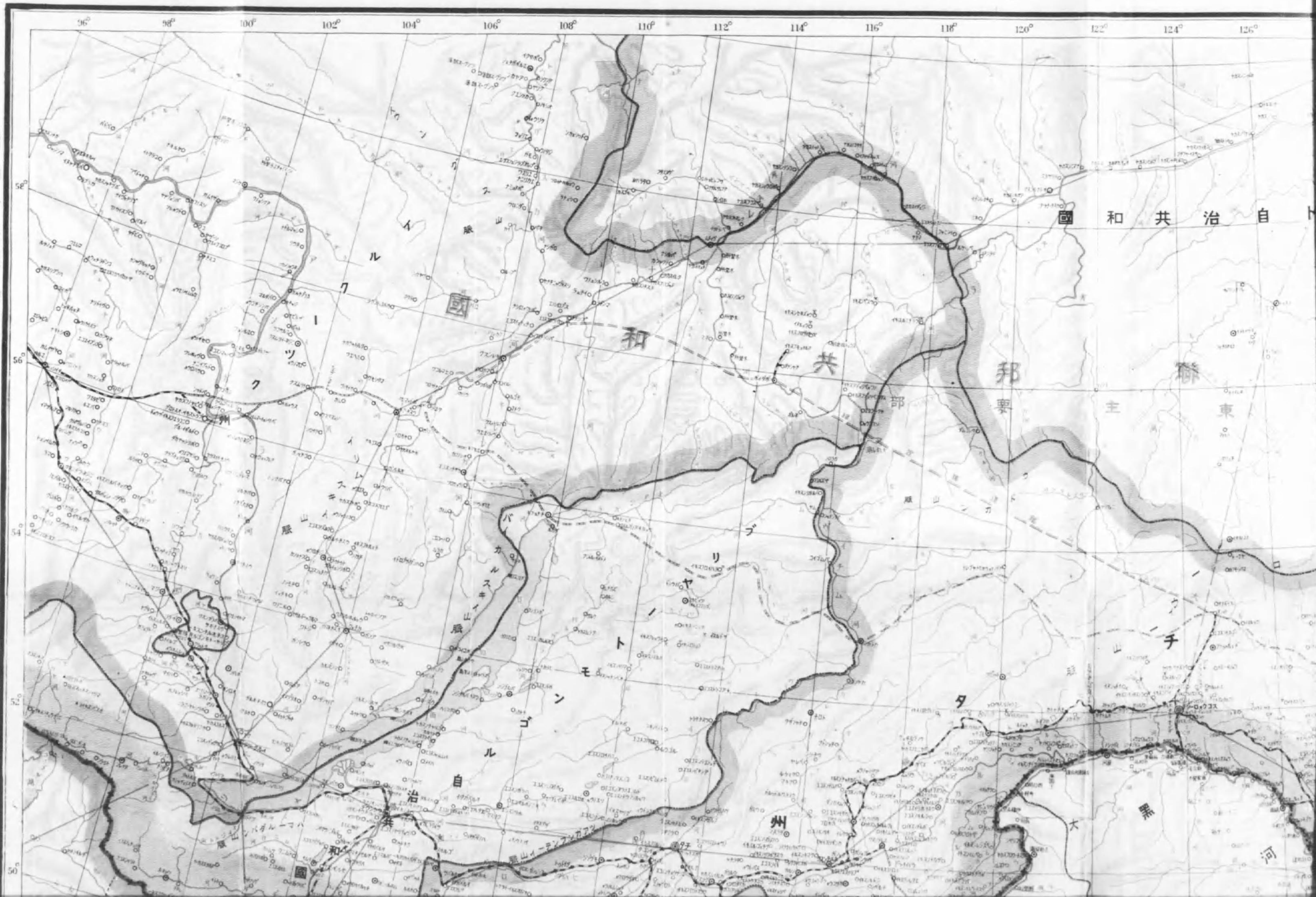
大

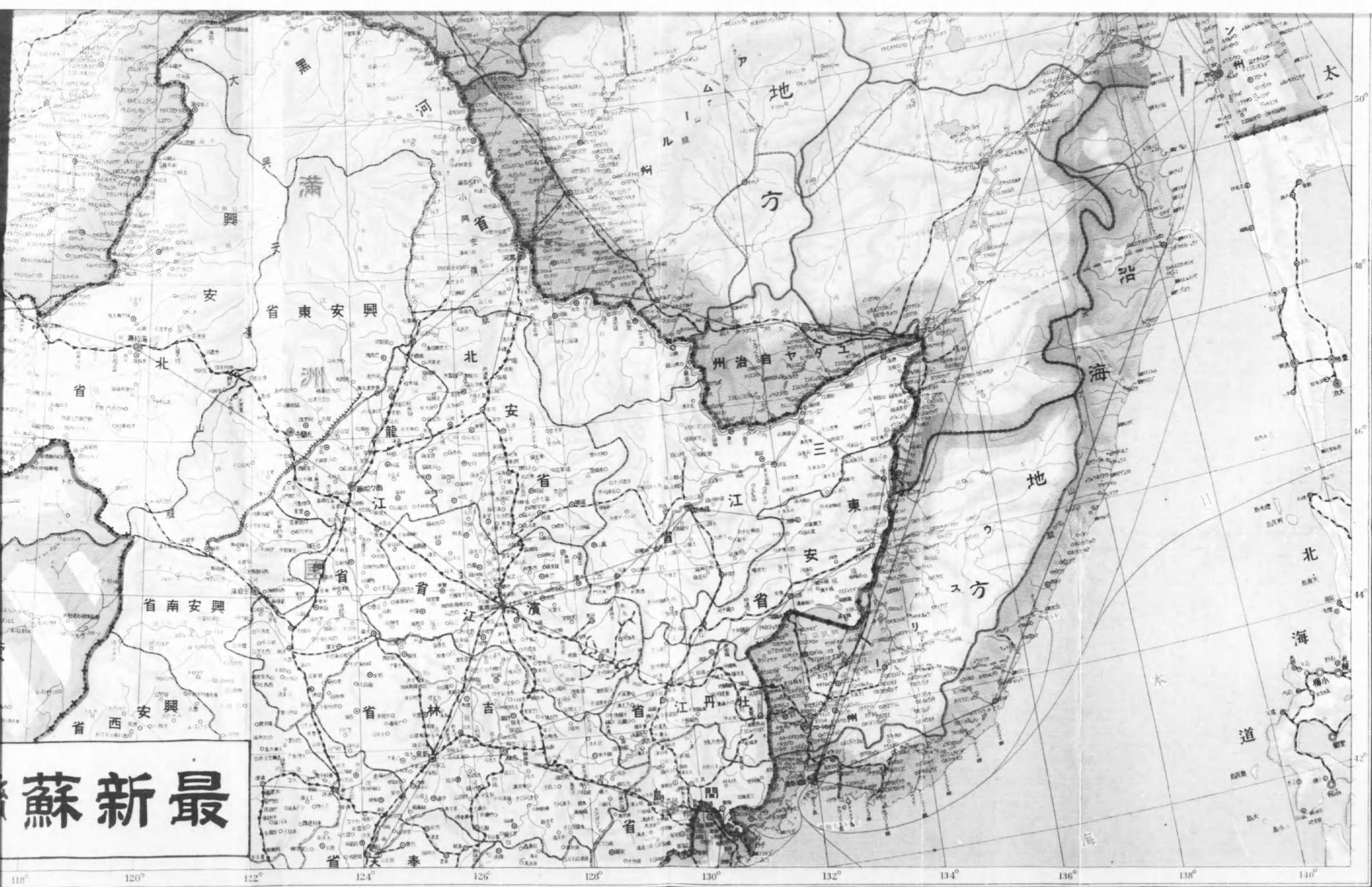
河

ル

太

昭和十五年四月





蘇新最



# 最新蘇聯邦極東精圖

縮尺五百分之一

製圖者 高木猛男

例凡

鐵道	— — — — —	國界	———	自治州	□	人口五萬以上	□
中級鐵路	— · — · —	縣界	—————	自治縣	○	人口一萬以上	○
主要管理鐵路	— · — · —	省界	—————	縣級市	○	人口五千以上	○
地方鐵路	— · — · —	自治州界	—————	自治州下級市	○	人口二千以上	○
公路	— — — — —	自治縣界	—————	縣級市	○	人口一千以上	○
界河	———	自治縣界	—————	縣級市	○	其他住戶	○
界州	—————	自治縣界	—————	縣級市	○	界州	———
界省	—————	自治縣界	—————	縣級市	○	界省	—————
界國	—————	自治縣界	—————	縣級市	○	界國	—————

製圖者 高木猛男

42  
44  
46  
48  
50

106° 108° 110° 112° 114° 116° 118° 120° 122° 124° 126°



## 序 言

前年度年鑑刊行以來、一年間世界情勢は突如物狂はしい急轉を開始した。日ソ間未曾有の激戦を蒙古平原に於いて展開したノモンハン戦闘に休戦が宣せられたと見るや歐洲の一角に戦雲がもくもくと立ちこめ、ソ聯を中心として觀ても中歐からバルチックへ北歐へとこれが擴大し更にバルカン方面も物情只ならぬものがある。

ソ聯は所謂スターリン的中立政策を標榜しながら着々自己の地歩を固めると共に歐洲戰にキヤスチングボードを握り、この世界的轉機に自己の赤化勢力を伸長せんと虎視眈々たる態勢を示してゐる。かゝる世界情勢に照應して日ソ關係も亦複雑な様相を呈し、ノモンハン停戦協定成立以來、國交調整の氣運が濃厚になり政府當局すら議會に於いて日ソ間の懸案は逐次妥結を見るものと聲明したのであるが、日程に上つた國境劃定交渉、通商交渉・漁業利權交渉等いづれも圓滿な成果を今日まで見るに至らず、然も南京國民政府の樹立を見て、我が對支政策が一段の進展を遂げると見るや、東亞新秩序建設にあらゆる手段を以つてこれを妨害せんとする態度が漸次明瞭になりつゝあるが、これは北支に於ける中國共產黨の活動が最近愈々活況を呈して來た一事を以つてしても充分に推察し得る所である。

本「蘇聯邦年鑑」一九四〇年版はかゝるソ聯の奇怪不遜なる活動に對し正確なる判定資料を提供せんとして編纂されたものであるは勿論、ソ聯國內問題に對しても最近一年間に生起した事柄に對し、入手し得る最も斬新なる資料に基きこれを解明した。たと若干の問題に關しては、ソ聯は最近殆んど資料の發表を停止してゐる事情に依り記述に満足なる更新をなし得なかつたのは遺憾である。本年鑑の編輯に當つては本社蒐集の資料のほか外務省、企畫院、滿鐵、農林省、露領水産組合等の調査資料を利用するところが僅少でなかつた。こゝに資料提供を快諾されたこれら諸機關に深甚の謝意を表する。

本社が蘇聯邦年鑑を編纂すること既に幾春秋、憶へばソ聯を繞る世界の情勢は幾たびか變遷し、ソ聯自身も革命以來廿數年の歩みを印して來たが、本年鑑を出版せるとき程ソ聯が世界に於いて種々なる問題を捲き起した時はない。時恰も本社は十五周年記念事業としてこのソ聯内外情勢を尨大な一巻に纏めて記録せんとする。編者として若干の感慨なきを得ない。

昭和十五年四月

東京丸ビル

日 蘇 通 信 社

凡 例

一、年鑑は一九三九年版に引續き、一九四〇年初に至る期間に於てソ聯邦及び日滿支・ソ關係に於て生起せる事象を蒐録せるものである。

一、ソ聯の國名、地名、固有名詞、その他は出來得る限り統一を期したつもりである。

一、引用の統計は大體ソ聯發表のものを基礎とし、本邦機關調査のものを併用した。

一、尙豫定頁を超過せる結果豫定項目にして割愛するの止むなきに至つたものもある。

一、添附のソ聯地圖二葉は本社苦心の調査にかゝるものであるが、新設州或は地方は依然境界不明のため圖には明瞭に現はし得なかつた。

# 蘇聯邦年鑑目次

凡 冊

目 次

- 一、 蘇聯邦年鑑の編輯方針
- 二、 蘇聯邦年鑑の構成
- 三、 蘇聯邦年鑑の資料
- 四、 蘇聯邦年鑑の出版
- 五、 蘇聯邦年鑑の意義

ソ連邦の部

**第一章 地理及び沿革**

地理……………一  
ソ連版圖の激變……………一  
人口、密度……………二  
地勢……………二  
河川、湖沼……………四  
氣候、植物、土壤……………五  
沿革……………五  
帝制時代の概観……………七  
一九〇五年革命……………八  
世界大戦と民主主義革命……………一〇  
二月革命から七月事件まで……………一四  
十月革命……………一七  
ソヴェート政權の樹立……………一九

大革命直後の情勢……………三  
内亂と列國の干渉……………三  
新經濟政策の採用……………三  
國家機構の再組織……………三  
新經濟政策の成果……………三  
五ヶ年計畫の發生……………三  
第一次計畫の成果……………三  
第二次計畫……………三  
スターリン憲法の制定……………三  
肅清の嵐……………三  
深まり行く日ソの對立……………三  
ソ獨の接近と最近の國際情勢……………三

**第二章 政治組織**

ソヴェート政治……………四  
ソ連邦の構成……………四  
行政領土區畫……………四  
行政領土區畫……………四  
ソ連中央諸機關……………四  
ソ連邦最高會議……………四  
ソ連邦會議と民族會議……………四  
聯邦最高會議幹部會……………四  
全聯邦人民委員會……………四  
ソ連邦政治機構一覽圖……………四  
その他の諸機關……………四  
司法機關……………四  
加盟共和國……………四  
共和國人民委員會……………四  
地方行政……………四  
自治共和國政治機構……………四  
地方及州政治機構……………四  
管區並に區政治機構……………四  
農村政治機構……………四  
都市政治機構……………四

ロシア共和國政治機構……………五  
ロシア共和國の主權……………五  
最高諸機關……………五  
（イ）最高會議……………五  
（ロ）ロシア共和國政府……………五  
地方諸機關……………五  
（イ）自治共和國……………五  
（ロ）地方、州その他……………五  
ソヴェート選舉……………五  
ソ連邦人民委員部一覽表……………五  
西ウクライナ及び西白ロシアの併合……………五  
西ウクライナ人民會議選舉……………五  
西白ロシア人民會議選舉……………五

**第三章 ソ連邦最高會議 略史**

第一次回聯邦最高會議第一回會期……………六  
新設された常設委員會……………六  
憲法改正の問題……………六

第一次回聯邦最高會議第二回會期……………七  
第一次回聯邦最高會議第三回會期……………七  
議事日程概要……………七  
1 豫算關係……………七  
2 聯邦建設人民委員部設置……………七  
3 人民委員分割及び新設並に人事異動に關する幹部會令確認の件……………七  
4 海軍兵役法改正の件……………七  
第一次回聯邦最高會議第四回會期（臨時）……………七  
（一）農業稅法案……………七  
（二）兵役法案……………七  
（三）獨ソ不侵條約批准の件……………七  
新農業稅法及兵役法の要點……………七  
第一次回聯邦最高會議第五回會期……………七  
西ウクライナ及び西白ロシアの併合問題……………七

**第四章 共產黨、共產青年同盟**

共產黨……………八  
共產黨の歴史……………八  
創立以後政權獲得まで……………八  
政權獲得以後……………八  
社會主義建設時代……………八  
第十八回大會の諸成果……………八  
スターリンの指示……………八  
黨規約變更……………八  
共產黨の組織及び構成……………八  
黨員、その義務及び權利……………八  
黨員候補者……………八  
黨の構成、黨内デモクラシー……………八  
上級黨機關……………八  
州、地方及び共和國黨組織……………八  
管區黨組織……………八  
市及び地區（農村地區及び都市區）黨組織……………八  
基本的黨組織……………八

黨とコムソモール……………二二  
赤陸海軍及び運輸に於ける黨組織……………二二  
黨外組織に於ける黨グループ……………二三  
黨規律違反に對する處罰……………二三  
黨の資金……………二四  
共産黨の現勢……………二四  
黨員數……………二四  
黨の社會的構成……………二四  
舊ボリシエヴィキの没落……………二五  
政治局の消長……………二六  
最近に於ける活動狀況……………二九  
三九年のメーデー……………二九  
共産黨小史の宣傳……………二九  
共産青年同盟……………二九  
コムソモールの歴史……………二九  
コムソモールの現勢……………二九  
コムソモールの最近の動靜……………二九  
(イ)共青中央委員會第八回總會……………二九  
(ロ)赤軍内共産青年同盟の新規約……………二九

**第五章 コミンテルン**  
はしがき……………二七  
コミンテルン略史……………二七  
第一回大會……………二八  
第二回大會……………二八  
第三回大會……………二九  
第四回大會……………二九  
第五回大會……………二九  
第六回大會……………二九  
第七回大會……………二九  
人民戦線戦術まで……………二九  
(イ)主要資本主義國に於ける革命工作……………二九  
(ロ)支那及印度に於けるコミンテルン工作……………二九  
人民戦線運動の展開……………二九

獨ソ提携とコミンテルン戦術の轉換……………一四  
國外に於ける共産黨史の普及から見たコミンテルンの勢力……………一四  
コミンテルンの組織……………一五  
コミンテルン大會及び執行委員會總會開催年史……………一五  
コミンテルンの現勢力……………一五  
コミンテルンの歴史的人物……………一五

**第六章 法 制**  
はしがき……………一五  
一、憲法……………一五  
新憲法制定の意義……………一五  
新憲法の内容……………一六  
國家組織と行政組織……………一六  
裁判所と検事局……………一六  
ソヴェート市民の基本的權利及義務……………一六  
選舉制度……………一六

二、新選舉法……………一六  
三、新裁判所構成法……………一六  
(イ)司法人民委員部官制……………一六  
(ロ)辯護士法概要……………一六  
四、新労働法概要……………一七  
五、刑法……………一七

**第七章 赤 軍**  
建軍の基礎……………一七  
國民皆兵法案……………一八  
編成……………一八  
統帥機關と政治組織……………一八  
赤軍政治組織の歴史……………一八  
赤軍の政治組織……………一八  
階級制……………一九  
赤軍の服装……………一九  
現役と停年……………一九  
新兵の宣誓式變更……………一九  
軍管區……………一九  
赤軍の教育機關……………一九

現有兵力……………二四  
赤軍の火力裝備……………二四  
赤軍の機械化裝備……………二四  
化學戰準備施設……………二四  
トーチカ砲臺……………二四  
赤色海軍……………二四  
はしがき……………二四  
赤色海軍の強化……………二四  
赤色海軍の組織と編成……………二四  
各海軍區の概況……………二四  
艦艇及び裝備……………二四  
主要艦艇の要目……………二四  
潜水艦……………二四  
海軍教育機關……………二四  
海軍官位及び旗……………二四  
空軍……………二四  
概況……………二四  
赤空軍の兵力と編成……………二四  
軍用機と航空工業……………二四  
空中降下部隊……………二四

肅清工作……………二六  
赤軍の近況……………二六

**第八章 肅清工作**  
社會主義建設の明暗……………二六  
肅清工作の變遷……………二六  
ソ聯國民生活の矛盾……………二六  
肅清工作の根本方針……………二六  
肅清工作の範圍……………二六  
肅清工作の轉換……………二六  
肅清工作の發端……………二六  
合同本部事件の概要……………二六  
並行本部事件の概要……………二六  
トハチエフスキー事件と右翼トロツキー派プロツク事件……………二六  
肅清の展望……………二六

**第九章 資 源**  
石油……………二六  
石炭……………二六

目次 (ソ聯邦の部)

オイルシエル……………二四四  
 泥炭……………二四四  
 鐵礦……………二四四  
 銅礦……………二四四  
 金……………二四四  
 白金……………二四五  
 銀……………二四五  
 鉛……………二四五  
 亞鉛……………二四五  
 滿俺礦……………二四六  
 アルミニウム……………二四六  
 ウォルフラム……………二四六  
 ニッケル……………二四六  
 錫……………二四六  
 モリブデン……………二四六  
 燐灰石……………二四六  
 鹽……………二四六  
 マグネシウム……………二四七  
 曹達……………二四七  
 硫酸鹽……………二四七

蒼鉛……………二四七  
 硫黃……………二四七  
 螢石……………二四七  
 石棉……………二四七  
 黑鉛……………二四八  
 雲母……………二四八  
 アンチモニー……………二四八  
 水銀……………二四八  
 石膏……………二四八  
 森林資源……………二四八  
 最近に於ける資源發見……………二四九

極東露領……………二四九  
 行政區劃……………二五一  
 面積及人口……………二五二  
 自然的條件……………二五三  
 動植物……………二五三  
 天然富源……………二五三  
 投下資本……………二五四  
 燃料及び動力……………二五四

金屬工業……………二五六  
 採金業……………二五六  
 建設材料……………二五七  
 農業及び牧畜……………二五九  
 水産業……………二六二  
 食品工業……………二六四  
 極東の主要企業一覽……………二六四  
 交通運輸……………二六六  
 鐵道……………二六六  
 水運……………二六八  
 航空……………二七〇  
 文化施設……………二七一  
 ビコビツチヤン猶太人自治州……………二七四  
 カムチャツカ……………二七五  
 サハリン……………二七九  
 第三次五ヶ年計畫と極東……………二八一

第十一章 財政……………二八三  
 ソ聯邦財政の特質……………二八三  
 ソ聯邦財政の動向……………二八六

租税制度……………二九〇  
 聯邦國家豫算……………二九六  
 信用及び決済制度……………三〇五

第十二章 通貨及國債

通貨……………三三五  
 ソ聯邦に於ける通貨の意義……………三三五  
 ソ聯通貨の職能……………三三六  
 通貨の歴史……………三三七  
 通貨發行組織……………三三二  
 通貨流通高……………三三二  
 對外換算率……………三三三  
 國際貸借關係……………三三五  
 法貨切下と新換算率……………三三六  
 輸入及び輸出……………三三九  
 留貨鞏化政策……………三四〇  
 金保有高……………三四二  
 國債……………三四三  
 ソ聯に於ける國債の意義……………三四三  
 公債發行額……………三四三

公債償却

第十三章 外交

史的概観……………三三六  
 概説……………三三六  
 戰時共產主義時代……………三三六  
 新經濟政策時代……………三三九  
 社會主義建設時代……………三四三  
 一九三七年の對外關係……………三四四  
 一九三八年の對外關係……………三四七  
 最近の概観……………三四八

第十四章 重工業……………三五一  
 緒言……………三五一  
 一九三八年重工業の生産狀況……………三五二  
 一九三九年度以降に於ける狀況……………三五五  
 製鐵業……………四〇〇  
 燃料工業……………四〇六  
 石炭……………四〇六  
 石油……………四一三

電氣工業

第十五章 輕工業

電氣工業……………四一三  
 機械製作工業……………四三一  
 化學工業……………四三二  
 卑金屬工業……………四三三  
 消費物資生産……………四三五  
 建設材料生産……………四三四

輕工業……………四三七  
 ソ聯經濟に於ける輕工業の地位……………四三七  
 第二次五ヶ年計畫に於ける輕工業……………四三八  
 第三次五ヶ年計畫と輕工業……………四六三  
 一九三八年度の實績……………四六五  
 一九三九年度の實績……………四六七

第十六章 食品工業……………四六九  
 食品工業の確立……………四六九  
 國內原料資源の確立……………四六九  
 食品生産の工業化……………四七二  
 最近の生産實績……………四七二

目次 (ソ聯邦の部)

一九三八年度計畫並に実績	四四	第二次五ヶ年計畫	五〇	航空路の延長	六八
一九三九年度実績	四七	第三次五ヶ年計畫	五五	航空輸送の実績	六一
<b>第十七章 農業</b>		<b>第十九章 鐵道運輸</b>		航空港	六三
ソヴェート農業の特質	四八	鐵道運輸の動態	五五	民間航空機	六四
ソヴェート農業の史的発展	四九	ソ聯鐵道運輸の弱點	五三	航空研究機關	六六
第二次五ヶ年計畫と農業	四九	第三次五ヶ年計畫と鐵道運輸	五六	ソ聯の飛行記録	六七
第二次計畫に於ける成果	四九	<b>第二十章 水運</b>		バラシュート	六九
農業に於ける第三次五ヶ年計畫	四九	はしがき	五九	グライダール	六九
一九三九年度農業計畫	五〇	主要港灣	五七	一九三九年度計畫	七〇
結論	五三	最近の諸設備	五八	<b>第二十二章 國內商業</b>	
最近の農業事情	五三	國內水路	五九	ソ聯邦商業の特異性	六一
新農業税法	五二	運輸実績	五九	商業の三部門	六三
<b>第十八章 計畫經濟</b>		エプロンの活動	六〇	配給計畫	六六
ソ聯計畫經濟の目標	五七	北氷洋航路	六二	第二次五ヶ年計畫と商業	六八
ソ聯國民經濟計畫機構	五七	北氷洋航路の諸施設	六五	第三次五ヶ年計畫と商業	六八
ソ聯邦國家計畫委員會	五九	<b>第二十一章 航空</b>		小賣商業の販賣実績	六三
其他諸計畫機關	五九	民間航空組織の變遷	六七	<b>第二十三章 外國貿易</b>	
第一次五ヶ年計畫	五五			外國貿易獨占の意義	六七

世界貿易に於けるソ聯の地位	六四〇	消費協同組合	六五	<b>第二十五章 協同組合</b>	
輸入貿易の動向	六四三	家内工業生産協同組合	六六	概観	七二
輸出貿易の動向	六四三	廢兵協同組合	六七	分野と管掌	七二
主要國別通商狀況	六五三	漁業協同組合	六七	社會保險制度	七二
獨ソ通商關係	六六〇	農業協同組合	六八	保健事業	七六
<b>第二十四章 労働</b>		はしがき	六八	戦時扶助法の制定	七八
ソヴェート社會の階級別人口動態	六五五	帝制時代の民族政策	六九	第三次五ヶ年計畫と社會文化施設	七八
労働者増加數	六六	二月革命以後	六九	<b>第二十八章 スポーツ</b>	
婦人労働者	六七	ポリシエヴィキと民族問題	六九	體育とスポーツの一體化	七二
労働の生産性	六九	新憲法に現れた民族對策	六九	體育設備	七二
社會主義競争及びスタハノフ運動	六九	民族主義と國際主義	六九	ゲ・テ・オ	七四
賃銀	六九	ソヴェート民族政策の對象となる民族	六九	<b>第二十九章 新聞・出版</b>	
労働時間及び労働日	六九	ウクライナ民族	六九	はしがき	七九
労働組合	六九	中央アジア諸民族と民族主義運動	七〇	新聞	七九
労働法の改正と労働手帖制度實施	六九			タス通信社に關する規定	七九
目次 (ソ聯邦の部)					七九

單行本出版.....七五

**第三十章 通信ラヂオ**

通信.....七五  
 通信機關.....七五  
 郵便料金.....七五  
 最近の通信概況.....七五  
 ラヂオ.....七五  
 組織.....七五  
 放送の目標と特性.....七五  
 放送局の動態.....七五  
 共同聴取所の増設.....七五  
 聴取料金制度.....七五  
 放送聴取の方法.....七五  
 放送プログラム.....七五  
 中央局と地方局.....七五

**第三十一章 宗教問題**

新憲法に於ける宗教.....七五  
 反宗教運動の展開.....七五

反宗教運動の新方向.....七五  
 戰鬪的無神論者同盟.....七五

**第三十二章 教育**

ソ聯教育の一般的特徴.....七五  
 教育の現状.....七五  
 普通教育.....七五  
 職業教育.....七五  
 政治啓蒙教育.....七五

**第三十三章 學術**

ソヴェト學術の特質.....七五  
 學術研究機關の現勢.....七五  
 ソ聯邦學士院.....七五

**第三十四章 文學**

初期のソヴェト文學.....七五  
 第一次五ヶ年計畫時代.....七五  
 第二次五ヶ年計畫時代.....七五  
 最近の情勢.....七五

**第三十五章 演劇**

ソヴェト演劇の特色.....七五  
 ソ聯の劇場數.....七五  
 モスクワの劇場.....七五  
 最近の情勢.....七五

**第三十六章 映畫**

はしがき.....七五  
 映畫事業委員會の構成と機能.....七五  
 映畫關係企業一覽.....七五  
 一九三八年製作プラン.....七五  
 一九三九年製作プラン.....七五  
 一九四〇年製作プラン.....七五

**第三十七章 音樂**

ソヴェト音樂の一般的特徴.....七五  
 史的概観.....七五  
 ソヴェト音樂の近狀.....七五  
 主なる作曲家.....七五

附錄

**ソヴェト社會主義共和國聯邦憲法**

第一章 社會機構.....七五  
 第二章 國家機構.....七五  
 第三章 ソ聯邦國家權力の最高機關.....七五  
 第四章 聯邦構成共和國の國家權力最高機關.....七五  
 第五章 ソ聯邦國家行政機關.....七五  
 第六章 聯邦構成共和國の國家行政機關.....七五  
 第七章 自治ソヴェト社會主義共和國々々國家權力の最高機關.....七五  
 第八章 國家權力の地方機關.....七五

第九章 裁判所及檢事局.....七五  
 第十章 人民の基本的權利及義務.....七五  
 第十一章 選舉制度.....七五  
 第十二章 國章、國旗及國都.....七五  
 第十三章 憲法變更手續.....七五

**ソ聯邦二十三年史曆**

一九一七年.....七五  
 一九一八年.....七五  
 一九一九年.....七五  
 一九二〇年.....七五  
 一九二一年.....七五  
 一九二二年.....七五  
 一九二三年.....七五  
 一九二四年.....七五

**ソ聯邦主要新聞論調(一九三九年)**

五月.....七五  
 六月.....七五  
 七月.....七五



八月	八八一	ける黨組織	九二七
九月	八八四	第十一章 黨外組織に於ける黨	九二七
十月	八八九	グループ	九二七
十一月	八九七	第十二章 黨規律違反に對する處罰	九二八
十二月	九〇二	第十三章 黨の資金	九二八
<b>全聯邦共產黨規約</b>			
第一章 黨員、その義務及び權利	九〇二	赤軍内共青諸組織に關する規定	九二九
第二章 黨員候補者	九〇七	ソ聯邦新舊地名一覽	九二九
第三章 黨の構成、黨内デモクラシー	九〇八	第二次五ヶ年計畫實績統計集	九三三
第四章 上級黨機關	九一〇	一、綜合統計	九三三
第五章 州、地方及び共和國黨組織	九一二	第一表 社會主義經濟の比重	九三三
第六章 管區黨組織	九一三	第二表 人口の階級的構成	九三三
第七章 市及び地區(農村地區及都市區)黨組織	九一四	第三表 社會主義經濟發達の基本的指表	九三三
第八章 基本的黨組織	九一四	第四表 投下資本	九三四
第九章 黨とコムソール	九一六	第五表 基本資金行使特別支	九三四
第十章 赤陸海軍及び運輸に於ける黨組織	九二七		
		第六表 出及び基本修繕	九三四
		第七表 勞働生産性	九三三
		第七表 世界に於けるソ聯資源の順位	九三三
		第八表 ソ聯と資本主義諸國の資源	九三三
		二、工業統計	九三七
		第九表 工業生産額	九三七
		第十表 重工業の基本的生産物	九三七
		第十一表 電化計畫遂行表	九三八
		第十二表 電力消費量	九三九
		第十三表 採油量	九三九
		第十四表 泥炭採取量	九四〇
		第十五表 鐵礦採掘量	九四〇
		第十六表 鐵礦精練高	九四一
		第十七表 鐵礦精練高	九四二
		第十八表 鋼鐵精練高	九四二
		第十九表 建設材料生産高	九四二
		第二十表 木材工業生産高	九四三

第二十一表 輕工業生産高	九四三	三、農業統計	九四八
第二十二表 食料工業生産高	九四三	第三十二表 農業生産高	九四八
第二十三表 産業協同組合生産額	九四三	第三十三表 播種面積	九四八
第二十四表 發電所の技術、經濟指數	九四三	第三十四表 穀類收穫率	九四八
第二十五表 勞働の動力化	九四三	第三十五表 工業用作物及馬鈴薯收穫率	九四九
第二十六表 石炭採掘及搬出の機械化	九四六	第三十六表 主要作物別生産高	九四九
第二十七表 石油工業の技術、經濟指數	九四六	第三十七表 家畜頭數	九五〇
第二十八表 熔鑄爐の平均有効利用係數	九四七	第三十八表 コルホーズ	九五〇
第二十九表 マルチン爐平均出鋼量	九四七	第三十九表 ソフホーズ	九五〇
第三十表 木材工業の技術、經濟指數	九四七	第四十表 ソフホーズ畜産業	九五一
第三十一表 食料工業の技術、經濟指數	九四七	第四十一表 エム・テ・エス	九五一
		第四十二表 農業とトラクタ	九五一
		第四十三表 農業の機械化	九五二
		第四十四表 農産物の買附	九五二
		四、運輸	九五三
		第四十五表 鐵道運輸	九五三
		第四十六表 河川運輸	九五三
		第四十七表 同(延長)	九五三
		第四十八表 海運	九五三
		第四十九表 海運船舶利用	九五三
		第五十表 民間空輸	九五三
		第五十一表 通信	九五三
		五、文化	九五三
		第五十二表 勞働者勤務員數	九五三
		第五十三表 年平均賃銀	九五三
		第五十四表 賃銀基金	九五三
		第五十五表 小賣商業取引高	九五三
		第五十六表 小賣商業額	九五三
		第五十七表 保健	九五三
		第五十八表 公共事業	九五三
		第五十九表 公共事業投資額	九五三
		第六十表 初等、中等學校	九五三

日滿支ソ關係の部

生徒數……………九六一  
 第六十一表 就學者數……………九六一  
 第六十二表 高等教育機關學  
 生數……………九六二  
 第六十三表 圖書館、クラブ、  
 劇場、映畫館……………九六三

ソ聯邦人口調査の結果……………九六三

共和國別都市農村人口……………九六三  
 主要都市人口……………九六三  
 ソ聯邦行政區畫……………九六九  
 一、ロシヤ……………九六九  
 二、ウクライナ……………九七一  
 三、白ロシヤ……………九七二  
 四、アゼルバイジャン……………九七二  
 五、ダグジャ……………九七二  
 六、ウズベク……………九七二  
 七、タヂツク……………九七三  
 八、カザツク……………九七三  
 九、キルギーズ……………九七三  
 一〇、トルクメン……………九七四

第一章 日ソ關係概観

緒言……………一  
 日ソ斷交時代……………一  
 日ソ國交の好調期……………四  
 滿洲事變より防共協定へ……………五  
 日ソ不可侵條約問題……………六  
 北鐵讓渡問題……………八  
 重大化する國境問題……………九  
 防共樞軸強化と支那事變……………一〇  
 歐洲戰と日ソ關係の新展開……………一五

第二章 國境問題

國境紛争事件の種々相……………一七  
 滿蒙國境委員會……………一九

第三章 ノモンハン

事件

臨時滿蒙國境確定委員會……………一九  
 北樺太國境事件……………二〇  
 ソ聯の國境警備令につゞいて……………二〇  
 一、ノモンハン事件の意義……………四一  
 二、ノモンハン國境並に地形……………四二  
 三、外蒙軍の狀況……………四三  
 (イ)ソ聯と外蒙との軍事的關係……………四三  
 (ロ)外蒙軍の兵力配備……………四三  
 (ハ)兵役制度……………四四  
 (ニ)編成裝備……………四四  
 (ホ)教育訓練……………四四  
 四、事件の發端……………四四

五、戰闘經過の概要……………四七

(イ)地上戰……………四七  
 (ロ)空中戰……………四九  
 六、日ソ停戰協定の世界的反響……………五一  
 (イ)米國……………五一  
 (ロ)獨逸……………五一  
 (ハ)伊太利……………五一  
 (ニ)佛國……………五一  
 (ホ)重慶政府……………五二

第四章 極東問題

極東軍の強化……………五三  
 極東軍の特異性……………五三  
 極東軍の兵站基礎……………五四  
 極東軍の沿革……………五五  
 極東軍備の現勢……………五六

第五章 ソ聯邊境諸國

蒙古人民共和國……………五九  
 地誌、住民……………五九

史的概観……………五九

政治……………六〇  
 經濟及び文化……………六二  
 對ソ關係……………六二  
 トウワ人民共和國……………六四  
 地誌、住民……………六四  
 史的概観……………六五  
 政治……………六六  
 人民革命黨史……………六六  
 經濟……………六六  
 對外關係……………六六  
 新疆省……………六六  
 地誌、住民……………六六  
 史的概観……………六六  
 政治……………六六  
 經濟……………六六  
 新疆の資本關係……………六六

第七章 支那共產黨

まへがき……………八一  
 共產運動の濫觴……………八一  
 運動の史的發展……………八一  
 學生及労働者組織時代……………八二  
 國民政府赤化及農民組織時代……………八四  
 武裝暴動時代……………八六  
 紅軍並にソヴェート建設時代……………八七  
 中華ソヴェート臨時政府全盛時代……………八八  
 紅軍及ソヴェートの西漸……………八九  
 その後の情勢……………九〇  
 西安事變……………九二  
 三中全会から事變迄……………九三

第六章 支那事變と

ソ聯邦

第八章 第七十五議

會と對ソ問題

有田外相對國交調整演說……………一九五  
國務大臣の演說に對する質疑……………一九五  
有田外相の答辯……………一九六  
漁業條約問題……………一九六  
滿蒙國境確立問題……………一九〇  
防共問題……………一九四  
對ソ經濟問題……………一九六  
北鐵代價最終割賦金、北樺太利權問題……………一九七  
ソ聯對支援助問題……………一九九  
防共と對ソ國交調整……………一九九  
北樺太石油、石炭問題……………二一五  
漁業・利權問題……………二一五  
北樺太利權問題……………二一六  
獨ソ樞軸參加問題……………二一七

露領漁業……………一九九  
母船式漁業……………二〇〇  
北千島漁業……………二〇〇  
日ソ漁業關係の沿革……………二〇三  
はしがき……………二〇三  
日ソ漁業條約の締結……………二〇三  
當時の兩國漁業體勢……………二〇三  
島德藏一派の漁區奪取事件……………二〇三  
露貨換算問題……………二〇三  
一九三二年の日ソ漁業關係……………二〇三  
新漁業交渉の經過……………二〇五  
ループル問題の再紛糾……………二〇五  
一九三四年漁區競賣の紛糾……………二〇六  
ループル再交渉の經過……………二〇七  
漁業條約改訂交渉……………二〇七  
改訂交渉準備の經過……………二〇七  
商議成立の前後……………二〇九  
日獨防共協定に絡むソ側の調印拒否……………二〇九  
暫定取極の成立……………二一〇

第三次暫定協定の經過……………二一〇  
蛟龍丸査證拒否紛爭事件……………二一三  
第四次暫定協定の經過……………二一四  
第五次暫定協定の成立……………二一四  
母船式鮭鱒漁業……………二一六  
沖取漁業の沿革……………二一六  
沖取漁業大合同の經過……………二一六  
母船式漁業取締規則の改正……………二一六  
母船式蟹漁業……………二一六  
蟹漁業の沿革……………二一六  
蟹漁業の實績……………二一六  
北洋漁業關係團體……………二一六

對ソ利權企業の發展過程……………二一六  
北樺太石油利權……………二一七  
北樺太石油開發の沿革……………二一七  
北樺太石油利權契約の大綱……………二一七  
北樺太石油會社の設立……………二一七

第九章 北洋漁業

北洋漁業の概念……………二一九

第十章 北樺太利權關係

日ソ貿易統計表……………一九九  
日ソ通商協定交渉……………一九九

附 録

日露媾和條約……………二二一  
日ソ基本條約……………二二五  
日本國「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間漁業條約……………二二五  
東洋防共思想史年表……………二二七  
歐洲大戰とソ聯邦……………二二七  
ソ聯對外比較統計……………二二七  
最新ソ聯全圖……………二二七  
ソ聯極東要圖……………二二七

第十二章 交通關係

試掘事業の發展經過……………一七五  
試掘期限延長交渉……………一七五  
新試掘五ヶ年計畫……………一七五  
政府の石油試掘助成内容……………一七五  
會社資本金及重役……………一七五  
北樺太石炭利權……………一七五  
北樺太石炭利權の沿革……………一七五  
北樺太石炭利權契約大綱……………一八〇  
石油石炭利權労働團體契約交渉……………一八二

日ソ貿易統計表……………一九九  
日ソ通商協定交渉……………一九九

歐亞旅客手小荷物、聯絡運輸の現在……………二〇六  
日滿旅客聯絡運輸……………二〇八  
シベリヤ經由歐亞貨物聯絡運輸……………二〇八  
貨物聯絡運輸の現狀……………二〇八  
歐亞國際列車時間改正……………二〇八

日露媾和條約……………二二一  
日ソ基本條約……………二二五  
日本國「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間漁業條約……………二二五  
東洋防共思想史年表……………二二七  
歐洲大戰とソ聯邦……………二二七  
ソ聯對外比較統計……………二二七  
最新ソ聯全圖……………二二七  
ソ聯極東要圖……………二二七

第十一章 日ソ通商關係

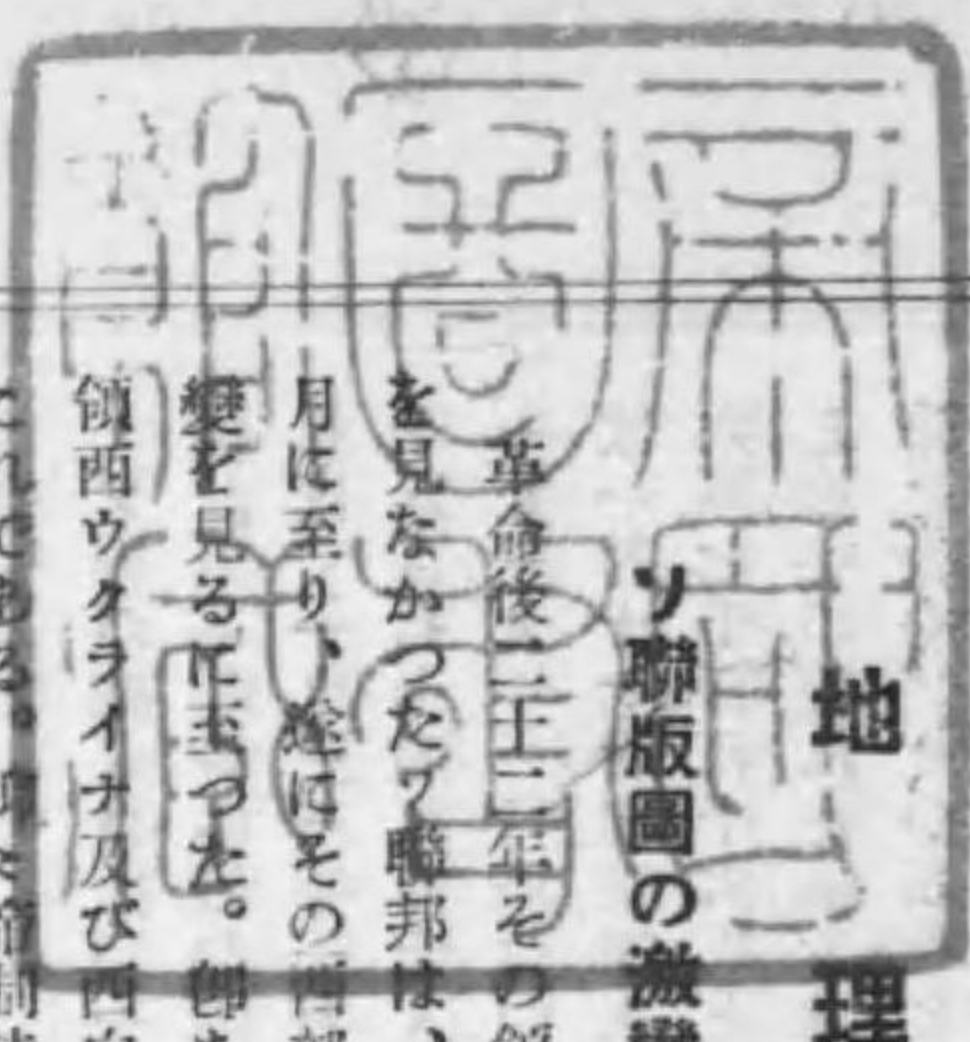
ソ聯邦の通商政策……………一八五  
ソ聯邦貿易制度……………一八五  
日ソ通商關係の展望……………一八六  
一、世界大戰前の日ソ貿易……………一八六  
二、大戰中の日ソ貿易……………一八六  
三、革命勃發より日ソ國交恢復迄の日ソ貿易……………一八七  
四、國交恢復の日ソ貿易……………一八七

駐ソ日本外交機關……………二二七  
駐日ソ聯外交機關……………二二八  
駐日ソ聯通商代表部……………二二九

日ソ外交、通商職員錄

ソ  
聯  
邦  
の  
部

# 第一章 地理及び沿革



ソ連版圖の激變

革命後二年を以て領土に些の變化を見なかつた聯邦は、一九三九年九月に至り、遂にその西部國境に一大激變を見るに至つた。即ち元ポーランド領西ウクライナ及び西白ロシアの併合である。據る帝制時代のロシアの總面積は二千二百五十三萬五千三百四十二平方千米であつた。十月革命によつてポーランド、フィンランド、リトワニヤ、ラトヴィヤとエストニア等が獨立分離した結果、その總面積は二千

第二章 地理及沿革

百二十七萬一千九百平方千米（小百科辭典）に減じたが、猶全世界陸地の一五、九八%即ち約六分の一に相當する領域を有し、東徑二六度より一九〇度一三、北緯七七度三七より三度一七の間に横はつてゐた。而してその北端は北氷洋に面するチェリユースキン岬、南端はアフガニスタンとの國境地點クシンスキー、東端はチユコトカ半島のデジネフ岬、西端は波蘭の國境で、國境の總延長六萬五千千米、中三分の一が陸地に接し、他は海岸線となつてゐた。即ち北は北氷洋を東にベーリング海に至り、こゝから太平洋に沿つて南下し、樺太で日本領に接し、次で日本海に沿

ひ、朝鮮、蒙古、新疆、アフガニスタン、イラン、土耳古を経て、黒海に至り、次でルーマニヤ、ポーランド、ラトヴィヤ、エストニア、フィンランドに境を接してゐたのである。それが西白ロシア、西ウクライナの併合によりソ聯の西部國境は直接獨逸と境を接するに至り、その面積も西白ロシア十萬八千平方千米、西ウクライナ十八萬八千平方千米、合計十九萬六千平方千米を加へることになつたのである。

而して新國境線は、リトワニヤ南部の突出部より西に向ひ、アウグストフの北を経て東プロシヤに達し、こゝからピサ河まで東プロシヤの現在の國境線を傳ひ、ピサ河からオストレンカ迄河に沿ひ、そこから東南に向つて進みブーグ河のヌールに至り、ヌールからブーグ河に沿うて南下クリスチノモールに達し、そこから西に向ひ、ラワル

スカの北を過ぎ、リュバチエフの北方を通つてサン河に達し、サン河の上流に進んで、ハンガリーの國境線に至るものである。

人口、密度

ソ聯の總人口は、一九三七年發行の統計集「社會主義の國家ソ聯邦」によれば、一九三三年一月一日現在一億六千五百七十四萬九千人となつてゐるが一九三九年一月施行の國勢調査の結果は一月十七日現在總人口一億七千四百六萬七千八百八十六人となつて居り(但し調査の後れた極北地方及び遠隔地の分を除く)その面積を二、二七一、九〇〇平方軒とすれば、人口密度は約八、一人となる。然るに西ウクライナ及び西白ロシアの併合により、人口も西白ロシアに於て約四百八十萬、西ウクライナに於て約八百萬を増加する結果と

なり、密度にも可なりの變化を招來した。

地勢

ソ聯の地勢は大體これを三つに大別し得る。(但し新領土についてはこれを暫らく除外す)

- (一) エニセイ河までの西部平原地帯。
- (二) エニセイ河より太平洋岸に至る東部高地地帯。
- (三) トルケスタン、コーカサス等の南部山岳地帯。
- (イ) 西部平原地帯は西部平原地帯はその廣表世界一の大平原を展開し、そのほと中央を餘り高くない(最高一、六八六米)ウラル山脈によつて断ち切られてゐる。ウラル以西は平均高度百七十米で、中部ロシア高地、沿ウオルガ高地、スモレンスコ・モスコーフス

カヤ山系等々多少の高地はあるが、僅かに若干地點に於て三百米を超えるにすぎない。ウラル以東の平原は更に平坦で、ほと北緯四九一五〇度の點で所謂キルギズ山層に断切られて居り、キルギズ山層は東に於てアルタイ山系に接続し、西に於てムゴドジャルイ山系に續いてゐる。而してキルギズ山層は北部は西シベリヤ平原を南部はアラル・カスピ平原から隔て、居る。西シベリヤ平原は更に低く、平均高度百米に達しないが、アラル・カスピ低地は平均高度二百米未満である。

この西部平原地帯は北部が概して森林地帯で、天然資源としてドンバスの石炭、クリウオイ・ローグの鐵礦、ウラルの鐵、石炭、プラチナ、銅、中部の燐礦石、北西部ヒマヌイ山系の燐灰石等々を産する。

(ロ) 東部高地地帯は東部高地地帯

即ち東シベリヤは前者に比してや、高く、平均高度も五百米に達せんとして居り、一部は高低雜多な廣漠たる臺地から成り、一部はそれらを圍繞する山脈から成つてゐる。最も廣漠たる臺地は中部シベリヤ臺地で、エニセイ河とレナ河の間に横はつてゐる。この臺地は西をエニセイ山層に圍まれ、南を東サヤン、ブリモルスキーその他の山脈に圍まれて居り、ブリモルスキー山脈はバイカル湖の西岸を形成してゐる。それより北東にかけてはヤプロノウイ山脈を中心とする所謂バイカル・オレクム・ネルチンクス山地が延び、レナ河の中流より東へ向つてはアルダン臺地が横はり、それは、北東及南西に延びてオホーツク海への分水嶺を成すスタノヴォイ山脈に連つてゐる。アルダン臺地の北方にはレナ・チウコト

臺地は標高二千米に達する。オイメコンより北西にはウエルホヤンスク山脈(最高二千五百米)、東にはコルイマ、アナドイル山脈(最高二千七百米)が連り、その北方に並行して最高三千米に達するチヨルスク山脈が横はる。スタノヴォイ山脈の南には最高五百米に達する臺地を成すアムール・ウスリイ地方があり、北方をザバイカル・アムール山系に、北東をブレイヤ山脈に限られてゐる。更に東方にはシホタ・アリン山脈(最高千六百米)や、アナドイル山脈に並行するカムチャツカ半島の諸山脈(最高峰はクリユチエフ火山四、九二〇米)がある。

跨る大平原を南方から圍繞する山岳地帯で、アルタイ山系(最高四、五五〇米)に端を發し、その後にはタルバガタイ山脈が續き、それは更に天山山脈(最高峰ハンテンダリ六、九九二米)へ續いてゐる。天山山脈の西にはソ聯最高のガルモ峰(七、六〇〇米)を有するパミル高原の他アライ山脈、レーニン峰(七、一四四米)のある後アライ山脈等々があり、更に西方イランとの國境には三千米を越すコベック・ダグ山脈、小バルハマイ、大バルハマイ山脈(一、八六八米)等があり、更にカスピ海の西方にはカフカズ山脈(エリブルウス山、五、六三〇米)が連つてゐる。カフカズの南方にはアルメニヤ高原が迫つて居り、その最西端はクルイム(クリミヤ)山系(一、五四一米)である。

この山岳地帯の天然資源は石炭(ク

ズバス)、鐵礦(クルイム)、石油(カフカイズ及中央亞細亞)等である。

河川、湖沼

ソ聯邦の河川はその地形上概して平地を流れ、延長、流域、水量に於て世界の大河に屬するオビ、エニセイ、レナ等はシベリヤにあるが、それ等は北氷洋に注ぎ、歐露の河川よりも結氷期間が長い。ソ聯の河川の特性は定つて訪れる春の氾濫で、その例外をなすのはカフカイズ及トルケスタンの山地を流れる河川である。歐露の河は、ラドガ湖の水量によりその水位が調節されるネヴァ河の如きを除いて、夏季甚しく減少する。それは大部分の河川が夏季減退する地下水によつて補給されてゐるからである。シベリヤの河川が水量豊富なのは地中への浸透少く、且つ蒸發の少量なるによるものである。

歐露の主なる河川は、その上流或はその支流の上流に於て、互に相接近して居り、且つ分水嶺があまり高くないために、一の水系を他の水系へ移動させ、運河で結ぶことが容易である。即ち現にウオルガ、ネヴァ、北ドヴィナ

河名	延長(軒)	流域(千平方軒)
オビ	北氷洋	二、九一五
エニセイ	同	四、三三七
レナ	同	四、〇一〇
アマール	同	四、六〇〇
ウオルガ	オホーリツク	二、八七〇
アマール	カスビ裏	三、五八七
アマール	アラル海	二、三九四
アマール	同	二、四五〇
アマール	同	二、二八三
アマール	同	一、八〇八
アマール	同	二、二二九

湖沼には世界最大の湖水カスビ海、淡水湖中の最大なものはいカル湖(四十三萬八千平方軒)があり、それについでアラル海(六萬四千五百平方軒)があるが、これらは鹹水湖である。

積の對比を求めれば、我が四國本島の約二倍に當る。この他の主要湖水には、バルハシ(十萬八千七百平方軒)、ラドガ(一萬七千六百平方軒)、オネガ(九千七百五十平方軒)、イススイク・クウリ(五千九百平方軒)等がある。而して湖沼の最も多いのは歐露の北西部、カスビ海沿岸の低地及び西シベリヤの低地等々である。

氣候、植物、土壤

ソ聯邦は亞熱帯から寒帯にまで亘つてゐるが、全體として典型的に大陸的で、それが最も著しいのは東シベリヤ高原とバミール高原である。とはいへ歐露、シベリヤ、トルケスタン、カフカイズも互に甚しく異つてゐる。歐露の氣候にとつて決定的因子をなすものは、その東に冬季甚しく寒冷化す廣漠たるシベリヤ大陸が横はつて居り(ウ

エルホヤンスタクでは零下六九度八に達する)、それよりステップ地帯の北部を貫いて高氣壓地帯が延びてゐること、この高氣壓地帯は歐露を南北の二地方に分ち、それらは更に各々植物と土壤によつて特色づけられる二地帯に分けられてゐる。

(一) 北東部のツンドラ(凍土)地帯 年平均温度は零度乃至零下五度、一月のそれは零下二〇度乃至零下二二度、七月のそれは八度乃至一〇度で、雨量は三百軒に達しない。冬は長く夏は短く、積雪日數二百日を超える。

(二) 針葉樹林帯或はタイガ(密林)地帯 森林と苔生湖沼の多い地方で、その南部境界はレニングラードよりニジニイ・ノヴゴロドを経てカマ河とウオルガ河の合流點を通過し、ウラルの大部分を包含する線である。年平均温度は零度乃至四度、一月は零下一〇

度餘、積雪日數百六十日を超え、雨量は約五百軒、冬は南西風である。南部は潤葉樹も混つてゐる。

(三) 林草原及草原地帯 年平均温度三度乃至一一度、一月一零度乃至零下一五度、七月一二〇度乃至二三度で、雨量三百乃至五百軒。夏は暑く乾燥し、冬は厳しく、春は早い。又冬は東風で夏は西風が吹く。土壤は黒土である。

(四) 沿カスビ海の半荒野地帯 年平均温度六度乃至一二度、一月一零度乃至零下一四度、七月一二三度乃至二五度で、雨量は三百軒以下、積雪日數四十乃至百二十日である。

特殊な地帯をなすものはクルイム南岸の狭い地域で、冬は温暖で(一月の平均温度四度)夏は乾燥し、雨量五百軒以下である。植物は常緑樹が多い。西シベリヤは歐露と東シベリヤの中

開地帯で、東シベリヤでは温度の高低が特に甚しく、例へばウエルホヤンスクに於ては最低零下六九度八より最高三三度に達する。

ソ聯にあつては四季の移り變り極めて早く、凍結の温度も激しく、ヤクーツクに於ては一七米に達したことがある。しかし乍ら、かくの如き凍結も樹木の繁殖を妨げない。何故なら樹木が根を張るに十分な深さまで夏季凍土が融けるからである。凍結はアムール流域にまで擴まつて居るが、東へ行くに従つて、降雪は少くなる。例へば歐露にあつては降雪が雨雪量の三〇%に達するのに、アムール流域に於ては僅かに一〇%にすぎない。オホーツク海及日本海の沿岸は結氷と寒流の影響を受けて氣候が寒冷である。即ちウラヂウオストークに於ける七月の平均温度は高緯度のモスクワと同じく一九度で

あり、アムール河下流も北露ドヴィナ河下流のアルハンゲリスクと同じく約百八十日間結氷する。前述の通り雨雪量は東へ進むに従つて減少するが、それは北へ進むと更に著しく、南部シベリヤでは四百耗なのが、オブドルスクでは三百耗、ヤクーツクでは二百耗に減する。しかし太平洋岸では再び多くなり、ウラヂウオストークでは六百耗、カムチャツカのベトロバゾロフスクでは八百八十耗に達するが、アナドイルでは再び減じて二百七十耗となる。東シベリヤでは、殊に冬は、晴れて乾燥した無風の日が多く、そんな時は寒冷も遙かに緩くなる。同地方の晴天日数はクルイム南岸より多い。即ち一月に於けるそれはヤルタの三日に對し、ウエルホヤンクスでは十日、ブラゴウエシチエンクスでは十五日となつてゐる。東シベリヤの大部分は主として落

葉松の密林に蔽はれ、アムール流域は針葉樹に潤葉樹が混つてゐる。又極東地方では季節風モンスーンの影響が見られる。

トルケスタンの氣候は、土地が高いために種々雑多な特徴とする。トルケスタンのみならず、ソ聯全土に於て最も高い年平均温度——一五度六乃至一六度三——を保有してゐるのがクラスノウオドスク以南のカスピ海沿岸及び沙漠の南邊である。又最も寒い場所はバミール高原で、年平均温度一度二である。即ち最低はバミールの零下四六度七で、最高はメルウ近くの四五度二である。平地にあつては七月の平均温度は赤道直下の最も暑い月の平均温度よりも、尙且つ二度乃至四度も高い。同時に北部の冬は極めて厳しく、シンフェロポリと同緯度にあるカザリンスタの如き、一月に於て、北緯六

九度のコラ地方(零下一度五)と同じ寒さである。これは寒いシベリヤからの北風及北東風をまともに受けるためである。一年間の雨雪量は、若干の例外を除き、三百耗以下で、バミールの如き六一耗に達しない。最も多く降るのは春の数ヶ月で、夏は乾燥する。雨雪量の少い結果、トルケスタンでは植物の乏しい沙漠地、半沙漠地が多く従つて農業は主として人口灌溉によつて行はれる。開墾地は溪谷及び山麓の肥沃な黄土地にオアシスの如く散在してゐる。樹木は常緑樹が多く棉花の栽培はうまく行つてゐる。

カフカースの氣候も同様起伏が多く、且つ温い黒海、カスピ海の中間にあることによつて制約されてゐる。中央山脈の高峰はカフカースの氣候を二分するもので、それより以北の前カフカースは歐露南部地方と似て居り、以

南の後カフカースは年平均温度も冬季温度も高く、黒海沿岸バツミに於ける一月の温度は六度一、カスピ海沿岸バクウのそれは三度四である。黒海はカスピ海よりも深く、且つ地中海よりの暖流を受けるため、より一層氣候に温暖な影響を與へるが、しかもカスピ海沿岸の夏季温度は黒海沿岸よりも高く、七月に於けるバクウの温度は二六度なるに反し、ソーチに於ては二三度である。黒海沿岸の風は明らかにモンスーンの性質を帯びて居る。雨雪量の最も多いのはバツミの二千五百耗、最も少いのはバクウの二百二十八耗である。

要するにソ聯全土の約一三、六%は沿北極圏或はツンドラ地帯であり、四九、六%は密林地帯、六、六%は森林及林草混合地帯、一五、五%はステツブ地帯、九、三%は沙漠、半沙漠地帯、

五、六%は緑樹或は亞熱帯植物地帯で、殘餘は河川湖沼地帯である。

### 沿 草

#### 帝制時代の概観

革命前のロシアは進歩した資本主義的經濟機構と、極めて時代遅れな田園經濟とが並行してゐた。可耕地二億八千萬ヘクタールのうち、農民の所有は一億三千八百萬ヘクタールにしか上らず、殘餘はツァーリの同族と教會の國庫と大地主の所有に屬してゐた。又、農場數千五百萬のうちでは約一千万が貧農の手に渡つてゐて、彼等は農牧以外に仕事を求めてやつと生活を支へてゐた。約七千萬ヘクタールが三萬の地主に三百萬ヘクタールが中産農民に、二百萬ヘクタールが富裕農民に屬してゐた。



ロマノフ王家は、一六一三年から一  
九一七年にかけ三世紀以上ロシアを支  
配してゐた。ツァーリ帝制の獨裁的支  
配は、非人道的な國家主義と、人民に  
一片の政治的權利をも許さない壓政と  
農民に加へられる地獄的搾取とに基礎  
を置いてゐた。このツァーリ行政の下  
では、種々の分存小民族が迫害され、  
ウクライナ、白ロシア、ポーランド、  
バルチック諸州、コーカサス、中央ア  
ジア、ヴォルガ地方、及びシベリヤが  
強壓と暴虐のみを與へられてゐた。し  
かもツァーリの政府は、ロシア帝國內  
で守舊的反動と虐政とを保持して行つ  
ただけでなく、その活動は國境外にま  
で及ぼされ、一八一五年にはフランス  
でブルボン家の復辟に助勢し、一八  
四八年には匈牙利の革命を粉砕するこ  
とに、又一九〇八年には波斯の革命を  
鎮壓することに暗躍したのである。

尤も國民が忍従のみを事としたので  
はなく、民衆も、若干の革命的團體も  
一再ならず起上つて抗争を企てた。例  
へば、一八二五年の十二月黨員の謀叛、  
一八六〇年及び七〇年代に於ける革命  
主義的ナロードニキの運動、所謂ナロ  
ードナヤ・ウオーリヤ黨（人民の意志  
派）の壯烈な抗争があつて、此等は遂  
に、一八八一年に於けるアレクサンド  
ル二世の暗殺といふ大事變にまで發展  
したのである。

しかし、革命主義者の團體や農民の  
一部によつてなされた虐政への初期の  
抗争は、まだツァーリの支配権を顛覆  
せしめるには至り得なかつた。革命運  
動が確乎たる地位を占めるやうになつ  
たのは、このロシアで産業が発達し、  
労働者階級が結成され、ポリシエヴィ  
キ黨（後の共產黨）が創成されてから  
のことである。

一九〇五年革命

一九〇〇年から一四年に亘る間に於  
いて、銀行の資本は三倍に激増し、産  
業的企業の大部分は改變されて、株式  
會社の經營事業となり、銀行の監視下  
に置かれるやうになつた。そして、一  
九一七年の革命直前には、銀行業と産  
業資本との融合と、それを土臺にした  
一つの強力な經濟的集團の形成とが長  
足の進歩を遂げてゐたのである。

帝制時代に於ける最初の革命は一九  
〇五年に勃發した。同年の一月二十二  
日（舊曆一月九日）、日曜日、聖像と十字架  
をふりかざし、祭司ガボンを先導者に  
した労働者の行列が、聖ペテルスブル  
グ（大戦中ベトログラード、革命  
後レーニングラードと改稱）でツァ  
ーリの宮殿を指して練り出したが、そ  
の目的は、何等不穩の性質を帯びない  
敷願書を提出するにあつた。ところが、

この行列は銃弾を以つて迎へられたの  
である。そこで、全國の工場労働者を  
初め、農民の大部分と、大小の都市に  
おける革命的中産階級は此の虐殺によ  
つて激昂し奮起した。同盟罷業の大波  
濤がロシア全土に捲き上がり、次いで  
地方にも暴動が起つて、土地の略奪、  
放火等が續出した。

一九〇五年の夏近くには、この動亂  
が重大化するに至つた。工業地方に於  
けるストライキ運動は全國に波及し、  
その結果、聖ペテルスブルグ、モスク  
ワ及び若干の他の都市で労働者代表評  
議會が結成されることになつた。同時  
に又、この革命運動は陸海軍にまで瀾  
蔓延し、六月二十七日には巡洋艦ボチヨ  
ムキンが反旗を掲げた。越えて十月の  
半頃になると、急速に増大しつゝあつ  
た運動が全國的總罷業にまで發展し  
て、ロシア全土の工業團體を活動不能

に陥らしめたのみでなく、鐵道による  
交通・運輸、郵便・電信による通信、中  
等學校、大學等々までが麻痺状態に投  
ぜられた。

そこでツァーリの政府はいくらか護  
歩的態度に出て、十月三十日に布告を  
發し、言論・集會・出版の自由を許容す  
る外、憲法制定議會の召集を約した。

しかし、數次の同盟罷業と散在的に  
繰返された叛亂とは、遂に一九〇五年  
十二月に於けるモスクワ蜂起を誘發す  
るに至つた。十二月の十日から十九日  
にかけて、モスクワで激烈な戦闘が續  
き、ポリシエヴィキが叛亂の指導者と  
して主役を演じた。之に對しツァーリ  
の政府は、精銳な守備隊とコザック兵  
とに加ふるに砲兵を以つてし、バリケ  
ードを血の海に陥没せしめた。このモ  
スクワ蜂起の敗北は、一九〇五年革命  
の運命を決したのであつて、ストライ

キと農民一揆は一九〇七年まで斷續し  
て行はれたが、革命そのものは鎮壓さ  
れ、守舊的の反動が攻勢をとるに至つた  
のである。政府の布告によつて召集さ  
れた第一及び第二の議會は解散され  
た。そして、一九〇七年六月二日の第  
二次議會解散に際して、政府は新たに  
皇帝の勅令を發布して選舉法を改變  
し、第三及び第四の議會では、右黨と  
保守派十月黨の壓倒的多數を確保す  
ることが出来た。

そこで、政府は更に進んで所謂スト  
ルイビン農業改革の遂行に着手した。  
總理大臣ストルイビンは、已に一九〇  
六年十一月九日に勅令の宣布を乞ひ村  
に附屬した土地（從來賣却を許されず、  
村自體が貸付けて耕作  
させるか、又は共同耕作に宛、所有者  
てられてゐた村有共同耕地）を、所有者  
となるべき約束の下に農民（買受金の年  
（得）に分配し、それ等の土地を個人所

有の農家(住宅及び畜舎・納)と地所とに分割して經營せしめることにしたのであるが、今や政府は、農村に於いて土地私有の状態を生ぜしめ、(農業用建物に關)農業法を制定し、或は又大地主の所有に係る土地の一部分を賣却せしめたり、農民銀行を設立したりすることによつて、農村内に保守主義の富裕農民といふ有力な一階級を作り出し、彼等をして現制度への支柱たらしめようとした。然し、このストルイビン改革は全然失敗に終つたのである。一般農民は、この富裕農民本位の改革に敵對的態度を示した。即ち、全農民中の二〇%のみが舊來の村を去つて(大抵村に隣接す)土地の所有者となり更に一〇%のみが小作人としてその建物と耕地とを借り受けたのである。

政府は又、一九〇七年の六月三日以後、商工業に従事してゐる有産階級中

の主要な大立物と提携的な關係を結んだのであるが、然し實のところ、依然として農奴制の理想上に立つてゐる政府たるに外ならなかつた。階級軋轢は減ずるところでなく、むしろ一層激化するに至つた。

革命運動の挫折後に始められた全面的暴壓、反抗的色彩を帯びた新聞紙の發行禁止、労働組合や教化的團體の強制解散も、革命運動そのものを死滅せしめることは出来ず、それはその後幾度か鎮壓されたが、然かも息の根を止めるまでには至らなかつた。殊に、レーニンとその統率下にあるボリシエヴィキ共産派とは、革命的闘争を放棄しようとするメンシエヴィキ派(社會民主黨として)の企てに對して血戰的に之が粉碎に力めた。

革命運動は、一九〇七年から一〇年にかけて凋落の趨勢にあつたが、この

時期を終へて一九一〇年の末頃になると、又もや新しい勢力を得るやうになつた。特に一九一二年四月にレナ探金地で労働者の虐殺がなされて以來盛んに蔓延した。一九一〇年にはまだ同盟罷業者の数が四萬六千を算してゐたに反し、一九一三年と一九一四年には一躍八十八萬七千と百三十三萬七千に激増したのである。更に、一九一四年七月十七日から同月の末までの短期間に於いて、ペトログラードでは流血の衝突が幾度も頻發した。又多くの地方では、パリケードが構築され、その周圍で凄惨な戦闘が演ぜられて、現實的な革命情勢がロシアの中で勃發しつゝあつた。ツァーリ統治下のロシアは、實にかうした、極度に尖鋭化した階級闘争の情勢を孕んでゐるところで、世界大戰に捲き込まれたのである。舊支配階級たる貴族の墮落と無理想状態の深

化といふことも、その前奏曲として無視するわけにはゆかない。

### 世界大戰と民主主義

ロシアが世界大戰に参加したのは、新しい版圖への征服慾、殊にコンスタンチノーブルと地中海に通ずる海峡を領有しなければならぬと云ふ慾望を初め、數多の要因によるものであつた。

ロシアがその領土慾を實現せしめ、一方一層有利な條件で獨逸へ穀物を輸出し、獨逸の物資を輸入したいと云ふ慾望を達することは、獨逸に完全なる戦敗を與へ、土耳其と埃匈國へ解體的打撃を加へることによつてのみ可能であつた。(一八九四年に締結され、一九〇四年に批准された露獨協約は、ロシアの地主と資本家とに多大の損失を齎らしつゝあつた。)

戦に参加せしめた理由は、軍事的・外交的のもののみではなく、又國內的のものでもあつた。宛も階級闘争が極度にまで激化してゐた時だつたので、政府は冒險的な戦争へ立入ることによつて、この情勢から脱出しようとして期待したのである。

即ち、愛國的熱情がよく國內的確執を滅却せしめ、革命運動をさへ粉碎してくれらるだらうと期待したのであつたが、最初の間は此豫想からの策謀が成功するかに見えた。革命主義の下に結成された労働組合は解散を命ぜられ、峻嚴な軍政的監察が施行され、戦争に反對し戦債への否決投票をしたボリシエヴィキ派の代議士は逮捕されて追放に處せられるか、又はシベリヤへ送られて苛酷な労働に就かせられた。

實のところ、ツアリーの政府は長期の戦争に堪へるほどの準備を整へてゐなかつたのである。その軍需品支給は最初の數ヶ月で杜絶の已むなきに至り獨逸のマッケンゼン將軍が一九一五年四月ガリシヤに於けるロシア戦線を撃破すると共に、總退却が始まつたのである。獨逸は同年の夏中にロシア領ポーランドの事實的占領を遂げ、コヴノ、ノヴォゲオルギエフスク、オツソヴエツク、及びブレスト・リトフスクに互一聯の要塞を奪取した。

そして、戦局が進むにつれ、經濟生活の解體的過程は日毎に深刻さを増して行つた。最初の重大な障害は運輸の方面に於いてあらはれた。ガリシヤとポーランドからの退却が行はれた爲め、引揚の荷物と避難民とで鐵道は動きのとれないものになつた。又、燃料と原料品と食糧の補給に關しても由々

しい困難が出来て來た。已に工業と農業の部面では生産減退が引き續いてゐたのである。大規模の動員と家畜等々の徴發は、農業地方に於ける勞働力に激減を招致し、播種を終つた耕地からは幾らの收穫も得られず、家畜の飼育も荒廢に委されるの外なかつた。かうした經濟的崩壞が甚しくなると共に、民心の不滿・不穩が急速に擴大して行つた。暴風的なストライキ運動が先づ表面に現はれ、一九一五年にはストライキ件數九百二十八、参加者五十四萬を算し、一九一六年には件數が一千六百に、参加者の數が百三十萬に激増した。

打ち續く敗軍の報道、政府に戦争續行の能力がないことの見えすいて來たこと、刻々に急迫しつゝある革命不可避の情勢——此等の凡てはロシアの上層部に屬する有産者と地主とに動搖と成され、此等は著しい勢力を張るに至つた。しかし、此等が行政上の案件にも参加するだけの權限を得ようと計つたことは、宮廷方面からの反對によつて一蹴された。

そこで資本家等は、戦争が必然に負けることを見通し、民衆の革命的蜂起が急迫しつゝあることを恐れた結果、一つの宮廷××を計畫し始めた。一九一六年十二月三十日のラスプーチン暗殺はこの××の發端を劃したもので、彼等は、それがツアリーの退位を招來するだらうと豫期してゐたのであるが、この宮廷××は一つの全般的革命によつて阻止された。

一九一六年の終りから一九一七年の初めに於いて、經濟生活の一般的崩解は一層重大な状態を示すに至つた。工業的企業で閉鎖の運命に立ち到つたもの數が激増し、食物供給の困難が一

層加を來たさしめた。前述の如く、一九〇五年の革命以後、帝制政府はいくらか有産階級と云ふ無形王國と提携的な關係をつけたものゝ、實はやはり農奴制(表面上は一八六五年アレクサンドル二世によつて廢止)の原則を固守して來たのである。即ち、議會の權能は制限され、ツアリーは自らが必要と認め次第早速解散を命じ、その後何年でもその召集を放置してゐたのである。約言すると、一切の權力がツアリーと××群臣との手中に集中されてゐた。殊に大戰勃發後一九一六年までは、事實上の權能がグリゴリー・ラスプーチンなる一僧侶の手に握られ、ツアリーの一族は彼を神聖な老僧と崇め、その言説は神自らの言葉と傳へるものであると信ぜられてゐた。皇帝と妃との往復尺牘として出版されてゐるものに就いてみても分る通り、多少とも重大な政治上の手段方策は、一

層加はり、生活費の昂騰が愈々甚しくなつた。三月八日にはベトログラードの大小工場で幾多の罷業が起り、同日中には参加勞働者の數が九萬に上ぼり、翌日には二十萬を算し、三月十日には更に約二十五萬に躍進した。そして、その間ボリシエヴィキ黨の指導的活動は目覺しいものであつた。民衆は街頭に出て、警官との衝突が隨處に起つた。警察部では、革命騒動の鎮壓が非常手段に依るより外ないと見た。そこで、一九一六年の終りと、一九一七年の初めには、内務大臣プロトポポフの命令によつて、主要街路に沿つた家々の屋根裏に機關銃が据えつけられ、警官と軍隊が部署に就き、大部隊の軍隊は大小の工場に向つて進發した。民衆運動の勃發を見るや、ツアリーはベトログラードの知事カバロフに宛て、「革命を鎮壓せよ」と打電した。

つとして先づこのラスプーチンへの相談なしには行はれなかつたのである。大臣の任免も、議會の召集期決定も、軍事上の命令も舉げて皆彼の裁斷に委ねられてゐた。この所謂闇の力としてラスプーチンが全能的に支配しつゝあること、及び單獨媾和が締結されさうになつてゐると云ふ風聞は、已にロシアを經濟的に支配しつゝあつたブルジョアジーに多大の憂懼を抱かしめることになつた。大戰に生だつ數ヶ年、殊に大戰の續いてゐた間、この有産階級は危惧から一轉して騒起し、政治的行動の方面で急速に勢力挽回を圖り、地方の統治機關と教育事業とに手を延ばして實權を收め、いろんな種類の協議會や地方議會を組織した。

大戰中には、軍需工業代表者、ゼムスキー・ソユーズ(町・郡會同盟)、及び市町同盟が軍隊後援の目的を以つて結

然し、どんな力もそれを防遏するこ  
とが出来なかつた。三月八日には、ツ  
ナメンスキー街でコザツク兵が群衆の  
味方となり、彼等の爲めに警官の襲撃  
を引き受けて防戦した。又、三月十一  
日には、バヴロフスク聯隊の一部が叛  
亂鎮定の爲めの出動を拒否した。更に  
十二日(舊曆二月)には、ヴオリンス  
キーその他聯隊の兵が騒起して××戦  
の爲めに武器を執り、各大臣は逮捕さ  
れるに至り、こゝにツァーリの獨裁は  
轉覆した。次いでベトログラードでは、  
労働者及び兵士代表のソヴェートと議  
會の長老代議士から成る評議會が形成  
され、同じ運動は他の諸市にも波及し  
て、續々と労働代表ソヴェートが成立  
したが、それ等の結成にはポリシエヴ  
イキ黨が火花が散らすほどの活躍をし  
たのである。それに又、革命は間もな  
く軍隊の中へも侵入して兵士等は兵士

二月革命から七月  
事件まで

代表會議を形成し始めた。三月十五日  
には、二人の右翼代議士シユルギンと  
グチコフがニコライ帝に謁見を求  
め、皇帝をして自分自身と皇太子の爲  
め又皇帝ミハエル・ロマノフの爲、退  
位聲明書へ署名するの餘儀なきに至ら  
しめた。一方有産階級の側で帝制存続  
の運動が起つたが、この企圖は労働者  
と兵士の間に深甚な××を惹起せし  
め、ミハエル・ロマノフも三月十六日  
に退位せざるを得なくなつた。そこで  
假政府が組織され、閣員は主として立  
憲民主黨員と十月黨員(君主々義者)か  
ら成り、首相の位地にはリヴオフ公が  
就いた。社會主義者の代表としては、  
第四議會の代議士であつたケレンスキ  
ーが加はつて司法大臣となつた。

宣言によつて、政府は最後まで戦争を  
やり通すつもりであること、及び、對  
外政策ではツァーリ政府の方針を踏襲  
して行くつもりであると云ふことを強  
調した。

政府によつて發表された此の宣言で  
は、大衆の最大關心事となつてゐる問  
題について何等明確な事が表明されて  
ゐなかつた。假政府の方では、此等の  
問題に關し民衆と妥協する意志がなか  
つたのである。土地問題に關しては、  
假政府は只この問題が憲法制定議會に  
よつて解決さるべきことを告げるに留  
めておいた。そして、農民の間に展開  
しつゝある革命運動に對する抗争へ努  
力を集中し、隨つて、丁度その當時始  
まつてゐた農民の實行的大衆運動に對  
して抑壓の措置を執つた。それから戦  
争については、假政府はニコライ帝の  
退位を目して、戦争を一層強力に續行

する爲めの一手段と見てゐた。即ち假  
政府は、四月九日の宣言書に於いて、  
必要上幾らかの粉飾を施しながらも、  
戦争の徹底的遂行と、ツァーリ政府の  
方針通りに外交を續けると云ふ事を力  
説した。そして外務大臣ミリニコフ  
も單獨に聯合國の政府に宛てた五月一  
日の外交文書に於いて、公然と、我々  
は戦争の成果として、必要な保證と締  
約條項の遵守を強制するに充分な手段  
が確立されることを要求し期待すると  
通告した。

召集されても、自分等に土地を分配し、  
て呉れようなど、は信ぜず、直接行動  
に訴へ、××によつて土地の奪取を敢  
行しつゝあつた。四月十六日にはウリ  
ヤーノフ・イリイチ・レーニンが亡命  
地瑞西からベトログラードに着いた。  
彼はツァーリ政府の迫害を受け、永い  
間流刑生活を強ひられてゐたのである  
が、首都歸着の翌日、現在の革命に於  
けるプロレタリアートの任務に關する  
歴史的テーゼを發表した。これは、勞  
働者の政治的見地と戦術に關する凡て  
の問題へ簡明な解答を與へたもので、  
五月七日から十二日まで續いたベトロ  
グラード代表者會議に於いて、より以  
上の案件を決定する爲めの基本として  
採用された。カーメネフ、ルイコフ等  
は、革命を有産階級に於ける民主主義  
革命まで、喰ひ止めようと試みたので  
あるが、レーニンは明らかに、革命は

今ぞ第一期（無産大衆の自覺と訓練が  
缺けてゐた爲めに、權力をブルジョア  
ジーに持つて行かれた時期）から、一  
切の權力が労働者と貧農とに引渡さる  
べき第二期への過渡期にあると揚言  
し、この移行が如何に行はれ達成さる  
べきかの問題を提示した。  
そこで、彼を指導者とするボリシェ  
ヴィキ黨は、労働者と貧農と中産農民  
と兵士の大半を獲得する爲めに活潑な  
闘争を始めた。四月の示威運動は黨勢  
の隆々たる伸張を示すに餘りあるもの  
であつた。それは六月の示威運動によ  
つても明白に認められたのである。  
一方に於いて、メンシエヴィキ派と  
社會革命黨の支持を受けてゐた假政府  
は、聯合國政府の壓迫下に必死の決心  
を以て、攻撃戦への大膽な準備に取り  
かゝつた。

攻撃戦の成功も永くは續かなかつた。  
それから二日と経たないうちにロシヤ  
の軍隊は敵軍の撃退する所となり莫大  
な数の將兵が或は戦死し或は捕虜にさ  
れて、この敗戦以後、政界の形勢は一  
層險惡となつた。  
ブルジョアジーの間からは、戦線に  
於いても死刑が適用さるべきこと、後  
方の兵員補充と戦闘力強化を必要とす  
る旨の要望が叫ばれた。そして、資本  
家は結束して労働者への攻勢を展開し  
た。一九一七年の四月にはベトログラ  
ードに於いて百八の工場が閉鎖され、  
三萬八千七百五十五名の職工が解雇さ  
れた。日常必需品の価格は二倍三倍に  
暴騰し、通貨の價格暴落が現はれたに  
拘らず、給料は舊のまゝに据え置かれ  
てゐた。  
ストライキ運動は此の情勢の下で急  
速に増大し、六月と七月には農民蜂起

の狂瀾が全國に瀰蔓した。七月の三日  
から五日にかけ、ボリシエヴィキ黨の  
指令によつて靜穩な示威運動が行は  
れることになつてゐたが、政府はこの  
機會に乗じて革命を潰滅させようと決  
心した。示威行列の群は軍隊の發砲に  
遭ひ、次いで無数の参加者の逮捕と、  
彼等の引渡し要求とが始められた。七  
月二十日にはレーニンに對して逮捕命  
令が下され、黨員の悉くも身を隠すの  
餘儀なきに至つた。レーニン自身は、  
労働者に助けられてベトログラードの  
近在に逃れ、暫くの間一茅屋に隠れ潜  
んでゐたが、後フキンランドへ亡命し  
た。然かし黨はそれほど弾壓下に置  
かれながらも、尙よく革命の爲めの重  
要な活動を爲し得たのである。

十月革命

七月二十五日から八月三日にかけて

黨の第四次大會が開かれ、スターリン  
によつて讀み上げられた一般報告には  
プロレタリア革命の志向と目的と、次  
いで社會主義が全國土の上に建設さる  
べき必要が簡明率直に記述されてゐ  
た。そしてこの大會では、ブルジョア  
ジーの反革命的獨裁権の全面的××を  
期して奮闘すべきことが議決された。  
此等の七月事件の一過と共に、權力  
の二重存在は終焉を告げ、全權力はブ  
ルジョアジーの手に收められ、その主  
だつた一群は鋭意非常手段への準備を  
進め、××獨裁制の樹立を自論んだ。  
七月十六日には、政府内の立憲民主々  
義者の閣員が辭表を提出し、數日後の  
二十日にはリゾオフ公が首相の地位を  
去つてケレンスキーがその後を襲つ  
た。そして、メンシエヴィキ派と社會  
革命黨とに制肘された勞兵委員會は、  
この假政府が「國家を革命より救済す

る爲めの政府」であると聲明した。七  
月二十五日には戦線に於いて死刑が執  
行され、コルニローフ大將が新たに總  
司令官に任ぜられた。又、この七月に  
は、反革命的勢力の強化を計る爲めの  
全國協議會がモスクワに開かれたが、  
各種資本家や將官や將校やメンシエヴ  
ィキや社會革命黨の組織に係はる特殊  
團體の代表者がその主だつた参加者で  
あつた。  
これに對し、モスクワの労働者はス  
トライキを以つて應酬した。この協議  
會に於いて、コルニローフとカレヂン  
の二大將は、軍後方に於いても死刑の  
適用がなさるべきであることを要求  
し、更に尙、勞兵代表者會議と兵士委  
員會の解體、並に兵士の權利聲明が廢  
棄されて將校に全權力が歸せらるべき  
ことを要望した。然るに、この協議會  
の開催中に、立憲民主黨の指導者等と

モスクワ資本家との間に合意の申合せが出来た結果、コルネーロフ將軍は反動的叛亂を起し、九月八日に武装した軍隊と、強猛なコサツク部隊とをベトログラードの方へ進發せしめた。彼は此の進軍を背後にして政府へ數ヶ條の要求を突きつけたが、それは實際上に於いてケレンスキーを閣員の位地から遠ざけること、コルネーロフ自身を獨裁官に任じて内閣組織に當らしめることの二事に盡きるのであつた。之に對して、亡命を欲しなかつたケレンスキーはコルネーロフを一叛逆者として宣言した。このコルネーロフの颯起と強請は労働者・兵士・農民の大多數を憤激させ、ボリシエヴィキ黨も、ケレンスキーの假政府に對しては依然として見離した態度を持すると共に、大衆に向つてコルネーロフ撃滅の必要を呼號した。コルネーロフの軍隊は宣傳に

影響されてベトログラードへの進軍を拒むに至り、部隊を指揮してゐたクルイモフ大將は自殺した。次いでコルネーロフと彼の配下にあつた將官等は牢獄に投ぜられたが、後彼等の監視に當つてゐたコサツク兵と共にドン地方へ逃亡した。

一九一七年の九月と十月とは、危機の増大を特徴とする一時期であつた。そこには支配階級に於ける全くの混亂と、メンシエヴィキ派と社會革命黨からの脱退増加と、ボリシエヴィキ派への中間分子の加入とが見られた。一方永引くばかりの戦争は一般的な崩壊を激化し、労働者の飢と惨苦が一層加はつて行つた。他方貴族の領地が片つぱしから襲ひ荒らされ、農民は地主の所有に係る耕地と農場と家畜と物資の暴力奪取をやり始めた。都市でも村落でも軍隊でもボリシエヴィキ派の勢力が

増大を特徴とする一時期であつた。そこには支配階級に於ける全くの混亂と、メンシエヴィキ派と社會革命黨からの脱退増加と、ボリシエヴィキ派への中間分子の加入とが見られた。一方永引くばかりの戦争は一般的な崩壊を激化し、労働者の飢と惨苦が一層加はつて行つた。他方貴族の領地が片つぱしから襲ひ荒らされ、農民は地主の所有に係る耕地と農場と家畜と物資の暴力奪取をやり始めた。都市でも村落でも軍隊でもボリシエヴィキ派の勢力が

急速に増進した。彼等はもう八月の末と九月初めに、ベトログラードとモスクワの勞兵ソヴェートの大半を獲得するに至つた。そして九月には、モスクワ議會の爲めの選挙に於いてボリシエヴィキ派は全投票数の五〇%を獲得し、各地の軍隊も一致して支援を與へることになつた。ボリシエヴィキ派は又、兵士委員會のうちから多數の加盟者を迎へた。他方社會革命黨の左翼は分離して、新たに左翼社會革命黨が結成され、この新黨は、耕地が直ちに農民の所有に歸せらるべきこと、勞兵委員會の権能確立を主張した。ベトログラード近くのクロンシュタットとモスクワとでは労働者の武装が急速に進められつゝあつた。假政府はしきりに外國からの助勢を求めたが、それは無益な跳きに過ぎなかつた。九月二十五日に政府は全ロシア民主々義者協議會を

開き、それを立法権のない一種の協議會に仕立てたが、此の協議會と、それによつて任命された評議會とはボリシエヴィキ黨員によつてボイコットされた。そこで政府はそれらの會を解消するに決し、共和制の採用を聲明した。しかし、その時はもう假政府の壽命が盡きてゐたのである。

危局は擴大し、ボリシエヴィキ黨は、労働者・兵士・農民の過半数を支援として、十月二十三日の集會で武装叛起の手段に出づべきことを議決したが、此の決議は、十月二十九日に於いて、黨中央委員會の集會で全面的に承認され、スヴェルドロフ、スターリン、ブノーフ、ウリツキー、及びヂエルジンスキーから成る特別革命委員會が設置された。叛亂の指導権は、事實上此の委員會の手中に托せられてゐたのである。

それから數日の後、假政府は革命軍事委員會を審問に附しようとして決心した。ボリシエヴィキ黨委員の指令は、ベトログラード地方司令官によつて遂行を阻害され、委員會に屬する係員其他の逮捕命令が發せられた。しかし、十一月七日（舊曆十月二十五日）には革命委員會の指令下にある軍隊が政府の官衙と鐵道停車場と郵便・電信局等を襲うて占據した。革命の指導本部であるスモリーヌイ會館ではトロツキー、ヨツフェ、アンドレーエフ等が殆んど不眠不休で歴史的な活躍を行つた。冬宮の附近には士官候補生と婦人隊とが密集して假政府の防護に當つてゐたが、その戦闘力はあまりにも薄弱であつた。そこで、戦艦オーローラがネヴァ河を遡つて冬宮へ數發の砲彈を送ると假政府は降服し、政權は勞兵委員會の奪取する所となつた。

同じ日に、勞兵委員會の第二次全露會議が開かれ、政權が勞兵委員會に譲渡されたことの聲明書を發し、ソヴェート政府の形成に關する決議案を可決し、土地配分と媾和に關する布告を下し、レーニンを議長とする人民委員會の選任が行はれた。斯くてロシアのプロレタリア革命——十月革命——は達成せられたのである。

ソヴェート政權の樹立

革命の勝利は、國內に於けるブルジョア分子と、その政治的代辯者として排斥を食つたメンシエヴィキ派と、社會革命黨との痛烈な憎惡を喚び起した。彼等はソヴェート政權を若芽のうちに取り取らうとして全神經を緊張させて機會を狙つた。かくて十一月九日には、モスクワ市長を主席とする「革

命反對國家救済委員会」によつて組織された士官候補生の叛起を見るに至つた。戦期は十一月十五日まで七日間続き、結局叛徒は降服を餘儀なくされた。之よりも一層重大性を帯びた事變は、クラスノフ將軍に指揮されたコサツク兵が、戦線からベトログラードへ移動して来たことである。この首都襲撃には士官候補生の蹶起といふ援助が豫定されてゐたので、攻撃の凡ゆる手筈は、革命反對國家救済委員会の指令によつてなされたが、此の叛起は僅々二十四時間以内に鎮壓されてしまつた。コサツク兵はガツチナの附近で敗戦し、ベトログラードへの進軍を断念して、ドン河への無難な退却を餘儀なくされた。クラスノフ將軍は勞兵委員會軍に捕へられたが、勞兵委員會に對する策動を止めるといふ誓言を立て、釋放された。然かし彼はこの確約を

破つてドン地方に赴き、そこで再びソヴェート政權への反撃を計畫し、反革命軍の敏捷な結成を始めた。その他にもソヴェート政權の覆滅を旨として反革命軍の結成を計ることが幾度も試みられたが、此等は何れも失敗した。ブルジョアジー、殊にメンシエヴィキ派と社會革命黨を合成分子とするその左翼は、所謂純一社會主義政府を形成することによつてソヴェート權力の解消を促さうと企て、百方策動に力めた。そして先づ勞兵委員會への壓迫手段として、鐵道聯盟全露執行委員會が選任され、メンシエヴィキ派と社會革命黨とがその指揮監督に當つた。ポリシエヴィキ黨から集産社會主義黨員に至るまでの一切の社會主義者を含む單一社會主義政府を組織すべき要求が提出されたのは、一にこの委員會を通じてなされたので、ポリシエヴィキ

イキ黨のうちでも若干の黨員は、このメンシエヴィキ黨と社會革命黨との投じた好餌に食ひついたのである。次いで十一月十七日には、ポリシエヴィキ黨中央委員會のメンバーであるカーメネフ、ジノヴィエフ、ミリエーチン、ルイコフ及びノーギンの五名が辭任した。彼等はソヴェートの諸政黨から成る假聯合政府——即ちポリシエヴィキ派とメンシエヴィキ派と社會革命黨との合體政府を組織することの急務を力説してゐたのである。その翌日には又、人民委員のうちから、テオドロヴィツチ、シリヤブニコフ、リヤザノフを初め其他の委員が同じ理由を擧示して辭職した。ポリシエヴィキ黨は、レーニンの言つた此等の「投降者と脱走者」とに、痛烈な糾弾を浴びせた。結局、ソヴェート權力を平和裡に解消させようとしたメンシエ

ヴィキと社會革命黨との企圖は失敗に終つたのである。

大革命直後の情勢

此他、全兵士委員會によつても、社會革命黨を首班とする反ソヴェート政府の組織が企てられ、之には、ドン地方に於ける反革命軍隊と、カレチン將軍と、ウクライナ政府との共同戦線を張らうといふ意圖も加はつてゐたのであるが、この策謀も鎮壓されてしまつた。他方、當時の總司令官ドホーニンが、人民委員會議の指令に服することを拒み、殊に戦線に於いて即時休戦折衝を始めよといふ命令を受けつけなかつたので解任され、代つてエヌ・ヴェ・クルイレンコが任命されたが、彼は一枝隊を率ゐて十二月三日司令部を襲ひこれを占領した。そしてこの司令部を領に際してドホーニンは彼の戦争遷延

策に憤激してゐた兵士水兵等によつて殺害された。

憲法制定議會の召集が漸く近づくや

その爲めの議員選舉は既に九月に終つてゐたのであるが、立憲民主黨とメンシエヴィキ派と社會革命黨は、この召集の爲めに熱狂的な活動を進めた。又、この憲法制定議會の開會と關聯して、憲法制定議會擁護同盟は一月八日を以つて武装示威運動を行ふべしとの指令を與へ、一方ではひそかに武装蜂起の準備を進めつゝあつた。議會は一月十八日に開かれ、チエルノフを議長に選舉し、勞兵委員會に對し敵對的な態度を執つたので、ポリシエヴィキ派と左翼社會革命黨の議員は席を蹴つて退出し、爾餘の議員も四散してしまつた。

かくて今やドン地方とクバン地方の主要な城塞となり、凡ての將校、コサツク兵、士官候補生、及びアレクセーフ、デニキン、コルネーロフ等の大將連がそこに雲集したのである。一九一七年の十二月初頃、白衛軍としての反革命軍は同地方の軍事革命委員を放逐し、ロストフに於いて勞働者に武装解除を施した。越えて一九一八年の一月七日には、コルネーロフが義勇軍の總司令官に任ぜられた。然し此等の形勢に應じてドンに急派された革命軍側の軍隊は、地方勞働者と貧農の助勢を得て白衛軍を潰滅させ、コルネーロフはクバン地方のザルスク草原地帯へ退却するに至つたが、エカテリノダール近くで交戦中に殺された。續いて一月と二月には、前年十二月二十一日にオレンブルグを略取して勞兵委員會擧滅の旗を擧げたアタマン・ドートフが慘澹たる敗戦を蒙つた。二月二十七日にはソヴェート

權力がウクライナに於いても回復された。それまではウクライナ・メンシェヴィキ派と社會革命黨が政權を握り、中央ラーダなる政府——有産階級色の強い民族的政府を形成してゐたのである。同月には又、中央アジアに於いても一つのブルジョア政府が解消され、ソヴェート政權はフィンランドにも樹立されるに至つた。又一九一八年二月にトロツキを組織者として、ソヴェート赤軍が編成されたのは特筆すべきである。

十月革命の直後媾和の宣言が發布され、凡ての交戦國に對して媾和談判の開始が慫慂された。然しこの要請に對しては何れの國からも應答がなかつた。否それどころか、聯合國はドホーニン將軍の手を経て敵對行動中止の氣運を阻止しようとさへ試みた。しかし、十一月二十七日には獨逸軍の司令官が

休戰談判の開始に同意する旨を通告して來た。そして翌年二月九日に、ブルジョア的なウクライナ政府が獨逸と單獨媾和條約を結んだが、この締結はソヴェート政府にとつて容易ならぬ打撃となつた。そこで、ブレスト・リトフスク(波蘭の首都ワルシャワの近郊)にソヴェート派遺委員の主席として乗り込んでゐたトロツキは、二月十日に併合主義的媾和への調印を拒否する外なしと聲明し、同時に又敵對行動の中止と復員(動員部隊の平時編制化)とを聲明した。

暫くすると獨逸は廣大な戦線に亘つて攻勢を執つた。露軍の方でも、若干の軍隊、例へばウオロシロフの指揮してゐたものなどは活潑な抵抗を試みつゝあつたに違ひないが、全體としては獨逸側の攻撃を撃退するだけの實力を失つてゐたのである。トロツキとブハリーンを中心として媾和に反對し

てゐた左翼共產主義者によつて鼓吹された政策は、今やロシア全土を破滅の悲運に驅り立てゝゐるのである。

レーニンもスターリンもスウエルドロフもブレスト・リトフスク媾和條約に調印することの必要を主張したが、三月三日に至つて此の條約は、ソヴェート・ロシアと、獨逸及びその同盟國との間に調印され、前者は極度に苛酷な條件下で媾和を收め得たのである。

「然かしそれにしても」とレーニンは言つた、「どんな、或は最悪の媾和でも、何んな事情の下でも破滅と没落を意味し、戦争は必ず勇氣と救ひを意味すると考へる者があつたら、それは餘りにも單純で子供らしい臆斷である。歴史上の戦争時代を顧ると、我々は媾和が屢々新戦國への實力を集積するための休息になることを教へられるのである。」(「レーニン全集」)

第二二卷、三七七頁)即ちブレスト媾和は新しい戦闘力を集積する爲めの猶豫期間として役立つたのであつた。

一九一八年、獨逸の十一月革命が終るや直ちにブレスト・リトフスク媾和條約の無効が獨逸側から宣言されたのである。

ソヴェート政府は、その初期時代を通じて、新らしく開始された反革命の鎮壓と媾和達成の爲めに努力する一方、資本主義制を破壊して社會主義ソヴェート制度を確立するといふ大事業の爲めに力闘した。

勞兵委員會の爲めに勤務することを欲しなかつた高級文官等の怠勤と抵抗とは壓碎され、國の内部から起つてソヴェート行政機關を破壊しようとする凡ての企圖は着々と鎮壓された。一九一八年十二月二十日には、反動革命とサボタージユへの對抗を計るために全

露非常委員會(チエ・カー)が設置された。このチエ・カーの強壓的活動によつて、國民經濟の主要な部門即ち銀行、外國貿易、商船等々が國有化せられた。又、十二月十八日には、國民經濟最高會議設立に關する布告が發せられた。要するにソヴェート政府は、僅

かの間の、殊にブレスト・リトフスク媾和後の、休養期間を利用して、社會主義的建設を始めようとしたのである。レーニンは己に基本的な經濟原則を公式的に説述しておいたが、此等の原則は、内亂の終熄後、極度の忠實さにおいて實行に移された。しかし社會主義的建設の全企畫が全面的實現を與へられる爲めには、尙多少の年月に亘る遷延を忍ばなければならなかつた。

即ち、世界革命の第源地ソヴェート・ロシアを撃殺せんとする外國の干渉と内亂の激化とは、社會主義的新建設に

平穩の進行を許さなかつたのである。

### 内亂と列國の干渉

ロシアで十月革命が達成されたことを知るや否や、若干の列強は凡ゆる反革命を支援する爲めに活潑な活動を開始した。一九一七年十二月二十三日には、英國とフランスとが干渉を開始し、各自の勢力範圍を、ロシアとグルジャとアルメニヤとアゼルバイジャン(バク)と油田地方)とドン地方とクリヴォイロフとベッサラビヤとクリミアとに區分することに關して、謀じ合はす處があつた。そして最初は、反革命の暴舉をロシアの國內で組織することにし、ドン地方の反革命軍と、ポーランド及びルーマニアの軍隊とを同時に進發させて、ソヴェート軍に當らしめようとしたが、コルネーロフとカレチンとが敗戦して以後は、聯合國が自から



公然と直接の干渉を加へるやうになつた。

一方獨逸は白ロシアとウクライナへの侵入を遂行し、ブルジョアのウクライナ政府の助力を受けて同州の全部を占領した。その完了後、獨逸軍隊はラーダを解體させて新たにスコロパドスキーを全ウクライナ統領に任じてその旨を宣布した。フィンランドではソヴェート政權が白衛軍の助勢によつて覆へされた。尙獨逸の軍隊は、ウクライナの反革命軍を援助すると共に、ドン地方とコーカサスに於いても干渉的活動を續けた。

獨逸のウクライナ占領と相並んで、聯合諸國も對露活動を始めた。一九一八年四月五日には英國と日本の軍隊が浦鹽斯德に上陸し、白衛軍はセミヨノフ將軍の指揮下で活躍し出した。それより先、一九一七年に、當時(革命)の

假政府の議決に基づいて、ロシアに監禁されてゐた埃國捕虜を寄せ集めて

チエツコ・スロヴァキヤ部隊が組織されてゐたが、一九一八年の二月に、英國とフランスとが、ソヴェート政府の同意を得て、このチエツコ・スロヴァキヤ部隊を浦鹽斯德經由で西部戦線へ出動させようとした。然るに浦鹽斯德への途中でチエツコ兵は聯合國から、ソヴェート政權に對して攻撃を始め、白ロシアの反革命軍と協力すべしとの命令を受取つた。そこで彼等は四月二十五日を期して攻撃戦を開始、八月の初めには最早事實上シベリヤ全部とヴォルガ流域の廣大な部分を占有してゐた。そして、この占領後チエツコ軍は、サマラ市(現在のタイプ)に於いて同市へ亡命してゐたメンシエヴィキ派、社會革命黨並に憲法制定議會の立憲民主黨員である議員等によつて組織された

憲法制定議會委員會が今後支配權を行使する旨を、宣言した。

次いで一九一八年の夏には、左翼社會革命黨が獨逸との媾和條約を廢棄すべきであると聲明し、續いてその爲めの活動を始めた。抑々彼等は、十月革命の時には、全幅的誠意を以つてはなかつたにしても、特に土地問題に關してはソヴェート政府を支持したのである。プレスト・リトフスク媾和以前には、人民委員會と共同して活動しつゝあつたのに反し、その以後はソヴェート政府に對して、活潑な抗争を始め、その敵對的活動は、農村に於ける貧農委員會の形成後及び此の委員會で富裕農民に對して執らるべき手段の議決を見た後に於いて(彼等は之と反對の立場にゐた爲め)特に強烈化して行つた。又、一九一八年六月二十四日には、左翼社會革命黨の中央委員會は、獨逸帝國主義の最も

中樞的な代辯者等に對し若干の恐怖手段的脅威行爲を組織的に計畫すべきであることと云ふことを議決した。そして彼等は、七月六日にチエ・カー(前出、後ウ)の首腦部員三名を殺害し、偽造公文書を示して獨逸大使館に闖入し、獨逸大使ミルバツハ伯を殺害した。同時に又チエ・カーの支部その他にも叛亂騒ぎが持ち上がり、叛徒はチエ・カーの議長チエルジンスキー他數名の部員を捕縛し、電信局を占領して非常手段に關する宣言を公表した。

更に七月六日にはヤロスラヴリに於いて白衛軍の叛亂が始まつたが、之はヴォログダに駐在してゐた聯合國派遣員等の使喚と財的支助によつてなされたものであつた。同じ日にレイピンスクとムーロム他二三の町(何れもヴォン所)にも叛亂が突發し、更に、その頃ムルマンスク(北ロシアのコーラ)に布かれ

てゐた英國戦線とチエツコ・スロヴァキヤ軍とを聯絡すると云ふ目的から、七月二十三日を期して決行されることになつてゐた未遂の叛亂もあつた。かうして、殆んどロシア全土の到る處に叛亂が起つて、叛徒は擅に共產黨員とソヴェート委員を襲撃したのである。例へば、ヤロスラヴリでは百九人をヴォルガ河に投じて溺死せしめ、そこでは叛亂が二週間も續いて、ソヴェート軍隊が他の町から到着した後、七月二十一日になつてやつと鎮定されたのである。革命軍側でも反革命軍に對し凡ゆる慘虐、殺戮、暴行が加へられたこと勿論である。

又、モスクワに於ける左翼社會革命黨の叛亂と氣脈を通じて、その頃チエツコ・スロヴァキヤ軍に當つてゐた軍隊の指揮官ムラヴィヨフを謀主として七月十一日に叛亂が起された。七月の

末には英軍がオネガを、八月二日にはアルハンゲリスタを攻略したが、後者はロシア北西地方の要都として北方での最高行政機關が設けられてゐたのである。英軍は又七月の末に(裏海方面)バクーを占領して居り、丁度その頃白衛軍も活潑な行動を始めて、七月八月の二ヶ月間に北部カフカース(コーカ)を攻略してゐた。

かくしてソヴェート政府は凡ゆる方面から反革命の烽火に圍繞されてゐたのである。反革命を企圖してゐる者達は、白衛軍と聯合軍の攻略に呼應し、指導的なソヴェート官吏を指して一聯のテロ行動を採用するに至り、その結果七月二日には出版物及び宣傳方面の委員ヴォロダススキーがベトログラードで暗殺され、八月三十日にはベトログラード・チエ・カーの議長ウリツキが同じく暗殺され、同日には又レ

ニが、右翼社會革命黨の一婦人カブランの要撃に遭つて重傷を受けた。加ふるに燃料と原料品と食糧品の凡ゆる供給源から遮断されてゐたので、ソヴェート・ロシアは深刻極まる經濟的困難に陥り、殊に饑饉といふ大苦難を嘗めさせられた。ソヴェート政權にとつてはこのパンの問題が死活浮沈の問題となつてゐた。然るに、パンの爲の闘争——之が直ちに又社會主義の爲の闘争となつたのである。七月十一日には、農村に貧農委員會が組織さるべき布告が發せられた。此委員會は實際上の助けとして役立ち、穀物の專賣制を施して、富裕農民の貯藏してゐる穀類を沒收し、又食糧供給班なるものが設けられ、之が穀物蒐集の方面で一つの重要な役割を勤めた。

は戦時共產主義の原則によつて分配された。ソヴェート政府がよく自らをこの危機的期間の崩壊から救ひ得たのは、一に非常手段によつて食物供給の方策を講じ得た爲めであつた。ソヴェート政府のもう一つの重要な事績は赤衛軍を組織したことであつた。最初軍は自發的服務の原則に立つて組織されてゐたのであるが、後、一九一八年七月第五回全露ソヴェート大會は全國的軍事動員についての決議案を可決したのである。そして先づ、舊軍隊の老巧將校を選任して、政治委員の監督下に軍隊組織の事に當らしめた。そして一九一八年の秋には已に赤衛軍は五十萬の戰闘員を算し、兵數と戰闘力に於いて日毎に強大を加へて行くやうになつた。又黨細胞は到る處で急速に形成され、政治的機關の整備と共に中央部の活動は着々大を増すやう

になつた。かうして組織された赤衛軍は、北方戰線に於いてよくヴオログダと、ウヤトカに對する聯合國の攻撃を喰ひ止め一方チエッコ・スロヴァキヤ軍に向つて攻勢を執り、九、十月の間に中央ヴオルガ地方を占領し、次いでウラル山脈にまで達した。しかしツァリツィー(ヴオルガ地方の主要地、現)では凄惨な攻防戦が演ぜられた。此の地へは、チエッコ・スロヴァキヤ軍との聯絡をつけたいと云ふ切望からクラスノフ將軍がアストラハン・コサツクの大部隊を率ゐて殺到して來たのに對し、スターリンを指導者としヴオロシロフを指揮官にした赤衛軍がよく奮戦を重ねてその攻撃を刎ね返へした。スターリンは軍隊組織の重任を負はされて、南部ロシアに於ける反革命の撃破、殊にツァリツィーの防禦を托されてゐた

のである。

越えて一九一八年の末になると、獨逸と埃匈國に於ける革命勃發のため、ソヴェート政府はウクライナと白ロシアとを獨軍の占領から奪還するに至つた。次いでリトワニヤとエストニアとにソヴェート政權が樹立された。十一月三日には全露中央執行委員會がブレスト・リトフスク條約廢棄の決議案を可決した。然るに、獨逸へ戰敗を嘗めさせてからの聯合國は、西部戦線から續々とソヴェート・ロシアに向つて軍隊を繰り出して來た。そして北部ロシアに干渉を加へる外、ソヴェート政權外にある南部ロシアで活潑な活動を開始に至つた。この南部では、獨逸と氣脈を通じつゝあつたクラスノフ將軍が罷免されて、デニキンが之に代つた。シベリヤではコルチャツク將軍が英國の軍隊に授けられて非常手段を遂行し

た。巴里會議では、ロシアの凡ゆる現存の政府に宛て、ブリンキボに於ける會議に代表者を出席させる様招待狀が送られ、二月五日にはソヴェート政府が承諾の回答を發送した。然かし、コルチャツクとデニキンを初めその他の白衛軍將校は會議に連なることを拒絶したので、結局此會議は開かれずに終つた。ソヴェート政府は、自らが内亂に悩まされてゐる間にも、國內の併存小國家と聯合國の双方に向つて、幾度も媾和及び敵對行爲中止の提議をしたのであるが、その都度應諾を得ることが出来なかつた。

バヴァリヤと匈牙利に同種の委員會制共和國が樹立されたことは(一九一八年)ソヴェート共和國に對し封鎖と干渉の政策を採つてゐた聯合國にとつて由々しい打撃となつた。フランス艦隊には重大な叛亂が起り、その他の各國

でも、ストライキと封鎖政策に反對する示威運動が高まつた。かくして、ソヴェート・ロシア支持の運動が盛になつたので、フランスとイギリスの政府は遂にソヴェート領内から派遣軍を召還することに決したが、然しまだ封鎖を止めるには至らなかつた。兩國の干渉は、主として、各地の白衛軍に武器と軍需品を供給し、金錢上の支援を與へることに集中されてゐた。

然し乍ら聯合國は、三月二十六日には、オデッサから、四月二十七日にはアルハンゲリスクから撤兵せざるを得なくなつた。一體ロシアにとつて春と云ふ季節は食物の不足を來たすことのも最も甚しい時期である。白衛軍は一九一九年に此の季節を選んで攻勢を執り、國內で幾多の叛亂が起るものと期待してゐた。事實アリオール、ブリヤンスタ、サマラ、シンピルスクと北部

カフカズに一聯の暴動が起つた。七月には白衛軍の一派がベトログラードに近いクラスナヤ・ゴルカ要塞で叛亂を起したが、スターリンが自ら赤軍を率ゐて駆けつけ鎮定した。

やがて、白衛軍は聯合國の後援を得て、大規模の攻勢を展開させて來た。コルチャツクは軍隊を進めてデニキンの軍隊と合體させ、その上でモスクワを攻撃しようと計り、ポーランドは西部から攻撃する手筈になつて居り、ユードニツチもベトログラードに向けて軍を進發させた。然し、この春の遠征は結果において失敗に歸した。コルチャツクは撃退され、デニキンの軍隊も進出を阻止され、ユードニツチも退却を餘儀なくされたのである。一九一九年の秋には新しい攻勢が開始され、ユードニツチはベトログラードに近いブルコイヴォオまで軍を進め、デニキン

は十月三日にアリオールを、十七日にノヴォジールとツィラ地方を占領し、會つて反革命軍の到達したうちで最もモスクワに近い地點にまで迫つた。

然し、白衛軍は今度もモスクワ侵入の運命を掴み得なかつた。デニキンは全面的に潰走し、白衛軍の僅かな殘兵はクリミアに逃れて佛英聯合艦隊の保護を受けた。ユードニツチも同様潰滅し、コルチャツクはシベリヤの全部を明渡すの已むなきに至つた。そして一九一九年の九月十四日には赤軍が「最高統治者」(コルチャツク)の首都であつたオムスクを占領し、十二月二十七日には最高統治者自身がイルクーツクで逮捕され、同地の革命委員會の審問を受けた上處刑された。この戦亂に見舞はれた地域は、一時的にもせよ燃料と原料品と食料品の供給源であるソウエト・ロシヤから遮斷されて、殆んど

全面的な經濟的窮迫に陥つたのである。ソヴェイト政府が國內の小民族に對して執つた政策は、敵軍との戦闘に重大な好影響を與へた。即ち、ソヴェイト政府は聯邦内に住む多數の小民族に完全な自決を許容する原則を宣言したので、彼等の全幅的な好感と援助を得たのであつた。

ソヴェイト政府が白衛軍に對し捷利を博したことは、近隣の資本主義諸國をして或る程度までソヴェイト國家の存在を認めさせることになつた。その結果媾和談判が續々始められ一九二〇年一月には先づエストニアとの間に媾和條約が調印され、次いで間もなく、英國もそれまで續行してゐた軍艦による沿岸閉鎖を解くに至つた。然し、一九二〇年にはソヴェイト・ロシヤに對して一つの新しい攻撃が加へられた。一はクリミアに據つたウ

ランゲル將軍によつて、一はポーランドによつてである。ソヴェイト政府はポーランドに民族自決を許容し、完全に分離することを認めてゐたので、ポーランドとしては一つの獨立國を形成する可能を與へられてゐたのである。

然るに一九二〇年の四月に及んで、ポーランドはソヴェイト・ロシヤへの攻撃を始め、主力をウクライナに向けてその攻略を計つた。かくてポーランド軍は數次の勝利を収め、キエフを占領するまでに至つたが、この戦勝は短時間日しか續かなかつた。即ち、八月半ばになつて、ヴォロシロフとブチオンヌイを指揮官とした赤軍第一騎兵師團がポーランド軍を撃退して遠くガリシヤの首都であるリヴォフまで後退せしめ、別個のソヴェイト軍隊はポーランド自身の首都ワルソウに迫つた。このソヴェイト軍がワルソウ近くまで押

寄せたと云ふ事は、ヨーロッパの數ヶ國に驚愕と危懼を起させ、此等の國はポーランドに充分の助力を與へて赤軍の侵入を撃退させた。

ソヴェイト・ロシヤはかくしてワルソウから退却したが、それにも拘はらず、その切望してゐた目的を達するこゝとが出来た。即ち、ポーランドはミンスタを含む白ロシヤの廣大な地域を放棄するの已むなきに至つたのである。ポーランドと和を結んだソヴェイト政府は、轉じてウランゲル將軍の軍隊を撃滅することに力を注いだ。將軍の軍隊はクリミアに據つて堅固な陣地を構築し、已にドン河の流域と、ドネーブル河の西方にあるウクライナの諸地方にまで、脅威を與へ始めてゐた。しかし、ウランゲルの進出は赤軍の攻勢によつて阻止され、彼はクリミア半島と大陸をつなぐ地峽ベレコップの近邊で

守勢を執るの已むなきに至つた。そのうち革命第三周年に當る一九二〇年十一月七日に至るや、赤軍は夜に乘じてベレコップの陣地へ突撃を始め、數日後には、到底突破され得ないと言はれてゐた反革命軍の前線を突破した。ウランゲルとその殘兵は聯合軍によつて船に乗せられコンスタンチノブルに逃れた。かくして、白衛軍の最後の戦線は潰滅し、聯合國をして數十萬の人命と數億金を費さしめた對露工作も終局を迎へたのである。

新經濟政策の採用

ソヴェイト國內の反革命と外國の武力干涉は鎮壓を見たが、しかも歐洲大戰に次ぐ内亂と、加ふるに一九二〇年ヴォルガ河沿岸地方の沃土地帯に發生した大饑饉とは、さらでだに多くの弱點を内包したロシヤの國民經濟を荒廢

の極に陥れた。生産諸力の低下は著しく、又物資の缺乏は深刻を極めた。そこでソヴェート聯邦としては、何よりも先づ國民經濟の復興に主要な努力を傾注することが必要となつて来た。かくてレーニンの所謂戦時共產主義の過渡的な制度が廢止されて、ネツプの名に略稱される新經濟政策が採用されるに至つたのである。

この點で劃期的な轉換を與へたものは、一九二一年春のロシア共產黨第十回大會であつた。この大會に於いてレーニンの指導下に、トロツキー、コロンタイ等一部左翼共產主義者の反對を押し切り、革命以來最初の大轉換が決議され斷行されたのである。

この轉換に於いて最も特徴的となつてゐるのは、從來の非常手段による穀物徵發制が廢止されて、一定率の現物稅制度が採用されたことである。即ち、内亂に於ける現實的な必要から政府は強制的に農民の生産物を徵發し、それに依つて赤軍兵士や都市住民、國家の役人を賄つて来たが、農民は斯る方法に對して少からぬ不平不満を抱き、農村各地では反政府的暴動すら頻發するに至つたのである。そこで政府は、レーニンの大英斷をもつて此の穀物徵發制度をやめ、今後は農民からその耕作する土地の面積その他によつて定められたる現物稅を徵收することにしたのである。

一方、工業方面に於いては、直ちに經營困難なる小工業及び中工業を、従來排斥し來れる個人企業家に貸與し、彼等に經營せしむることとした。又、國營並びにコオペラチヴ商業と並んで、一定制限の下に個人の自由商業を許可することとなつた。更に又貨幣經濟制度を復活し、通貨による物資の交

易、購入を許容するに至つた。これらの新たなる政策は、從來極度に壓殺し來れる資本主義の復活を認めたものであり、少くも小商業資本主義の形態をロシア國內に復活せしめたものであつて、これは革命的方法から改良主義的方法へ急轉したものと見る事が出来る。

プロレタリア獨裁政治下に一定條件の資本主義を復活せしむることについて、當時ブハーリンは主要左の如く批評した。即ち「ソヴェート・ロシアにはプロレタリア政府の手で經濟的に今すぐ支配し得る部分と、直ちには支配し得ない部分とがある。例へば小中工業、商業等は即ちそれで、今直ちに支配し得ない部分を政府は個人に貸與して、漸進的にこれをプロレタリア政權の直接經營に轉化せしめんとするものである。これが即ち新經濟政策であ

る。又、モスクワで客死した故片山潜は「吾々はプロレタリア獨裁と云ふ鐵の柵をもつてゐる。ネツプはこの柵の中でブルジョアジと云ふ鷄に金の卵を生ましめて、それを吾々の所得に移すための政策である」と云つた。更に又、レーニンは、この新經濟政策の特徴を評して「吾々がより急速に漸進せんための一時的退却である」と云つた。

從來ボリシエヴィキの指導下に、變態的ながら共產主義的であつた制度が斷然廢止され、或程度まで資本主義の活動を許容する新政策に急角度を描いて轉向したことは、世界的に大きなセンセーションを起した。ソヴェート政權の維持と鞏化に脅威を抱いてゐた資本主義諸國では、ロシアにおける新經濟政策の採用は社會主義から資本主義への逆轉であると思、社會主義乃至共產主義の不成立が、盛んに叫ばれた。

單に諸外國でそれが叫ばれたばかりでなく、ソヴェート聯邦内にあつてもソヴェートのこの轉向は社會主義の資本主義への讓歩であり、プロレタリア革命の基礎を危くするものであるとの見地から反對者が相當にあつた。コロンタイは反對派の急先鋒であつた。併しながらソヴェート革命が當面に要求する荒廢せる經濟の復興、労働者と農民の同盟の鞏化、對資本主義利用關係の復活のために、かゝる轉換は絶対に必要であつた。若し之をやらないで戦時共產主義をそのまま持續するに於ては農民の不平と反抗の結果、新政權の維持が困難となる情勢にあつたのである。

かくて第十回大會の決議通り、ネツプは採用され、農村に對しては穀物の強制的徵發に代る現物稅の實施、工業に對しては小中工業並に商業の個人

企業家に對する貸與が斷行され、革命後最初の大轉換が行はれたのである。

國家機構の再組織

このネツプ採用に次いでソ聯の國家組織における劃期的事件は、一九二二年十二月のソヴェート社會主義共和國聯邦の組織であつた。これはソ聯新憲法の制定として知られてゐる。

この新憲法の制定により、一九一八年にロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國の憲法が發布された當時まで、コルニーロフ、デニキン、ウランゲル、ユーデニッチなどいふ反革命軍の手中に握られ、動搖してゐたウクライナやカフカース等が、ソヴェート政權に統一され、且つソヴェート政府が國內各民族の馴致政策として「民族自決」を旗印に掲げこれを實施するやうになつたので、ロシアには多數の民族自治共

和國や、民族自治地方が雨後の筍のやうに現れた。この中一番大きくて勢力のある社會主義共和國は一九二二年に四つあつた。ロシア(ロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國)、ウクライナ(ウクライナ・ソヴェート社會主義共和國)、白ロシア(白ロシア・ソヴェート社會主義共和國)、ザカフカイズ(ザカフカイズ社會主義聯邦ソヴェート共和國)が即ちそれである。この中ロシアとザカフカイズだけが聯邦となつてゐるのは、たゞの、語り自分一個だけの社會主義共和國でなく、その内部に二つ以上幾つかの自治社會主義共和國を含まないそれらの聯邦であるといふ意味である。

一九二二年十二月の全露ソヴェート大會では、各々民族的に獨立したこの四つの社會主義共和國を一つの大聯邦に統一することが決議され、やがて、

この四共和國の聯合統一に關する條約乃至新憲法の制定を見るに至つた。これが「ソヴェート社會主義共和國聯邦」(ロシア語の略稱「СССР」、英語の略稱「U.S.S.R.」)の誕生であり、「ソヴェート社會主義共和國聯邦憲法」の制定であつた。

この聯邦内にはその後になつて、ウズベク(ウズベク・ソヴェート社會主義共和國)、トルクメン(トルクメン・ソヴェート社會主義共和國)の新たに獨立した二共和國が加はり、更に數年を経てタヂック(タヂック・ソヴェート社會主義共和國)が加盟し、更に一九三六年末の新憲法によつて現在では十一の社會主義共和國の聯合體となつた。

聯邦加盟の共和國は、獨立の共和國として各々その主權を行使し、獨立の憲法や政治組織は有してゐるものゝ、その憲法も政治組織もソヴェート聯邦

の憲法と政治組織に順應して作られてある。

新經濟政策の成果

ネツプの主要な目的が國內生産諸力の發達による工業及び農業生産品の増加と、國內の經濟的安定を目指してゐただけに、これが効果は次第に産業部門に現れて來た。即ちその第一年度たる一九二二年において既に國民經濟回復の兆は歴然たるものがあつた。國營トラスト及びシンヂケート乃至は國營株式會社等の新なる經營形態に移された大工業の生産は増加し、又、徴發と饑饉に壓制され、不振に陥つてゐた農業の生産も増加した。少しく之を數字的に検討すれば、大中工業の生産高は一九二〇、二一經濟年度に十億八千萬留であつたものが、一九二一、二二年度には十四億四千萬留となり、翌二二、

二三年度には二十一億三千万留、二二四年度には二十五億九千万留と

逐年目覚しい増加趨勢を辿り、工業生産復興の跡顯著なるものがあつた。これには中小工業が個人資本の手に解放され、やゝ自由なる經營を示し得るやうになつたことも、その原因に擧げねばならぬ。

農業においては、ネツプ實施後その復興目覺しく一時殆んど大戰前の半ばに激減せる播種面積は増加し、一九二二、三經濟年度に於ては七千五百萬ヘクタールに上り、戦前の半ばから三分の二に復活するに至つた。更に二三、二四年度には八千六百八十萬ヘクタール、翌二四、二五年度には九千一百十萬ヘクタールを算し、これと並行して農産物の生産價格も亦一九二二、二三年度の七十六億四千萬留が、翌二三、二四年には約六億留増の八十二億留、二四、

二五年度には一百二億九千三百萬留に達増した。

かゝる産業の著しい復活こそは、ネツプがその直接の成果としてねらつたところであり、プロレタリア政權下においてソヴェート獨特のブルジョアジ(都市に於いてはネツプマン、農村においては富農)の經濟力を巧みに利用したものであつた。ブハリンの言の如く、政權を握つたプロレタリアトと農民の前には、今直ちに自分の手で支配し得る産業部門と、直ちに支配し兼ねる産業部門とがあつた。この後者をネツプマンやクラーク(富農)に解放して、彼等にセン・片山の所謂金の卵を生ましめ、それをプロレタリアートの手に取り上げたのであつた。取り上げるとは云つても、彼等に或程度

の蓄積を許すことは、彼等の經濟力を利用する上にも絶對必要なもので、かゝる

る事情の下にネツプマンやクラークが經濟的に生長して來ることは當然の結果であつた。然し乍ら元々彼等はソヴェート政權の異分子であり、ソ聯の所謂搾取階級であるから、彼等の經濟的

生産は、取りも直さずポリシエヴィキの敵の力を強むる結果となる。そこでソヴェート政權は選舉權の剝奪、高度の財産課税等の方法により彼等の成長と勢力増大に制限を加へると共に、經濟的にもプロレタリアート農民の生産力の發展に大なる努力を傾け、それによつて資本主義分子に對する競争能力を高めることを主眼としたのであつた。

新經濟政策の成果は其後益々國民經濟の全分野の上に現れ始めた。大中工業においては、一九二四、二五年度の生産總額三十九億六千萬留、一九二五、二六年度のそれは六十億二千萬留、二

六、二七年度は六十億八千萬留と年々目覚しい増加を跡づけた。そしてこの二六、二七年度の工業生産高は、すでに大戦前の水準を超過したことを意味する。殊に一部の工業、例へば電気工業の如き部門において同年度の生産はすでに戦前のそれを著しい程度において凌駕した。農業においてもその生産

五ヶ年計畫の發生

九千萬留をすでに若干超過してゐる。更に一方此政策への移行と前後して沿バルチツタ諸邦から始まり、歐洲の大小諸國、東洋諸國がソ聯邦と國交條約を締結し、經濟的相互利用關係に入るに至つたことも書き洩らしてはならぬ。それらの大國中には獨・伊・英・佛・日等諸國も交つてゐた。

一九二七年をもつてソヴェートの産業は、大體戦前の水準に復活したが、然しソヴェート政府はそれをもつて満足する譯には行かなかつた。より以上の大なる發展を遂げねばならなかつた。否單なる發展ではなく、今度は社會主義的に發展することが必要であつた。もつと適確に云へば戦前の水準に復興した産業を社會主義的に改造し再建することがその新なる任務となつ

た。殊に産業は戦前の水準に復活したとはいへ、それは主としてその生産の量の方面であつて、工業生産品の質は戦前に比して劣り、又、勞農大衆の消費力は戦前よりも遙かに増大してゐるため、物資の不足は相當著しいものがあつた。穀物の不足は特に甚しかつた。これは一つには農業生産が戦前の水準に復したといつても、一九一三年の穀物播種面積が、總播種面積の九六・二%であるに對し、一九二七年のそれは八八・七%に低下し、穀物外の農作(甜菜、亞麻、棉花、煙草等の工業用耕作)が増加したためであつた。

以上に細分され、且つ富農層が經濟的に大きな勢力を把握してソヴェート聯邦における資本主義の根を絶え間なく養ひ育て、行くといふ状態は、それ自身大きな矛盾であつて、之はプロレタリアートの力の相互關係が許す限り最も急速に清算されねばならなかつた。

一九二七年をもつてソヴェートの産業は、大體戦前の水準に復活したが、然しソヴェート政府はそれをもつて満足する譯には行かなかつた。より以上の大なる發展を遂げねばならなかつた。否單なる發展ではなく、今度は社會主義的に發展することが必要であつた。もつと適確に云へば戦前の水準に復興した産業を社會主義的に改造し再建することがその新なる任務となつ

た。殊に産業は戦前の水準に復活したとはいへ、それは主としてその生産の量の方面であつて、工業生産品の質は戦前に比して劣り、又、勞農大衆の消費力は戦前よりも遙かに増大してゐるため、物資の不足は相當著しいものがあつた。穀物の不足は特に甚しかつた。これは一つには農業生産が戦前の水準に復したといつても、一九一三年の穀物播種面積が、總播種面積の九六・二%であるに對し、一九二七年のそれは八八・七%に低下し、穀物外の農作(甜菜、亞麻、棉花、煙草等の工業用耕作)が増加したためであつた。

これら一聯の國內事情は、ソヴェート政権の前に社會主義建設五ヶ年計畫への決定的轉向を要求するに至つた。然しながら之が實現の方法については國內の指導的グループにおける見解の全部が一致を見た譯ではなかつた。

一九二七年をもつてソヴェートの産業は、大體戦前の水準に復活したが、然しソヴェート政府はそれをもつて満足する譯には行かなかつた。より以上の大なる發展を遂げねばならなかつた。否單なる發展ではなく、今度は社會主義的に發展することが必要であつた。もつと適確に云へば戦前の水準に復興した産業を社會主義的に改造し再建することがその新なる任務となつ

た。殊に産業は戦前の水準に復活したとはいへ、それは主としてその生産の量の方面であつて、工業生産品の質は戦前に比して劣り、又、勞農大衆の消費力は戦前よりも遙かに増大してゐるため、物資の不足は相當著しいものがあつた。穀物の不足は特に甚しかつた。これは一つには農業生産が戦前の水準に復したといつても、一九一三年の穀物播種面積が、總播種面積の九六・二%であるに對し、一九二七年のそれは八八・七%に低下し、穀物外の農作(甜菜、亞麻、棉花、煙草等の工業用耕作)が増加したためであつた。

これより先、一九二四年レーニン死するや、黨内にはレーニンの衣鉢を継ぎ、ネツプを繼承するスターリン派と永久革命論を振りかざして、ネツプにも反對するトロツキー派とが對立して抗争を續け、結局後者の敗北、トロツキーの國外追放(一九二七年)となつ

たが、五ヶ年計畫案が提起されるや、再び指導者間に對立を生じ、スターリンと共にレーニン死後のソヴェート國家を背負ひ立つ二大支柱と呼ばれたブハリンや人民委員會議々長のルイコフ、全聯邦勞動組合中央評議會議長トムスキーのやうな最有力者は、スターリン等の急激なる工業化政策並に農業集團化による富農抑壓政策に反對し、より漸進的に、より改良主義的に社會主義建設へ進むことを主張するに至つた。スターリン等はブハリン一派の見解をレーニン線から逸脱した日和見主義者の武装解除的政策であり、右翼的傾向であるとして猛烈なる反撃を加へた。而してブハリン、ルイコフ、トムスキー等の右翼漸進派並にトロツキー殘黨の極左派を排撃して一九二八、二九經濟年度から斷然實施に着手されたものが第一次五ヶ年計畫であ

た。殊に産業は戦前の水準に復活したとはいへ、それは主としてその生産の量の方面であつて、工業生産品の質は戦前に比して劣り、又、勞農大衆の消費力は戦前よりも遙かに増大してゐるため、物資の不足は相當著しいものがあつた。穀物の不足は特に甚しかつた。これは一つには農業生産が戦前の水準に復したといつても、一九一三年の穀物播種面積が、總播種面積の九六・二%であるに對し、一九二七年のそれは八八・七%に低下し、穀物外の農作(甜菜、亞麻、棉花、煙草等の工業用耕作)が増加したためであつた。

上一九二八年十月から一九三二年末に至る四ケ年と三ケ月間に遂行されたのであつた。

### 第一次計畫の成果

第一次五ケ年計畫の成果は如何であつたか？ソヴェート當局の發表によれば、

- 一、工業生産と農業生産の關係は、根本的に前者の有利に變更され、工業の比重は一九二七、二八年度の四八%より一九三二年には七〇%に達した。
- 二、一九三二年の工業生産高は、戦前の水準に比較すれば三三四%、一九二八年に比較すれば、五ケ年計畫最終年度の豫定として立案された二三四%の代りに二一九%を増加し、従つて五ケ年計畫第四年（一九三二年）の履行は、五ケ年

計畫第五年の豫定の九三%を示した。但し此中重工業五ケ年計畫は豫定の一〇八%を示した。

- 三、工業に對する投資は、五ケ年に對して豫定せる百八十八億留に對し四年三ケ月間に二百三十三億留を示した。
- 四、工業の労働生産力は四年間に三八%を増加し、豫定の課題にやゝ遅れてゐる。
- 五、富農の清算、小規模農業の集團化實施等、社會主義的政策遂行の結果、農村における×××勝利が保障せられた。
- 六、播種面積は一九二七・二八年度に比し二千一百萬ヘクタールを増加した。但し粒穀農場は計畫未遂行なるも、工業用農作は超過遂行された。
- 七、一九三二年に至る四年間に二千

- 四百四十六の最新式機械トラクタ
- 一 配給所が設立された。
- 八、一九三二年に至る四年間に農民世帯の六〇%、全播種面積の七五%を包含するコルホーズ（共營農場）が組織せられた。
- 九、同一期間に五千のソフホーズ（國營農場）が組織された。

第一次五ケ年計畫への移行は、然し恰も未曾有の不況に入つた資本主義經濟との對立を深めた。ソ聯と資本主義國との經濟的相互利用の紐帶は時と共に弱められ、國交の全般的悪化を齎らした。ソ聯商品の「タンピング」問題、「奴隸」労働の名によるソ聯商品輸入禁遏問題等はそれを語るものといつてよからう。此時代には獨・伊・土を除く歐米諸國の大部分とソ聯邦との關係が著しく尖鋭化するに至り、一九二九年交那との間には武力抗爭までも捲き起さ

れた。

### 第二次計畫

一九三三年一月からソ聯邦の第二次五ケ年計畫が開始された。第一次計畫が社會主義建設の基礎工事を目標とせるものであるに對し、此の第二次計畫に於ては重工業の質的向上と輕工業の發展に重點を置き、國民の基本的日常生活に必要の食料品の供給を二三倍に増加せしめることを主要目標とした。

但し第二次五ケ年計畫の初年度には五ケ年間のプランは立てられてなく、たゞ一九三三年一ケ年だけの計畫が具體化してゐるにすぎない。その全計畫が作成されたのは一九三四年一月一二月の第十七回共產黨大會に於てであつた。

かくて第二次五ケ年計畫の遂行過程に於て消費物資の生産が著しく増大

し、その結果は一九三五年一月に於けるパン切符制度の廢止、一九三六年に於けるトルグシンの廢止、國營商店の増設等となつて現れたが、然し乍らかくの如き消費物資の増産も、國際情勢の緊張から國防の充實に力を割かざるを得なくなつた結果、結局に於て豫定の計畫を遂行し得ないことになつた。

即ち第二次五ケ年計畫最終年度に於ける生産財、消費財の生産比率は最初四七・二%に對する五二・九%と定められてゐたものが、後に至つて五八・三%に對する四一・七%と變更され、その實績も前者の六百億留に對する後者の四百三十億留を示すに至つたのである。

### スターリン憲法の制定

かくて兩度の五ケ年計畫により、種々の缺陷はあるにもせよ、ともかく一部份家内手工工業を除き殆んど全部の大中

小工業は社會化され、農業も僅少の個人農を除き、これまた一應社會化されるに至り、こゝに一九三六年十二月五日新憲法、スターリン憲法の制定を見るに至つた。即ちそれは、ソ聯當局がその改正理由として擧げてゐるところによれば、(1)ソ聯邦の政治的經濟的情勢が激變し、(2)それに伴つてソヴェート社會の階級構成が變化し、(3)諸民族國家相互間の連繫が鞏化したこと等によるものであるが、又國際ファシズム勢力の増大によるブルジョア民主主義の危機に際し、コミンテルンに於て一九三五年以來とられてゐる人民戦線戰術をより一層鞏固し、以てソ聯自らの孤立化を防ぐ一手段として、社會主義體制の勝利とソヴェート民主主義の發展とを宣傳したものであるとの見方もある。

により改正された點は、(一)ソ聯邦の  
社會主義制度が明確に法文化されたこ  
と、(二)國家權力の最高機關たる「全  
聯邦ソヴェート大會」の代りに、聯邦  
ソヴェートと民族ソヴェートの兩院よ  
り成る「聯邦最高ソヴェート」が設け  
られたこと、(三)アゼルバイジャン、  
アルメニア、グルジア、カザツク、キ  
ルギスの五民族共和國が聯邦共和國と  
なり、總計十一の聯邦共和國が出来た  
こと、(四)聯邦ソヴェート代議員の選  
出を人口三十萬につき一人の割合と  
し、選舉制に於て労働者農民の差別を  
撤廢、普通、直接、平等選舉、秘密投  
票としたこと等である。

### 肅清の嵐

この憲法の改正は、しかし乍ら、ソ  
聯邦國內の一應の安定を意味するもの  
であり、一九三四年十二月一日のキー

ロフ暗殺に始まる肅清の嵐も、ソヴェ  
ート現政權の動搖弱体化を意味する如く  
見えて、事實は必ずしも然らず、反ソ  
分子の清掃のみならず、老朽若朽その  
他不純分子の淘汰はむしろ國內の統  
一、スターリン現政權の強化を結果し  
たかに見える。

即ちキエフ暗殺に次ぐ一九三六年  
八月に於けるジノヴィエフ、カメネ  
フ等の合同本部事件、一九三七年一月  
に於けるビヤタコフ、ソコリニコフ、  
ラヂツク等の並行本部事件、同年六月  
に於けるトハチエフスキー元帥等赤軍  
首腦部の反ソ陰謀事件、同年十二月に  
於けるカラハン、エヌキツゼ等の反革  
命陰謀事件、一九三八年二月に於ける  
ブハリン、ルイコフ等右翼トロツキ  
スト・プロツクの反革命事件等々相次  
ぐ陰謀事件もそれらは單に一時的混亂  
乃至能力の低下を齎らしたに過ぎず、

現政權に對する致命的打撃とはなり得  
なかつた。否、その間に新憲法による  
最高ソヴェート選舉を施行し(一九三  
七年十二月)、次で最高ソヴェート大會  
(一九三八年一月第一回)、各共和國最  
高ソヴェート選舉(一九三八年六月)  
と着々現政權の補強工作を實施する一  
方、新進氣鋭の活動分子を拔擢して、  
肅清による創痍の恢復に努めた結果或  
程度の立直りを見せ、今や黨定共產黨  
史を發表して(一九三八年九月)銳意  
國民大衆の思想的統一に邁進しつつあ  
るのである。

### 深まり行く日ソの對立

近年の國際情勢は獨伊を中心とする  
全體主義國家群と英佛を中心とする民  
主主義國家群との對立抗争をもつて形  
られ來つたが、ソ聯の人民戰線戰術に  
よる民主主義國家群への接近は益々兩

者の對立を深め、日獨防共協定の成立  
はそれに拍車をかけ、日支事變勃發す  
るや、ソ聯は必然的に對支援助に赴き、  
日ソ間の對立は愈々尖鋭化し、遂に一  
九三八年七月、八月の張鼓峰事件に至つ  
て兩者の關係は一觸即發の危機に曝さ  
れるに至つた。

張鼓峰に於ける武力衝突は、しかし、  
兩國の正面衝突にまでは發展せず、一  
時小康を得たもの、それによつて兩  
者對立の素因は毫も解消するに至ら  
ず、北洋漁業問題、北樺太利権問題等  
を繞る紛争を内包しつつ、日ソ兩國は  
不氣味なる對峙のまゝ、一九三九年に  
入つたのである。

かくて、一九三八年十一月の革命記  
念日に於ける國防人民委員ウオロシー  
ロフの對日豪語の中に、内部の立直り  
をほの見せ、第三次五ヶ年計畫案の發  
表(一九三九年一月)、第十八回共產黨

大會の召集(同年三月)等に、一應國內  
の安定を反映させつつ、他面險惡なる  
國際情勢、就中深刻化する日ソ關係に  
直面して、労働手帳の制定、労働規律  
調整令の發布(一九三八年十二月)、國  
勢調査の施行(一九三九年一月)と次々  
に國民總動員方策を實施しつつ、國內  
整備に邁進しつつあつたが、遂に一九  
三九年五月末に至り、ノモンハン事件  
の勃發を見、八月末には日ソ間の危機  
は再び頂點に達するに至つた。

### ソ獨の接近と最近の 國際情勢

その間ソ聯は獨伊を對象として、英  
佛と平和戰線結成に關し、交渉を重ね  
つゝあつたが、五月三十一日、第三回  
最高會議に於ける演説に於て、モロト  
フ外務人民委員は英佛の提案に不満の  
意を表し、三國交渉は容易に纏らず、在

舊日を送るうち、突如として、青天の  
霹靂の如く、表面に現れたのがソ獨の  
接近である。即ち三國交渉當面の對象  
國たる獨逸に對し、ソ聯は矢張り早に通  
商協定(八月十九日)、不可侵條約(八  
月二十三日)を締結し、かくて英佛ソ  
三國交渉は打切りの止むなきに至つた  
のである。

次で八月三十一日より開催された第  
四回臨時最高會議に於て、新兵役法を  
採擇して國民の服役年限を延長し、兵  
力の増強を圖つたソ聯は、九月十六日  
ノモンハン事件に關し、日ソ間に停戰  
協定成るや、直ちにポーランドに赤軍  
を進駐せしめた。かくて西ウクライナ  
西白ロシア國民議會の形成となり、夫  
々ウクライナ、白ロシア兩共和國への  
併合決議となり、ソ聯の西部國境は一  
大變化を見せるに至つた。但し會てポ  
ーランドに奪取された元リトワニヤ領



ウイリノ州はこれをリトワニヤに還附した。

而して十月三十一日より三日間第五回臨時最高會議を開き、これら新領土の併合及びそれに附随する問題を審議議決したが、席上モロトフ外務人民委員はソ聯の外交方針を次の如く闡明した。即ち(一)行動の自由保持、(二)中立の維持、(三)戦争擴大阻止。

然るにリトワニヤ、エストニヤ、ラトヴィヤとの間に相互援助條約を締結するに成功したソ聯邦は、芬蘭に對し

ても同様の條約締結をもくろみ、交渉を續けたが、兩者の意見一致を見ず、遂に十一月二十九日、モロトフ外務人民委員はラチオを以てソ芬國交斷絶に關する演説を放送するに至つた。

かくてソ聯は芬蘭に對し直ちに軍事行動を開始し、十二月一日には早くもテリヨキにコミンテルン有数の理論家クウシネンを首班とする親ソ政権が樹立され、二日にはこの新政權とソ聯との間に相互援助條約が調印された。

然るに鐵袖一觸と思はれたソ聯の對

芬軍事行動は、ソ側の發表するところによれば、地理的、氣象的條件に加ふるに、英佛の物質的援助のため、その後遅々として進捗せず、そのまゝ一九四〇年を迎へた。

その間日ソ關係に於ては十二月七日より國境確定に關するチタ會談が開かれ、同月三十一日には漁業條約の暫定協定が調印されたが、一方國際聯盟に於ては、十二月十四日にソ聯邦除名の決議が行はれるに至つた。

## 第二章 政治組織

### ソヴェート政治

ソ聯邦の政治は、即ちプロレタリア獨裁政治である。プロレタリア獨裁政治は、即ち共產黨獨裁政治であり、ボリシェヴィキ政治である。これはソヴェート政治を観る場合に看過し得ないことであると共に、世界周知の事實でもある。

しかし、一方ソ聯は立憲政治を標榜してゐる。所謂ソ聯邦憲法によつて、ソ聯邦國家運用の根本を定めてゐる。ソヴェート政治の根本原則たるプロレタリアートの獨裁は一九一八年一月、

ロシア革命の直後に開催された第三回ソヴェート大會に於いて採擇された「労働者の權利宣言」に於いて初めて基礎を置かれたのであるが、續いて同年七月に開催された第四回ソヴェート大會に於いて採擇されたロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國憲法は、ソ聯最初の憲法であつて、プロレタリアート獨裁の精神を成文化したものである。

このロシア共和國憲法は、その他の聯邦加盟共和國憲法の根本となつて、ウクライナ共和國、白ロシア共和國、ザカフカース聯邦共和國、中央アジア諸共和國憲法も制定され、續いて一九二三年ソ聯邦憲法が發布されるに至り、

一九三七年には此憲法の大々的改正が行はれて、所謂スターリン憲法の發布となつたのである。

第八回ソヴェート大會(一九三六年十二月—三七年一月)に於いて採擇されたスターリン憲法第一條に於いて「ソ聯邦は労働者及び農民の社會主義國家なり」と宣言して、ソ聯邦の國家の本質を明らかにし、その第二條に於いて「ソ聯邦の政治的基礎は地主及び資本家權力の顛覆及びプロレタリアート獨裁獲得の結果成長鞏化する労働者代議員ソヴェート之を構成す」と述べ社會主義のために闘争するソヴェートが、ソ聯邦の政治的基礎なることを宣揚してゐる。

この所謂ソヴェート政治なるものに關しては、新憲法に依り選舉制度を改正し、個人的自由を尊重し、民主々義的色彩を濃厚にした等、ソ聯邦當局は

宣傳してゐるが、それら憲法により規定されてゐる事柄も、たゞ紙の上の幻影に過ぎず、結局、ボリシエヴィキ一獨裁の強化、換言すればスターリン政権の鞏化を目指してゐるに過ぎず、この政權鞏化により、ソ聯國家の維持をなし得るものとの觀點より、ソヴェエト政治もこの目的のために利用されてゐると一般に觀測されてゐる。

ソ聯邦の構成

ソヴェエト社會主義共和國聯邦は十一の共和國より成立する。即ち、ロシア、ウクライナ、白ロシア、アゼルバイジャン、グルジア、アルメニヤ、トルクメン、ウズベック、タジック、キルギス、カザックの十一共和國である。

ソ聯邦行政領土單位總括表

共和國名	自治地方		管内地方		總計	管内民族自治區	地	總計	市		労働者部落		都府市	村
	自治	地方	管内	地方					區	區	區	區		
ウクライナ	7	6	6	5	24	2,368	5,544	1,232	35	55	8	4,644	1,200	
白ロシア	1	1	1	1	4	3,011	5,544	1,232	35	55	8	4,644	1,200	
アゼルバイジャン	1	1	1	1	4	3,011	5,544	1,232	35	55	8	4,644	1,200	
グルジア	1	1	1	1	4	3,011	5,544	1,232	35	55	8	4,644	1,200	
アルメニヤ	1	1	1	1	4	3,011	5,544	1,232	35	55	8	4,644	1,200	
トルクメン	1	1	1	1	4	3,011	5,544	1,232	35	55	8	4,644	1,200	
ソ聯邦全體	3	9	5	5	22	3,511	5,544	1,232	35	55	8	4,644	1,200	

各共和國の行政區劃を共和國、地、中心地名及び領土面積を示せば左の如方、州、管區別にし、且つ、その行政し(一九三八年十月一日現在)

ソ聯邦行政・領土區劃

共和國、地方、州、管區	行政中心地名	領土面積(千平方新)	チヌコト民族管區	アナドウイリ	六六〇、六
ソ聯邦	モスクワ市	二一、一七五、二	下アムール州	ニコラエフスタ市	五四九、六
1. ロシヤ共和國	モスクワ市	一六、五一〇、五	サハリン州	アレクサンドロフスタ市	四〇、七
1. アルタイ地方	バルナウル市	二九四、〇	ハバロフスタ州(註一)	ハバロフスタ市	一七〇、七
内			猶太人自治州	ビロビヂャン市	三六、八
内			沿海地方	浦市	二〇六、六
内			沿海州(註二)	浦市	九六、七
内			ウズリ州	ウオロシヨフ市	一一〇、一
内			註一 一九三九年五月二十六日附をもつて廢止		
内			註二 同		
アムール州	ブラゴヴェシチェンスタ市	二一三、八	六月五	日附をもつて廢止	
カムチャツカ州	ペトロバヴロフスタ市	一、一五三、八	四、	クラスノダール地方	

第二章 政治組織

内	アドウイゲ自治州	マイコブ市	三、九	ウスタ・オルダ	ウスタ・オルダ村	六、三
内	タラスノヤルスク地方	タラスノヤルスク市	二、一四三、八	内	カリニン州	一〇六、四
内	タイムイル民族管区	ドウディンカ村	七四二、六	オボチヤ管区	オボチヤ市	一一、四
民族管区	エヴェンキ	トウリンスク文化	五四一、六	カレリヤ民族管区	リホスラヴリ	五、八
ハカス自治州	アバカン市	根拠地労働者部落	四九、九	キーロフ州	キーロフ市	一〇五、五
六、オルジョニキーゼ地方	ウオロシロフスク市	アバカン市	一〇一、五	一五、タイプイシエフ州	タイプイシエフ市	九六、二
内	キズリヤル管区	キズリヤル市	二、三、三	一六、タルスタ州	タルスタ市	五五、七
カラチャエフスク自治州	ミコヤンシヤハル市	キズリヤル市	九、九	一七、レニングラード州	レニングラード市	一四三、七
チエルケツス自治州	エジヨウゴオ・チエルケスク	キズリヤル市	三、三	内	キンギセツブ管区	キンギセツブ市
七、アルハンゲリスク州	アルハンゲリスク市	ナリヤン・マル市	六五二、〇	ブスコフ管区	ブスコフ市	一六、八
内	ネネツ民族管区	ナリヤン・マル市	二一四、五	一八、モスクワ州	モスクワ市	四九、四
八、ウオログダ州	ウオログダ市	ウオログダ市	一五〇、〇	一九、ムルマンスク州	ムルマンスク市	一三八、九
九、ウオロネジ州	ウオロネジ市	ウオロネジ市	七六、七	二〇、ノヴォシビルスク州	ノヴォシビルスク市	六一一、〇
一〇、ゴリキー州	ゴリキー市	ゴリキー市	八九、二	内	ナルイム管区	ナルイム管区
一一、イヴァノヴオ州	イヴァノヴオ市	イヴァノヴオ市	六三、四	オムスク州	オムスク市	一、四四〇、五
一二、イルタートツク州	イルタートツク市	イルタートツク市	九二二、四	内	オスタヤコ・ウゴ	オスタヤコ・ウゴ
				グリスノ民族管区	グリスノ民族管区	七六〇、〇
				ハマロ・ネホツク	ハマロ・ネホツク	四六六、〇

民族管区	トボリスク管区	トボリスク市	七六、〇	三五、ヤロスラヴリ州	ヤロスラヴリ市	六三、一
二二、オレンブルグ州	オレンブルグ市	オレンブルグ市	九八、〇	三六、バシキル自治共和国	ウーファ市	一四〇、五
二三、オリョール州	オリョール市	オリョール市	一二三、八	三七、武蒙自治共和国	ウラン・ウデ市	三三、四
二四、ベルミ市	ベルミ市	ベルミ市	六四、四	三八、ダグスタン自治共和国	マハチ・カラ市	三四、〇
内	コミ・ペルミヤツク民族管区	クドウィルアル市	一九〇、二	三九、カバルヂノ・バル	ナリチタ市	一一、三
二五、ロストフ州	ロストフ市	ドン河畔ロストフ市	二二、一	四〇、カル自治共和国	ニリス市	七四、二
二六、リヤザン州	リヤザン市	リヤザン市	一〇〇、七	四一、カレリヤ自治共和国	ペトロザヴォドスク市	一三六、四
二七、サラトフ州	サラトフ市	サラトフ市	四九、四	四二、コム自治共和国	スイクトウイヴカル市	三七四、九
二八、スウエルドロフスク州	スウエルドロフスク市	スウエルドロフスク市	八九、六	内	ウスタ・ウサ村	一七九、二
二九、スモレンスク州	スモレンスク市	スモレンスク市	一八九、九	ベチヨラ管区	シンフエロポリ市	二六、〇
三〇、スターリングラード州	スターリングラード市	スターリングラード市	七二、二	四三、タルイム自治共和国	イオシユカル・オラ市	二三、三
内	アストラハン管区	アストラハン市	一三五、四	四四、マリイ自治共和国	サランスク市	二五、五
三一、タンボフ州	タンボフ市	タンボフ市	三二、三	四五、モルドワ自治共和国	エンゲリス市	二八、二
三二、トウーラ州	トウーラ市	トウーラ市	四九、九	四六、自治共和国	オムスク市	六、二
三三、チエリヤーピンスク州	チエリヤーピンスク市	チエリヤーピンスク市	三一、九	四七、北オセチヤ自治共和国	オムスク市	六、二
三四、チタ州	チタ市	チタ市	一六三、五	四八、タタール自治共和国	カザン市	六七、一
内	アギンスコエ武	アギンスコフ村	七二〇、〇	四九、ウドムルト自治共和国	イジヨフスタ市	三八、九
民族管区	アギンスコフ村	アギンスコフ村	二七、八	五〇、チエチエノ・イダ	グロズヌイ市	一五、七
				五一、チヌワシ自治共和国	チエボクサール市	一七、九
				五二、ヤタート自治共和国	ヤタートツク市	三、〇三〇、九

2	ウクライナ共和国	キエフ市	四四五、三
一、	ウインニツア州	ウインニツア市	二七、〇
二、	ゾロシロフ州	ゾロシロフグラード市	二七、〇
三、	ドニエプロベトロフ州	ドニエプロベトロフ市	六二、八
四、	ジトミール州	ジトミール市	二九、四
五、	カメネツ・ポドリシキ州	カメネツ・ポドリシキ市	二〇、五
六、	キエフ州	キエフ市	四三、五
七、	ニコラエフ州	ニコラエフ市	四六、八
八、	オデッサ州	オデッサ市	三二、九
九、	ボルタラ州	ボルタラ市	三七、一
一〇、	スタリノ州	スタリノ市	二五、四
一一、	ハリコフ州	ハリコフ市	四一、五
一二、	チエルニゴフ州	チエルニゴフ市	四三、四
一三、	モルダウ自治共和国	テラスボリ市	八、四
3	白ロシア共和国	ミンスク市	一二六、八
一、	ウイテプスタ州	ウイテプスタ市	二七、七
二、	ゴメリ州	ゴメリ市	一六、三
三、	ミンスク州	ミンスク市	二七、六
四、	モギレフ州	モギレフ市	二八、六
五、	ホレスク州	モズイリ市	二五、六
4	アゼルバイジャン共和国	バクト市	八六、〇
5	トルクメニスタン共和国	トルクメニスタン市	六九、六
6	アルメニア共和国	エレヴァン市	三〇、〇
7	トルクメニスタン共和国	アシハバド	四四三、六
8	ウズベク共和国	タシケント市	三七八、三
9	タジク共和国	ダウハバト市	九七、五
10	カザフスタン共和国	アスタナ市	二七四、五
11	キルギスタン共和国	ビシケク市	二七、七

6	カラガンダ州	カラガンダ市	四七二、七
7	クズネツク州	クズネツク市	一七八、六
8	タタリヤ州	タタリヤ市	一七八、一
9	バヴロダル州	バヴロダル市	一三九、七
10	北カザクスタン州	ペトロパヴロフスタ市	一九二、八
11	南カザクスタン州	チムケン市	二七、七
12	ジャラル・アバド管区	ジャラル・アバド市	三〇、四
13	イスマイク・タリ管区	カラコル市	三二、六
14	オシニ管区	オシニ市	四四、五
15	チャンシヤン管区	ナルイン市	五五、一

ソ連中央諸機関

ソ連邦最高会議

ソ連邦の最高機関は「ソ連邦最高会議」である。最高会議の代議員選挙は

邦會議民族會議とも幹部會員九名で構成され、單に中央執行委員會内に於ける一機關に過ぎなかつた。それが今度には、聯邦民族兩會議を以て最高會議を組織することとなつた譯であるから、これは、ソ聯の國家機構上に於ける一大變革と云はなければならぬ。

この聯邦會議及び民族會議の新設を目して、恰も資本主義國に於ける兩院制度に相當すると評論した新聞が多かつたが、これは大きな誤りである。外見は如何にも兩院制度であるが、その本質に於ては資本主義諸國の兩院制度と似て非なるものである。相違する主なる點は聯邦民族兩會議が同等の權限を有し同様の立法權を有してゐることである。(憲法第三十七條及び第三十八條)。更に兩院の間で意見の一致を見なかつた場合に於ては、兩院より平等に選出された調停委員會に委されるが、

聯邦會議と民族會議

この調停委員會でも意見の一致を見ない時とか、又は、その解決が兩院の一方を満足せしめない場合には、問題は兩院で再審議されることとなる。そして最高會議幹部會は兩院に對して解散を命ずるのである(第四十八條)。此等の點が所謂資本主義諸國の兩院制度と異つてゐるところであらう。尙、最高會議は四年毎に改選せられることになつてゐる。

聯邦會議と民族會議との相違點は何處にあるか？ 兩會議の職能等については憲法に於いて具體的に何等明示してないが、只、これを構成する方法について次の如く明示されてゐる。(第三十四條及び第三十五條)。  
1、聯邦會議は、労働者農民を通じ

て三十萬人に一人の割合で選出された代議員を以て構成する。(代議員數五〇名)  
2、民族會議は、聯邦共和國と自治共和國の各最高會議及び自治州労働者代表會議により選任された代議員に依つて構成されるが、その割合は、各聯邦共和國は二十五人、各自治共和國は十一人、各自治州五人、各民族管區一人の割合である(代議員數五七四名)  
この兩院構成の方法に依つて、兩院の職能が大體見當つくものと思はれる。即ち、聯邦會議は、ソ聯全體を通じて大ロシア人もウクライナ人も、少數民族も何れも三十萬人について一人の割合で選出した代表者を以つて構成され、又民族會議に於ては、共和國自治共和國、自治州、民族管區の別に依つて、代議員の數に差別をつけて中央

統制の政策を比較的顯著に現はしてゐるのである。が、注目すべきは、少數民族の選舉權が従前に比して著しく擴大されたことである。こゝにスターリン民族政策の顯著なる傾向を見ること出来る。

聯邦最高會議は年二回聯邦最高會議幹部會に依つて召集されるが、これは前憲法にて規定されてゐる年一回召集よりも、開催回數が頻繁となつてゐる。ソヴェト大會召集の事實は、第一回大會一九二二年、第二回一九二四年、第三回一九二五年、第四回一九二七年、第五回一九二八年、第六回一九三一年、第七回一九三五年、第八回一九三六、七年であつて、第六回、第七回大會の間の如きは實に四年間を経過してゐる。

聯邦最高會議幹部會

最高會議閉會中の最高機關は新憲法で聯邦最高會議幹部會と定められた。最高會議幹部會は、聯邦會議、民族會議の兩院合同會議に於いて選出され議長一名、副議長十一名、書記長一名、會員二十四名を以つて構成され、副議長は各加盟共和國主腦者(共和國最高會議々長)がこれに當る。現在議長はエム・カリーニン、書記長はゴルキンである。聯邦最高會議幹部會の職能は左の如し。

- A、聯邦最高會議の召集
- B、現行法制の解釋及び訓令の發布
- C、聯邦憲法第四十七條に基きソ聯邦最高會議を解散し且つ新選舉を命ず
- D、自身の發案に基き若しくは聯邦共和國一國の要求に基き人民投票を執行す
- E、ソ聯邦人民委員會會議及び聯邦各

共和國人民委員會會議の決定及規約が法律と合致せざる場合以上の決定乃至規約を棄却す

- F、ソ聯邦最高會議の閉會中同會議の義務を代行の聯邦人民委員會々長の申請に基き聯邦人民委員會を任命す。此の場合には事後聯邦最高會議の承認を求むるものとす
- G、ソ聯邦勳章及び稱號授與
- H、赦免權の行使
- I、ソ聯軍事最高統帥部の任命及び更迭
- J、聯邦最高會議の閉會中ソ聯邦が軍事的攻撃を受けた場合又は侵略に對する相互防禦に基く國際的條約義務遂行の必要ある場合宣戰の布告
- K、全國的若しくは局部的動員令の公布
- L、國際條約の批准
- M、外國に派遣せるソ聯邦全權代表

の任命及び召還  
N、諸外國外交代表の信任状及び召還状捧呈受理

全聯邦人民委員會

各國の内閣に相當する全聯邦人民委員會は聯邦最高會議兩院合同會議に於いて組織するもので、議長は首相に人民委員は大臣に相當する。第一次議長はレーニン、第二次はルイコフ、第三次議長は現在のモロトフである。

ソ聯邦人民委員會を構成する人民委員部は最近著しく分割主義となり、ソ聯邦最高會議幹部會では一九三九年一月二日輕工業人民委員部を二部に分割する旨發令、ついで同十一月には國防工業人民委員部を四部に、同十九日には食料品工業人民委員部を三部に、同二十四日には重工業人民委員部を六部に、二月五日には機械製作人民委員

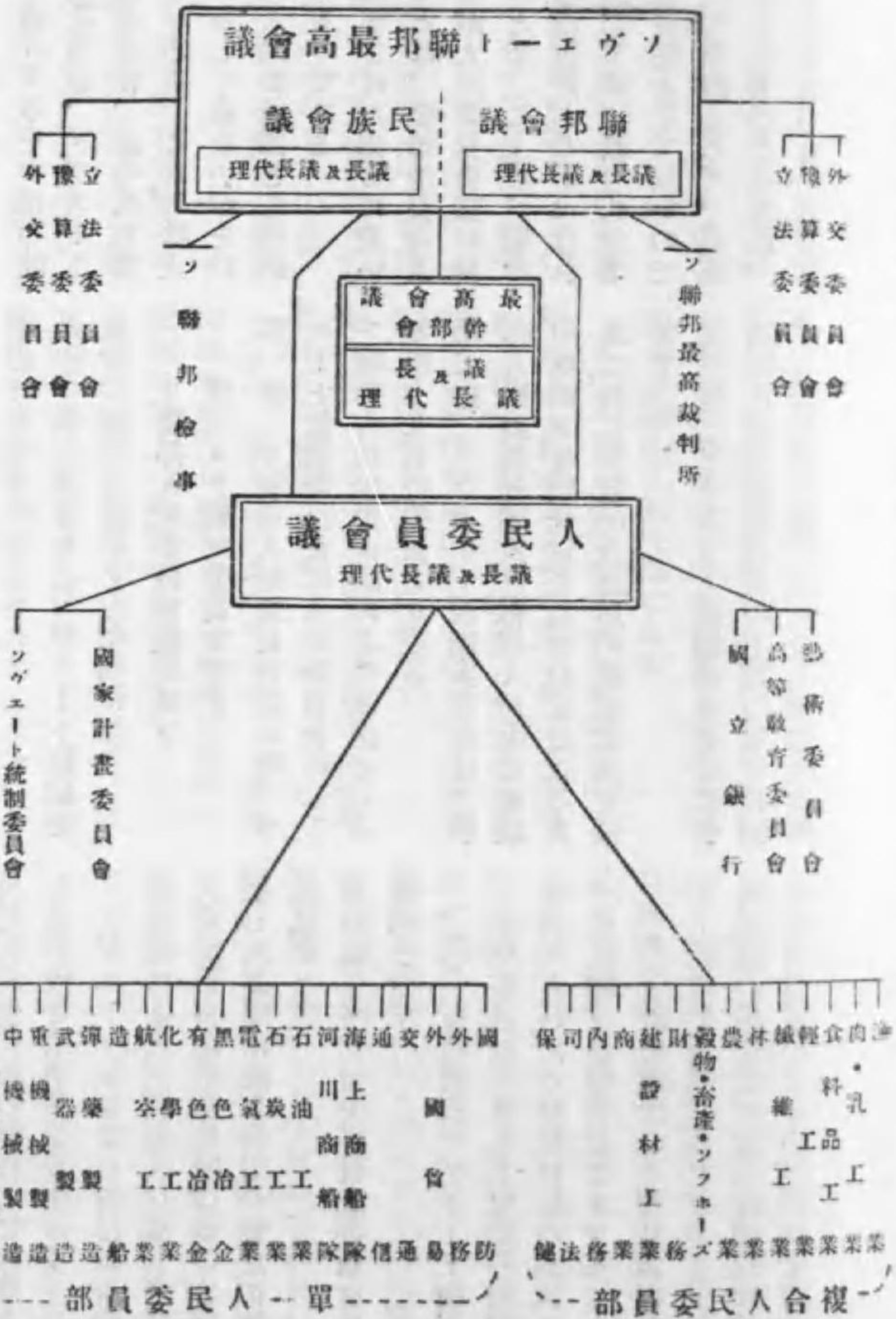
部を三部に十月十二日に燃料工業人民委員部を二部に夫々分割する旨を發令した。而して右各種工業人民委員部の分割の理由は、第三次五年計畫内容の發表を行つた點と關聯して見ると、これが遂行機關を整理し、最近における工業界の不振を一舉に打開せんとしたもので、工業部門における政治的指導機能と技術的指導機能とを明確に分離せんとする點が特に注目される。更に新設の方では建設、自動車運輸等の人民委員部が設けられてゐる。

聯邦人民委員部には「全聯邦」人民委員部と「聯邦及び共和國」人民委員部、共和國人民委員部の三種類があり、第一は全聯邦人民委員會議にのみあるもの、第二は全聯邦人民委員會議にも各共和國人民委員會議にもあるもの、第三は共和國のみあるものである。

而して聯邦人民委員會の職能は左の如し。

- A、全聯邦各人民委員部、聯邦共和國各人民委員部の事業並に其統制下にある各種經濟及び文化諸機關の事業を統一指導す
- B、國民經濟計畫、國家豫算を實現し、且つ信用貨幣制度を強化する方策を講ず
- C、公安を維持し、國家の權益を擁護し、市民の權利を保護する方策を講ず
- D、對外關係に於て一般的指導を爲す
- E、毎年兵役に召集さるべき市民數を決定、全國軍の一般的建設を指導す
- F、必要の場合、經濟、文化及び國防の建設事業に關し、ソ聯邦人民委員會の下に特別委員會並に管

ソ聯邦政治機構一覽圖



註：共和國人民委員部には教育、地方工業、公共事業、社會保健、自動車運轉の各人民委員部あり

理本部を構成す。

その他の諸機關

人民委員會議を構成するその他の諸機關に、國家計畫委員會、ソヴェート統制委員會、藝術委員會、高等教育委員會、國立銀行等がある。これ等は人員委員部の名稱を有してゐないがその職能に於いては、人民委員部と並行的乃至はそれ以上のものである。

新憲法に依り改正された部分に於いて最も目につくことは、藝術委員會及び高等教育委員會が人民委員會議の構成分子となつたことで、こゝにソ聯の教育藝術に對する新方針がうかゞはれる。尤も教育に對しては、教育人民委員部が聯邦人民委員部として無いのであるから、その代行機關として、高等教育委員會が存在するものと見られ、又政治的には、これら委員會の議長は

一種の無任所大臣的役割を演じてゐるものと見ることが出来る。

これらの人民委員會議附屬機關も、最近その機構が改正されてゐるが、その中、最も重要なソヴェート統制委員會に關する規定を左に掲げる。

ソ聯人民委員會議附屬ソヴェート統制委員會規定

第一條 ソ聯人民委員會議附屬ソヴェート統制委員會は常設委員會にしてソ聯人民委員會議により確認せらるる四十五名の委員より成る

第二條 ソヴェート統制委員會はソ聯人民委員會議及びソ聯人民委員會議附屬經濟會議決定及命令の完全なる實施に對し系統的且運用的監督業務を擔當す

第三條 ソヴェート統制委員會は監督過程に於て政府決定の不履行警告に關する緊急策を講じ右決定不實施の具體

的責任者を決定す

ソヴェート統制委員會は監督過程に於て發見せる官廳業務の缺陷を人民委員部及其他官衙の指導者に通達し適當なる手段を講ずるよう要求す

ソヴェート統制委員會は政府決定實施調査に基きソ聯人民委員會議及び人民委員會議附屬經濟會議の審議に提案し又必要に應じ決定の變更に關する提議をなす

第四條 ソヴェート統制委員會は左の權利を有す

(イ) 各經濟及ソヴェート機關に對し説明書其他必要なる資料の提出並に指摘せられたる缺陷排除の爲講じたる手段に關する報告を要求すること

(ロ) 政府決定の不履行或はソヴェート規律を紊亂するソヴェート及び經濟機關の責任者に對し直接或は當該人民委員部指導者を通じて譴責を課し又は

檢事局を通じて裁判に付すること政府決定不履行の廉により免職或は下級職務に移す必要がある場合はソ聯人民委員會議の審議に付す

(ハ) 政府決定の個別實施狀況審理にソヴェート及經濟機關の職員(専門家、科學者、スタハノフ員等)を參加せしむること

ソヴェート統制委員會委員はソ聯人民委員會議及人民委員會議附屬經濟會議並に中央及び地方ソヴェート及び經濟機關の會議に参加する權利を有す

第五條 ソヴェート統制委員會は加盟及び自治共和國、地方及び州、第一義的に加盟共和國、ハバロフスク地方及び沿海地方、レニングラード、スモレンスク、キエフ及びオデッサ州に全權委員を置く

第六條 ソヴェート統制委員會の共和

國、地方及び州に於ける全權委員はソヴェート統制委員會に直屬しソヴェート統制委員會の申請に基きソ聯人民委員會議により任免せらる

ソヴェート統制委員會全權委員はソヴェート統制委員會の指令及び自發的にソ聯人民委員會議及び人民委員會議附屬經濟會議決定及び命令の實施に對し系統的且運用的に監督す

第七條 ソヴェート統制委員會全權委員は左の權利を有す

(イ) 地方經濟及びソヴェート機關指導者に對し政府決定の正確且適時の實施に關する具體策を要求すること

(ロ) 當該加盟及び自治共和國、地方及び州に於けるソヴェート及び經濟機關の會議に参加すること

地方機關と異論を生じたる場合ソヴェート統制委員會全權委員は案件をソヴェート統制委員會の解決に移す

第八條 ソヴェート統制委員會全權委員は當該加盟或は自治共和國人民委員會議、地方或は州執行委員會に對し政府決定不履行或はソヴェート規律を紊亂せる職員に譴責を課するよう提議す

第九條 ソヴェート統制委員會全權委員は自己の監督地區に於ける政府決定實施狀況に關しソヴェート統制委員會に對し系統的に報告する義務あり

第十條 ソヴェート統制委員會の中央機構として各人民委員部主任監督官を置き人民委員部に於ける政府決定實施に對する系統的且運用的監督を擔當せしむ

ソヴェート統制委員會は主任監督官の輔佐として人民委員部の業務量に應じ相當数の監督官を任命す

第十一條 ソヴェート統制委員會の中央機關は左の如し

(イ) 請願局 (ロ) 秘書部

(ハ) 總務部

第十二條 日常監督業務指導の爲七名の委員を以てソヴェート統制委員局を組織し委員の人的構成はソ聯邦人民委員會議により確認せらる

ソヴェート統制委員會議は重要政府決定實施調査の結果及び右調査の結果に基く提案審議のため必要に應じソヴェート統制委員會議長之を召集す

司法機關

ソ聯邦に於ける最高司法機關は聯邦最高裁判所で、これはソ聯邦並に加盟共和國に於ける一切の司法機關を監督する権限を賦與されてをり、聯邦最高會議に依つて選舉されるものである。最高裁判所の構成は次の如くである。

(イ) 聯邦最高裁判所會議 (ロ) 民事部 (ハ) 刑事部 (ニ) 軍事部 (ホ)

鐵道部 (ヘ) 水運部

この聯邦最高裁判所に次ぐものに共和國最高裁判所、地方裁判所、州裁判所、自治共和國並に自治州裁判所、管區裁判所、この外當該區の市民に依つて選舉せられる人民裁判所があつて、諸他の裁判所の任期は五ヶ年なるに對し、この人民裁判所のみは任期三年である。

檢事局は、一切の地方機關より獨立し、その権限は(イ)憲法の監視、(ロ)最高裁判所の監視、(ハ)軍事檢察の指導、(ニ)その他の檢事々務である。尙ソ聯邦最高裁判所長はイ・ゴリヤコフ、檢事總長はバンクラチエフである。

以前ソ聯邦では三權分立は行はれず、行政權司法權は決して立法權から分れて居らず、従つて司法權の獨立の保障と云ふものは全くなかつた。其の司法官の資格も嚴格な階級的制限があ

るし、殊に裁判官としては單純に従ふだけでなくして、革命の精神を法律の一部として認めると云ふことになつてゐるから、凡そ資本主義國の司法權に於ける司法官とは違つた隷屬的な地位しか持たなかつた。それを改正憲法に於いては第百十二條に、裁判官は法律に準據する他、全く獨立を保つと云ふ司法官の獨立を規定した明文が設けられた。

新憲法第百十三條の規定する所に依れば、ソヴェート聯邦檢事は各人民委員及び委員部所屬各機關並に各公人及び一般市民が法律を正確に遵守するや否やを監督する最高の權利を賦與せられると規定されてゐる。つまり、ソ聯邦の機關中檢事の直接の監督を受けなものは殆どないと云ふ規定であるから、ソ聯邦の檢事の権限は我國に於ける檢事の権限プラス内務省の権限プラス

ス會計檢査院の権限と云つたやうなものである。周知の如く、ゲ・ベ・ウは既に廢止されたが、結局從來に於けるゲ・ベ・ウの機能が全く檢事制度に吸收されてしまつて、新憲法實施後に於ける檢事は名實共に伴つた、所謂檢非違使たるのフアンクシヨンを有するものと見られる。ゲ・ベ・ウの本質は言ふ迄もなく司法警察であり、しかも特定の犯罪に就ては何等法律の根據なしに、獨斷で始末をする権限をもつてゐた

が、段々権限の範圍が司法機關の方に委譲されて、それが新憲法に於ては檢事制度に全く吸收されてしまつたものである。

加盟共和國

ソ聯邦を構成する加盟共和國は、新憲法に依り五つの新共和國が生れた結果、ロシヤ社會主義聯邦共和國、ウク

ライナ、白ロシヤ、アゼルバイヂヤン、グルジヤ、アルメニヤ、トルクメン、ウズベツク、タヂツク、カザツク、キルギスの諸ソヴェート社會主義共和國の十一共和國である。

聯邦各共和國は獨立に國家權力を行使し、ソ聯邦は各共和國の主權を保全するのであるが、左記各項は全聯邦的管掌事項で、各共和國獨自にてこれを實行する権限を有しない。

- A、國際間に於て聯邦を代表し、各國との諸條約を締結批准すること
- B、宣戰並に媾和の問題
- C、新共和國のソ聯邦加入承認
- D、ソ聯邦憲法の遵守を監督し聯邦各共和國憲法とソヴェート社會主義共和國聯邦憲法との一致を保證すること
- E、聯邦各共和國間の境界線變更承認

- F、新設地方、州及び聯邦共和國内に在る新設自治共和國の承認
- G、ソ聯邦の國防實施並に聯邦全軍の指導
- H、國家獨占を基礎とする外國貿易
- I、公安の保全
- J、ソ聯邦の産業計畫の確立
- K、ソ聯邦の單一國家豫算の承認及び聯邦、聯邦各共和國の豫算並に地方豫算に編入さるべき租稅並に收入の承認
- L、全聯邦關係の銀行農工業機關、企業及び通商機關の管理
- M、運輸並に通信の管理
- N、貨幣並に信用制度の指導
- O、國營保險の實施
- P、借款の締結並に賦與
- Q、土地の使用並に埋藏礦物、森林並に水利の利用に關する基本原則の確立



R、教育並に保健の分野における基本原則の確立

S、産業計數單一制實施

T、労働法制の基礎の確立

U、裁判構成並に訴訟手續に關する

V、聯邦市民權並に外人の權利に關する法律の制定

W、全聯邦大赦令の發布

聯邦共和國の最高國家機關は聯邦共和國最高會議で、これは當該共和國唯一の立法機關である。この最高會議の職能は

A、當該共和國憲法の採擇及び改正

B、當該共和國に屬する自治共和國の憲法を批准し、其の境界を決定

C、當該共和國の國民經濟計畫及豫算の承認

D、聯邦共和國の司法機關により刑罰の判決を受けたる市民に對し

赦並に赦免の權限を行使  
等であり、その閉會中の代行機關が共和國最高會議幹部會なること及び、最高會議を組織することは全聯邦の場合と同様である。

### 共和國人民委員會

各共和國の行政機關は、全聯邦のそれと著しく相似してゐるが、唯異つてゐる所は、人民委員會の構成であつて、各共和國に於ては全聯邦人民委員會に存在しない地方工業、公共事業、社會保障等の各人民委員會が存在し、同時に、外務、國防、外國貿易、交通、重工業、國防工業の如き全聯邦事業を管轄する人民委員會を缺除してゐる。共和國人民委員會の職能は次の如し。

一、當該聯邦共和國の權限内に於いて國家行政各部門を統轄す、

二、ソ聯邦及び當該共和國の法律に準據し且つこれを實行する爲に、ソ聯邦人民委員會及び聯邦共和國人民委員會の決定並に命令に基づき命令及び訓令を發布す。

三、全聯邦的、「聯邦及び共和國」人民委員會の命令、訓令に準據して、命令、指令を發布す、

共和國人民委員會は左の如き人民委員會及び機關を以つて構成されてゐる。

漁業、肉・乳工業、食品工業、建設材料工業、纖維工業、輕工業、木材工業、農業、穀物・畜産ソフトウェア、財務、商業、内務、司法、保健各人民委員會（以上聯邦及共和國人民委員會部）教育、地方工業、公共事業、社會保障、自動車運輸各人民委員會（以上共和國人民委員會部）、共和國々家計畫委員會、藝術委員會代表、聯

邦人民委員會代表（複數）

## 地方行政

### 自治共和國政治機構

新憲法に依り制定された現行行政制度では自治共和國は左記の二十二である。

ロシア共和國所屬  
タタール、パンキール、ダダスタン、ブリヤート・モンゴル、カバルチノ・バルカリヤ、カルムイク、カレリヤ、コーミ、クリミア、マリイ、モルドフ、沿ヴォルガ獨逸人、北オセチ、ウドムルト、チエチエノ・イングーシ、チュワシ、ヤクート

アゼルバイジャン共和國所屬  
ナヒチewan  
グルシヤ共和國所屬  
アブハジヤ、ア

ジャリヤ

ウズベク共和國所屬  
カラ・カルバクウクライナ共和國所屬  
モルダヴィヤ

自治共和國の最高機關は自治共和國最高會議で、以下最高會議幹部會、人民委員會を有してゐること聯邦加盟共和國と大體同様であつて、行政組織としては高度のものより低度のものに至るまで、相似形をなしてゐることはソ聯邦組織の特色である。自治共和國は聯邦加盟共和國の統制下にあつて弱少民族の自治形態とは云へ、ソ聯邦民族政策上より云へば、この點に極めて困難なる問題を有してゐる。

### 地方及び州政治機構

ソ聯邦に於いて行政上「地方」(クライ)と稱せられるものは、クラスノダール(舊アゾフ黒海)、ハバロフスク、沿

海、アルタイ、クラスノヤルスク、オムチン、ルヂョニキ等であつて、我が國と密接なる關係にある極東、シベリヤ地方がソヴォシビルスク州、アルタイ地方と哈府、沿海地方及び東部シベリヤ州に分れ、ロシア共和國に屬してゐる點は注目すべきで、これは實質的には中央政府に直屬してゐるとも云ふべきである。

地方及び州(オブラスチ)の國家機關は勤勞代表ソヴェイトで、任期は二年である。こゝに於ける執行、行政機關は、當該ソヴェイトに依つて選出された執行委員會で、執行委員會は議長一名、副議長數名、書記一名、委員數名より成つてゐる。

### 管區並に區政治機構

管區(オクルーグ)並に區(ライオン)に於いても國家權力機關は勤勞代

表ソヴェートである。その他の行政機構も地方、州のそれと大體同じく、執行委員會が當該區の政治、經濟、文化上の諸問題を審議、決定する。

農村政治機關

農村に於ける國家權力機關たる農村勤勞者代表ソヴェートは一村又は數ヶ村の代議員を以て組織されるものである。曾ての村落は人口及び面積によつて定められた最大級の行政區劃であつたが、近次これを改めて、ソ聯農村における最も重要な經濟的、政治的意義を有するコルホーズ、ソフホーズ及び機械・トラクター・ステーションの統轄する地區を以て村落の一單位とし、此處に村ソヴェートを選出する方法を採つてゐる。村ソヴェートは大體に於て執行委員會制度を採らず、たゞ議長、副議長と書記を置くのみの制度を多く

採つてゐるが、大きなソヴェートに於いては執行委員會を組織してゐる。村ソヴェートに於いては少なくとも年三回の總會を開催して、その間の實績報告を行ふ義務がある。

都市政治機構

ソ聯邦に於いては都市の概念の中に三つのものを含んでゐる。即ち、(イ)區の管轄下にあり、村落と同様なるもの、(ロ)州及び地方の管轄下にあつて區と同様なるもの、(ハ)各加盟共和國の管轄に屬し、州及び地方と同様なるもの。即ちモスクワ、レニングラードの如き大都市、人口五萬以上の都市に於いては更に市を數區に分ち、此處に區ソヴェートを置くことが出来るが、これは都市ソヴェートの補助機關たるの役割を果すに止まり、何等行政的區劃を成すものではない。

都市ソヴェートは、その執行委員を選出する。此の點が村ソヴェートと多少相違するのみで、ソ聯の最下級行政區劃を成す點に於ては村ソヴェートと變りない。

ロシア共和國

政治機構

ソ聯邦加盟共和國の政治組織に關しては、各共和國別に詳述することは不可能であるが、又その必要もない。何故なら、ソ聯の政治組織は、聯邦共和國地方、州等々、上部より下部の組織に至るまで各相似形の累積をなしてゐる觀を呈してをり、又同種類の組織は同様の政治機構を持つてゐるからであつて、加盟共和國の政治組織を知るにはロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國の組織を知れば他はこれに大體相似

のものと斷定してよいのである。

従つて、こゝでは、加盟共和國の代表として、ロシア共和國の政治組織を述べることにする。

ロシア共和國新憲法は、ソ聯新憲法の發布に引續き、一九三七年一月二十一日第十七回ロシア共和國ソヴェート大會に於いて採擇された。新憲法の發布に依つて、ロシア共和國の政治組織にも多大の變革が行はれた。憲法に依り定められたロシア共和國の政治組織を以下に概述する。

ロシア共和國の主權

ロシア共和國の主權は、ソ聯憲法第十四條に規定されたるソ聯邦の行使する權限外に於いて、完全に保證されてゐるが、ロシア共和國の最高機關並に國家權力機關の管掌事項は次の如くである。

- 1、ロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國憲法の制定並にこれが遵守の監督
- 2、自治社會主義ソヴェート共和國憲法の制定
- 3、ロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國(以下ロシア共和國と略す)の組織内への地方、州及び自治共和國自治州の編入に就きソ聯邦最高會議の承認を申請
- 4、自治共和國及び自治州の境界並に管轄區域の確定
- 5、地方及び州の境界並に區境の確定
- 6、ロシア共和國の立法
- 7、國家的秩序及び市民の權利の維持
- 8、ロシア共和國々々民經濟計畫の確立
- 9、ロシア共和國々々豫算の承認
- 10、ソ聯邦法律に従ひ、國家的並に地方的租稅公課及び租稅外收入の決定
- 11、自治共和國豫算並に地方及び州豫算實現の指導
- 12、保險及び貯金事業の指導
- 13、銀行、工業、農業、商業の諸企業、共和國の意義を有する諸組織の管理並に地方産業の指導
- 14、聯邦的意義を有する諸企業の状態に對する、並に管理に對する統制、監察
- 15、土地、埋藏物、木材及び水系利用法の制定
- 16、都市その他居住地の住宅經營、公共事業の指導並に住宅建設及び公共施設の指導
- 17、道路建設、地方運輸、通信の指導
- 18、勞働法の制定

- 19、保健事業の指導
- 20、社會保障事業の指導
- 21、初等、中等、高等教育の指導
- 22、ロシア共和國の文化、啓蒙、科學各團體及び施設の管理
- 23、體育、スポーツ事業の指導並に組織
- 24、ロシア共和國司法機關の組織
- 25、ロシア共和國市民權の附與
- 26、ロシア共和國司法機關に依り處罰を受けたる市民の大赦及び赦免

最高諸機關

(イ) 最高會議

前項に述べたロシア共和國管轄事項を實行する權限を有する最高機關はロシア共和國最高會議である。この最高會議は、全聯邦の場合に同じく最高會議幹部會を選出し、幹部會は次の如き諸事項に就き最高會議に對し責任を負

ふものである。

- 1、ロシア共和國最高會議の召集
- 2、ロシア共和國諸法律の註釋及び指令の發布
- 3、人民投票の施行
- 4、ロシア共和國人民委員會議の決議、命令、地方(州)勤勞者代表ソヴェートの決定、命令が背反する場合これが廢棄
- 5、最高會議開催期中は責任を解除さる
- 6、ロシア共和國名稱號の附與
- 7、ロシア共和國司法機關に依り處罰されし犯人の大赦

(ロ) ロシア共和國政府

ロシア共和國最高會議は人民委員會議即ちロシア共和國政府を組織するが人民委員會議の權限は、

- 1、ロシア共和國人民委員部及び人

民委員會議に直屬する經濟文化機關の仕事を一、指導する

- 2、國民經濟計畫の實行手段を採る
- 3、ロシア共和國々々豫算及び地方豫算の實施をなす
- 4、社會秩序の保障、國家的利益の擁護、人民權利の維持に適當なる手段を講ず
- 5、自治州人民委員會議の活動を指導、監察、地方(州)勤勞者代表ソヴェート執行委員會の活動を指導監察す
- 6、經濟的並に文化的建設につき必要なる場合、ロシア共和國人民委員會議に附屬せしめて専門委員會及び管理部を組織す

地方諸機關

(イ) 自治共和國

自治共和國の最高行政、執行機關は

自治共和國人民委員會議で、これは最高會議に依り選出されるもので、同會議の閉會中、これを代行することは、加盟共和國の場合と同じ。

自治共和國人民委員會議の構成は左の如し。

自治共和國人民委員會議々長

同 副議長

國家計畫委員會議長

人民委員

(農業、財務、商業、内務、司法、保健、教育、地方工業、公共事業社會保障)

道路局長

農産物調達人民委員部代表

藝術局長

右の外、當該共和國經濟の特殊性に基きロシア共和國最高會議の決定に依り、左記の三人民委員部を設置することが出来る。

食料品工業、輕工業、林業

(ロ) 地方、州その他

地方、州、自治州等の國家權力機關は勤勞者代表ソヴェートである。(それは以下の民族管區、行政管區、區、都市、農村、部落に於いても同じ)。この勤勞者代表ソヴェートの執行々政機關は、該ソヴェートに依り選出された執行委員會であり、地方、州、勤勞者代表ソヴェートは次の如き各部(オツヂェル)を有する執行委員會を組織する。

土地部、財務部、商業部、保健部、國民教育部、地方工業部、公共事業部、社會保障部、國道部、一般部、計畫委員會部、執行委員會附屬幹部會(セクトール・カイドロフ)

この外、當該地方の特殊性に應じ、次の部又は廳を設置することが出来る。

輕工業、食料品工業、林業、穀物畜産國營農場の四部

區勤勞者代表ソヴェートは次の各部を有する執行委員會を組織する。

土地部、國民教育部、財務部、商業部、保健部、社會保障部、一般部、國道部、計畫委員會部、執行委員會附屬幹部會(此他公共事業、地方工業の二部をも必要に應じ設置し得る)

都市勤勞者代表ソヴェートは次の各部を有する執行委員會を組織する。

財務部、公共事業部、商業部、保健部、國民教育部、社會保障部、一般部、計畫委員會部、執行委員會附屬幹部會(此の外必要に應じ、地方工業、土地の二部を設置し得る)

モスクワ、レーニングラードの都市

勤勞者代表ソヴェートの各部は、當該ソヴェート及び執行委員會に從屬するのみならず、又、ロシア共和國の當該人民委員部にも直屬することが規定されてゐる。(ロシア共和國憲法第百一

條)

ソヴェート選舉

ロシア共和國に於ける選舉法もソ聯邦憲法に準據して行はれること勿論であり、村落及び都市勤勞者代表ソヴェートよりロシア共和國最高會議に至る迄直接選舉によつて代表が選出される。

以上は、各ソヴェート管掌區域の大小に拘はらず、専ら住民數に依つて、左の割合にて代議員を選出するものであり、從來に比して、著しく改正された點は、自治州、民族管區等少數民族に對する選出數が増大したこと、都市ソヴェートに對する選出率規定が極めて簡單にされてゐること等である。而して、代表選出の割合はロシア共和國憲法第百四十五條に依り左の如く規定されてゐる。

ソ聯邦人民委員部一覽表

(一九三九年十一月現在)

地方、州ソヴェート	住 民 數	代議員數
自治州ソヴェート	一五、〇〇〇—四〇、〇〇〇に付	一 人
民族管區ソヴェート	一、五〇〇—二、〇〇〇に付	一 人
行政管區ソヴェート	一〇〇—五〇〇に付	一 人
區ソヴェート	二、〇〇〇—一〇、〇〇〇に付	一 人
都市ソヴェート及び都市に於ける區ソヴェート	五〇〇—一、五〇〇に付	一 人
モスクワ、レニングラード市ソヴェート	一〇〇—一、〇〇〇に付	一 人
村ソヴェート	三、〇〇〇に付	一 人
村ソヴェート	一〇〇—二五〇に付	一 人

ソ聯邦人民委員部	住 民 數	代議員數
一、國防人民委員部	(カ・エ) ヴオロシロフ	(イ) ベレスイブキン
二、外務人民委員部(兼)	(ウ・エ・ム) モロトフ	(一九三九年四月九日改組)
三、外國貿易人民委員部	(ア・イ) ミコヤン	(一) 海上商船隊人民委員部
四、交通人民委員部(兼)	(エル・エム) カガノウイチ	(エス・エス) ドウケリスキ
		(ゼ・ア) シヤシコフ
		七、重工業人民委員部(一九三九年一月廿四日改組)

- (一) 燃料工業人民委員部
    - (エル・エム) カガノウイチ
  - (二) 發電所及電氣工業人民委員部
    - (エム・ゲ) ベルヅヒン
  - (三) 黑色冶金人民委員部
    - (エフ・ア) メルクロフ
  - (四) 有色冶金人民委員部
    - (ア・イ) サモフヴァーロフ
  - (五) 化學工業人民委員部
    - (エム・エフ) デニソフ
  - (六) 建設材料工業人民委員部
    - (エル・ア) ソスニン
- 八、國防工業人民委員部(一九三九年一月十一日改組)
- (一) 航空工業人民委員部
    - (エム・エム) カガノウイチ
  - (二) 造船工業人民委員部
    - (イ・テ) テウオシヤン
  - (三) 武器製造人民委員部
    - (ベ・エル) ワンニコフ
- 
- (四) 彈藥製造人民委員部
    - (イ・ベ) セルゲーエフ
  - 九、機械製作人民委員部(一九三九年二月五日改組)
    - (一) 重機械製作人民委員部
      - (ヴエ・ア) マールイシエフ
    - (二) 中機械製作人民委員部
      - (イ・ア) リハチエフ
    - (三) 一般機械製作人民委員部
      - (ベ・イ) パルシン
  - 十、燃料工業人民委員部(一九三九年十月十二日改組)
    - (一) 石炭工業人民委員部
      - (ヴエ・イ) ワフルウシエフ
    - (二) 石油工業人民委員部
      - (エル・エム) カガノウイチ
    - 十一、海軍人民委員部
      - (エヌ・ゲ) クズネツォフ
    - 十二、農産物調達人民委員部
      - (エス・エ) スクルインニコフ
  - 十三、食品工業人民委員部(一九三九年一月十九日改組)
    - (一) 漁業人民委員部
      - (ベ・エヌ) ジエムチウジナ
    - (二) 肉乳工業人民委員部
      - (ベ・ヴエ) スミルノフ
    - (三) 食品工業人民委員部
      - (ヴエ・ベ) ゴートフ
  - 十四、輕工業人民委員部(一九三九年一月二日改組)
    - (一) 纖維工業人民委員部
      - (ア・エヌ) コースイギン
    - (二) 輕工業人民委員部
      - (エス・ゲ) ルーキン
    - 十五、建設人民委員部
      - (エス・ベ) ギンズブルグ
    - 十六、林業人民委員部
      - (エヌ・エム) アンツエロウイチ
    - 十七、農業人民委員部
      - (イ・ア) ベネヂクトフ

十八、穀物畜産ソフホーズ人民委員部  
十九、財務人民委員部

(ア・デ)ズヴェリヨフ  
二十、商業人民委員部

(ア・ウエ)リュビームフ  
二十一、内務人民委員部

(エル・ベ)ベリヤ  
二十二、司法人民委員部

(エヌ・エム)ルイチコフ  
二十三、保健人民委員部

(ゲ・ア)ミチエレフ  
註 漁業人民委員ジエムチウジナは三九  
年十一月他へ轉出

西ウクライナ及び  
西白ロシアの併合

ソ聯赤軍の波蘭進撃と、獨ソ兩軍に  
よる波蘭分割に依りソ聯は新たな領  
土を獲得し、ソ聯西方に於ける軍事的  
能力は著しく増大した。このソ聯が獲

得した波蘭領土は西部ウクライナ及び  
西部白露の兩地方であるが、十月二十  
二日に全西部ウクライナ人民會議代表  
者の選挙が行はれ、白露に於いても同  
時に人民會議が成立して政治的最高機  
關の設置が行はれた。引續き、ウクラ  
イナ共和國及び白露共和國の臨時最高  
會議が開かれて、これら波蘭領ウクラ  
イナ白露兩地方の合併を宣言した。  
この人民會議はこれら地方の最高機  
關ともなるべきものであるから、これ  
の代議員選挙に關して若干統計的資料  
を掲げておく。

西ウクライナ人民會議選挙

一九三九年十月二十二日全西ウクラ  
イナにウクライナ人民會議代表者の選  
挙が行はれ、この選挙は普通、平等、  
直接、秘密選挙制により行はれた。  
西ウクライナには全部で五、八五八  
の選挙所と一、四九五の選挙區が設け

られた。資料に依れば、作られた各選  
舉區の數に應じて選挙しなければなら  
ない代議員總計一、四九五名の中一、  
四八四名の當選が登録された。ルーツ  
ク州及びリヴォフ州の若干の選挙區  
に於ける代議員候補者は全投票數の半  
數より少き數を得て、ウクライナ人民  
會議選挙に關する規定に準じ、之ら  
十一區における代議員候補者は絶對的  
多數の投票を、即ち區に於てなされ、  
且有効と認められたる全投票數の半數  
以上を受けないものとして、選挙され  
ざるものと見なされ、之ら各區に於て  
は、之ら各區よりのウクライナ人民會  
議代議員選挙の爲に、再選挙が命ぜら  
れた。

選挙區の報告によれば、西ウクライ  
ナの總計四、七七六、二七五名の選挙人  
の中四、四三三、九九七名が投票したの  
であつて、即ち選挙人總計の中九三・

八三パーセントを占めてゐる。

人民會議代議員選挙の爲、西ウクラ  
イナ各選挙區に於て、農民委員會、臨  
時行政局、工場内労働者集會、その他勞  
働者の集會及びインテリゲンツィヤの  
集會等により推薦せられた候補者に對  
して、四、〇三二、一五四名、即ち投票  
者總數の九〇、九三パーセントが投票  
した。

區選挙委員會の報告に依れば、リヴ  
オフ州にては一、三四五、五六一名の選  
挙人中一、三三二、四六六名、即ち全選  
挙人の九一・五九パーセントの者が投  
票した。而して無効と認められた投票  
用紙は一四、六三一枚を數へ、候補者  
の氏名の抹消されたもの一二九、四六  
四枚である。

リヴォフ市にては、選挙人二六八、  
三八二名中二五六、八〇二名、即ち全  
選挙人中九五・六九パーセントの者が

投票し、推薦者には、二四〇、〇六八  
名即ち投票者中九三・四八パーセント  
の者が投票した。無効なりと認められ  
た投票用紙は一、六三一枚を數へた。  
候補者の氏名の抹消されたもの一五、  
一〇三枚である。

タルノポリ州にては、選挙人一、  
〇七四、三七八名中九四五、七四八名、  
即ち全選挙人の八八・〇三パーセント  
の者が投票した。候補者には、八七五、  
一六九名、即ち投票者中九二・五三パ  
ーセントの者が投票し、無効なりと認  
められた投票用紙は三三、五六六、候  
補者の氏名の抹消されたもの三七、〇  
一三である。

タルノポリ市にては、選挙人二七、  
三一七名中二五、四九三名、即ち全選  
挙人の九三・三二パーセントの者が投  
票した。推薦候補者には、二四、五六七  
名、即ち投票者中九六・三六パーセン

トの者が投票し、無効なりと認められ  
た投票用紙は三八二枚を數へた。候補  
者の氏名の抹消されたものは五四四枚  
である。

スタニスラフ州にては、選挙人九七  
九、七三三名中九四一、八三〇名、即ち  
全選挙人の九六・一三パーセントの者  
が投票した。推薦候補者には、八七七、  
八五一名、即ち投票者中九三・二パー  
セントの者が投票し、無効なりと認め  
られた投票用紙は六、〇四五枚を數へ  
た。候補者の氏名の抹消されたものは  
五七、九三四枚である。

スタニスラフ市にては、選挙人四九、  
九九〇名中四六、三三三名、即ち全選  
挙人の九二・七二パーセントの者が投  
票した。推薦候補者には、四三、六七一  
名、即ち投票者中九四・二一パーセン  
トの者が投票し、無効なりと認められ  
た投票用紙は四二枚、候補者の氏名の

抹消されたもの二、六四〇枚である。ルーック州にては、選挙人一、三七六、五九二名中一、三一三、九五三名、即ち全選挙人の九五・四四パーセントの者が投票した。推薦候補者には、一、一九〇、七六三名、即ち投票者中九〇・六二パーセントの者が投票し、無効なりと認められた投票用紙は、二一、六八三枚を数へた。候補者の氏名の抹消されたものは一〇一、五〇七枚である。

ルーック市にては選挙人三一、〇七五名中二八、四三一一名、即ち全選挙人の九一・四九パーセントの者が投票し推薦候補者には、二六、三〇八名、即ち投票者中九二・五三パーセントの者が投票した。無効なりと認められた投票用紙は一七〇枚、候補者氏名の抹消されたものは一、九五三枚である。西ウクライナ地方に配置されたウク

ライナ戦線の赤軍兵士、指揮官及び政治部員は投票には加はらなかつた。選挙された代議員一、四八四名中男子一、二四五名、婦人二三九名である。

西白ロシア人民會議選舉

西白ロシア人民會議の選挙も、普通平等、直接選挙制に基き、無記名投票によつて行はれた。選挙には、人種及び民族、信教、法定教育程度、社会的出身、財産状態及び過去に於ける行績の如何を問はず、十八歳に達した西白ロシアの全市民が参加した。

西白ロシアの各地に散在する勞農赤軍各部隊の全成員は投票に参加しなかつた。

西白ロシアに於ける、西白ロシア人民會議選挙の選挙区は、總數九二九、選挙所は六、一〇九であつた。區選挙委員會の報告によれば、農民

委員會、臨時行政局、企業労働者集會、労働者及びインテリゲンツィヤ集會によつて候補者として立てられた九二七人の代議員の當選が登録された。ヴィソコー・マザベツキイ郡にある、第二百二十七と第二百三十九の二つの選挙区に於ては、候補者達が絶對多數の投票を得ることが出来なかつたために、「西白ロシア人民會議選挙實施規定」第五十九條によつて、この兩選挙区に於ては改めて選挙されることになつた。

西白ロシア人民會議選挙の選挙権者總數二、七六三、一九一人の中、投票参加者は、二、六七二、二八〇人で、總數の九六・七一パーセントである。西白ロシア人民會議選挙の全選挙區を通じて、農民委員會、臨時行政局、企業労働者集會、労働者及びインテリゲンツィヤ集會に依て立てられた候補

者に對する賛成投票は、二、四〇九、五二二人であつて、これは投票参加者總數の九〇・六七パーセントである。

候補者に對する反對投票は二四七、二四五人で、九・三三パーセント、無効投票は全部で一四、九三二枚であつた。パレツスカヤ州に於ては、選挙権者七一五、〇四三人の中、投票参加者は七〇八、〇四九人で、九九・〇二パーセント、候補者に對する賛成投票は六九六、七三四人で、九八・五七パーセント、候補者に對する反對投票は一〇、〇九三人で、投票参加者總數の一・四三パーセント、無効投票は一、〇二五枚である。

ブレスト・リトフスタ市に於ては、選挙権者四四、六二二人の中、投票参加者は四三、六四七人で、九七・八二パーセント、候補者に對する賛成投票は四一、八三一人で、九六・〇〇パーセント、無効投票は九六枚である。

ライナ戦線の赤軍兵士、指揮官及び政治部員は投票には加はらなかつた。選挙された代議員一、四八四名中男子一、二四五名、婦人二三九名である。

無効投票は九六枚である。

ビンスタ市及びその郡に於ては、選挙権者一七、一七七人の中、投票参加者は一六、二五三人で、九九・二二パーセント、候補者に對する賛成投票は一四、四六六人で、九八・五二パーセント、候補者に對する反對投票は一、七一七人で、一・四八パーセント、無効投票は六五枚である。

ベロストツク州に於ては、選挙権者八五九、〇一〇人の中、投票参加者は八〇三、八七一人で、九三・九三パーセント、候補者に對する賛成投票は六七八、九三〇人で、八五パーセント、候補者に對する反對投票は一、一九、三七九人で、一・五二パーセント、無効投票は五、五四七枚である。

ペロストツク市に於ては、選挙権者八三、〇三五人の中、投票参加者は八一、八七三人で、九八・六六パーセント、無効投票は九六枚である。

候補者に對する賛成投票は七八、九六一人で、九六・六六パーセント、候補者に對する反對投票は三、〇〇二人で、三・四四パーセント。無効投票は一六七枚である。

グロドノ市及びその郡に於ては、選挙権者一三八、〇一八人の中、投票参加者は一三三、九〇四人で、九七・四二パーセント、候補者に對する賛成投票は一二三、六五〇人で、九二・二二パーセント、候補者に對する反對投票は一〇、七六六人で、八・〇〇パーセント、無効投票は四七八枚である。

ノウオグルウトク州に於ては、選挙権者六五六、九七四人の中、投票参加者は六四四、四一五人で、九八・〇八パーセント、候補者に對する賛成投票は五八八、八三四人で、九二・一三パーセント、候補者に對する反對投票は四九、八〇九人で、七・九三パーセント、無効投票は九六枚である。

投票は四、九三七枚である。

ノウオグルウトーク市及びその郡に於ては、選挙権者九五、五三六八人中、投票参加者は、九四、五四七人中、九・九六パーセント、候補者に対する賛成投票は四三、〇五〇人で、九八・七六パーセント、候補者に対する反対投票は一、二五七人で一・二四パーセント、無効投票は二二八枚である。

バラノイウツチ市及びその郡に於ては、選挙権者一〇三、八六〇人中、投票参加者は一〇二、六二四人で、九八・八パーセント、候補者に対する賛成投票は九九、三六一人で九七・三三パーセント、候補者に対する反対投票は二、七八九人で、二・七パーセント、無効

投票は四九八枚である。

ノウオグルウトーク州の各郡を通じては、選挙権者五、三二、一六四人中、投票参加者は五、一五、九四五人で、九七・七パーセント、候補者に対する賛成投票は四、四五、〇二四人で八六・八パーセント、候補者に対する反対投票は六七、九六四人で、一・三二パーセント、無効投票は三、二四三枚である。

當選せる西白ロシア人民議代議員九二七名の中、八〇四名は男子であり、一二三名は婦人である。

### 第三章 ソ聯邦最高會議略史

ソ聯邦最高會議は憲法第四十六條により年二回召集されることになつてゐるが、一九三七年十二月のソ聯邦新選挙法による最初の總選挙の結果、一九三八年一月第一回ソ聯邦最高會議第一回會期が召集されてから一九三九年十一月までに臨時會議までも入れて五回の會期が召集された。今その各會議の日程及び經過の概要を挙げて見る。

日間で、我が國の三ヶ月に比し極めて短い會期である。先づ八日間の議事經過の概要を述べれば次の如くである。

一月十二日  
聯邦會議  
役員選舉  
議長 黨政治局員 アンドレイエフ  
副議長 生物學者 リツセンコ  
同 ウツベク共和國 セギスパーエフ  
議事日程の決定

#### 第一回聯邦最高會議 第一回會期

一九三八年一月十二日から十九日迄開かれたのであるが、そのうち十六、十八の兩日は休會してゐるから正味六

- (1) 資格審査委員會選舉
- (2) 常設委員會選舉
- (3) ソ聯邦憲法中若干の改正
- (4) 最高會議幹部會選舉
- (5) 新人民委員會選舉
- (6) 聯邦檢事總長任命

#### 民族會議

役員選舉

- 議長 全聯邦勞組中 シュヴェルニク
- 副議長 中央評議會書記 バクラー女學校 スラーノフ
- 同 白ロシアレヴィツキ
- 共産黨書記
- 議事日程の決定(聯邦會議と同様)
- 資格審査委員會の選出(十一名)
- 委員長 ネルベインフ・サドウイタ
- 常設委員會の選出
- 法制委員會(十名)委員長 チュルキン
- 豫算委員會(十三名)委員長 ホフロフ
- 外交委員會(十名)委員長 プルガーニン

#### 聯邦會議

- 常設委員會の選出
- 法制委員會(十名)委員長 エフシエンコ
- 豫算委員會(十三名)委員長 シードロフ

外交委員會(十名)委員長 ジュダーノフ

一月十四日

兩院 (資格審査委員長の報告)

一月十五日

兩院合同會議 憲法改正

一月十六日

休會

一月十七日

兩院合同會議

最高會議幹部會選舉 議長 カリーニン

代議員歳費支拂の件決定

(議員月千留、議長年三十萬留)

内閣辭職、モロトフ再組閣決定

一月十八日

休會

一月十九日

兩院合同會議

モロトフ内閣領發表

聯邦檢察總長任命グイレンスキー留任

右のうち、ソ聯邦政治、外交の動向との關聯に於て重要なりと思はれるも

の、即ち常設委員會、憲法改正に就いて若干の説明を加へよう。

### 新設された常設委員會

今回設置された常設委員會は豫算、法制、外交の三委員會である。

十七日の合同會議に於けるジュダーノフの演説は、モロトフに對する組閣一任の動議としてなされたものであるが、實質上は政府の施政方針に對する質問演説とも言ふべきもので、その中外務人民委員部に對する批判は、ジュダーノフが外交委員長であるだけに極めて興味深いものがある。彼は先づ「外務人民委員部の平和政策とリトヴィノフの功績」に對して敬意を表した後、説明を求め度い若干の問題があるとして、次の三點を強調した。

先づ彼はレーニングラード駐在外國領事館の一部が、その權限と職責を逸

脱して、スパイ行為に従事してゐる點を上げ、更に外國との領事館數の比率が不均等で、ソ聯邦にとつて不利なる旨を強調し、外務人民委員部は何故かゝる狀況を放置してゐるかと思はれる。

次に對日滿關係の強化に移り「日本及滿洲國手先の厚顔不遜なる挑發的行動に對して、一層斷乎たる態度で臨むべき」旨を論じ、滿洲國によつて抑留された「旅客及郵便物搭載の民間飛行機の返還」方について、有效なる手段を講ずべき旨を強調した。

最後にソ聯邦と密接なる關係にあるフランス政府が、その領域内にソ聯邦に對するテロリズムを唱導組織する團體の存在を許容してゐることを、非難した。

右ジュダーノフの演説に對し、十九日の最終會議に於て、新内閣の組織者

### 憲法改正の問題

モロトフは完全に同感の意を表し、領事館問題に就てはノヴォシビルスク及びオデッサに於ける日本領事館、ハリコフ及びトビリシに於ける波蘭領事館、レーニングラード、ハリコフ、オデッサ、トビリシ及び浦鹽に於ける獨逸領事館が一月五日迄に既に閉鎖されたこと、更に伊太利、アフガニスタン、イラン、トルコ、ラトヴィヤその他の諸國の領事館も、順次閉鎖する旨言明した。對日滿關係、殊に飛行機抑留事件に對しては、「我方として採りうる凡ゆる手段を講ずる所存である」ことを強調した。

憲法改正は十五日合同會議に於けるゴルキンの提案とモロトフの賛成演説に基いてなされたもので、大體、(イ)構成共和國の行政区劃變更、(ロ)最高會議幹部會權限擴張、(ハ)中央行政機關の昇格、新設の三項である。(イ)は既に中央執行委員會及び人民委員會決定によつてなされたロシア、ウクライナ、ウズベク、カザック、白露各共和國の行政区劃變更を確認するものであり、憲法二二、二三、二六、二八、二九條の變更である。(ロ)は幹部會に戒嚴宣告の權限を附與したもので、その目的は、ゴルキンによれば「國防、社會秩序及國家の安全保障」であり「資本主義包圍内にある社會主義國家の安全を守るべきソ聯邦最高權力機關の義務及び權利から生ずる」といふのであるが

戒嚴宣告の如き重要な事項を最初に憲法に規定しなかつたのは杜撰の誤りを免れない。(ハ)のうち一部は既に事實上實施されて來た人民委員部の分離新設に關する中央執行委員會及び人民委員會議決定の確認である。即ち前年八月二十二日附の、重工業人民委員部から自動車トラクター工場、機軸製作工場、機關車々輛製作、農業機械工場、ボイラー、電氣工場等を分離せしめ、機械製作人民委員部を新設する旨の決定、並に十二月三十日附國防人民委員部から海軍人民委員部を分離、獨立せしめる旨の決定を採擇し、それに應じて憲法第七十七條を改正したのである。他は新たな提案に基くもので、即ち調達委員會議長を農産物調達人民委員に昇格せしめ、國立銀行總裁を人民委員會議に参加せしめ(従來は國銀總裁は職務上財務人民委員部次長であり、



人民委員會議に於ては評議權を有するのみであつたが、これにより議決權を有するに至る。國內商業人民委員部を商業人民委員部と改稱し、その結果を

れ、憲法七〇、七八、八三條を改正したのである。右のうち、海軍人民委員部の設置に關して、モロトフが十五日の合同會議に於て「近年資本主義國が大々的に建艦を行つてゐる事實に對して、我々は無關心たり得ない」として「日本が如何なる海軍々縮にも參加することを拒絶してゐる事實、伊太利が倫敦軍縮會議に形式的に參加しつゝ、しかも同様他國との海軍々縮協定に調印を拒むのみか、地中海制覇を企てる事實は、ソ聯邦の最大利害關係に觸れるものであり、之れに對應するため、我々は強力な海軍を持たねばならぬ」旨を強調してゐるのは、噂される各地の海軍根據地の強化と關聯して

極めて注目に値ひする。

### 第一回聯邦最高會議 第二回會期

第二會期は一九三八年八月十日より開催されたが、その経過左の如し。  
(十二、十八日休會)

#### 八月十日

##### 聯邦會議

ア・アンドレーエフ司會の下に開かれ、左の議事日程を可決。

- 一、一九三八年度ソ聯邦單一國家豫算の決定、報告者聯邦人民委員會議
- 二、「ソ聯邦、聯邦構成共和國、自治共和國裁判所構成法」案、報告者同
- 三、聯邦最高裁判所の選出問題
- 四、「ソ聯邦國籍法」案、報告者同
- 五、「國際條約批准及廢棄の手續」に關する法律案、報告者民族會議外交委員會
- 六、「個人農所有馬匹國稅法」案、報告者聯邦會議立法委員會

七、聯邦農業博覽會について、報告者ウクライナ共和國代議員團

八、第一會期以後に採擇され、最高會議によつて確認するべき聯邦最高會議幹部會法合について

尙ほイ・イ・シドロフ(モスクワ、ソヴェエト議長)の提議により一九三八年度單一國家豫算に關する政府の報告は聯邦、民族合同會議において聴取することとし、兩院の豫算委員會の補助報告の聴取及び豫算討論は兩院において別々に行ふことに決定。

##### 民族會議

エヌ・エム・シユヴェルニク司會の下に開かれたが、議事日程は聯邦會議に同じ。

##### 兩院合同會議

ア・アンドレーエフ司會の下に開かれた同會議において聯邦財務人民委員ア・ゲ・ズヴェリヨフは一九三八年度單一國家豫算につき報告した。

#### 八月十一日

##### 聯邦會議

ア・アンドレーエフ司會の下に開かれ、イ・

イ・シドロフは豫算に關する追加報告を行ひ、終つて討論に終つた。

##### 民族會議

シユヴェルニク司會の下に開かれ、民族會議豫算委員會議長イ・エヌ・ホフロフの豫算に關する追加報告が行はれ、その後で討論が行はれた。

#### 八月十三日

##### 聯邦會議

ア・デ・ルイセンコ(聯邦會議議長代理)司會の下に開かれ、豫算に關する討論が續行された。

##### 民族會議

シユヴェルニク司會の下に開かれ、聯邦會議に對けると同様、豫算に關する討論が行はれた。

#### 八月十四日

##### 聯邦會議

ルイセンコ司會の下に開かれ、豫算の討論が續行され、次いで會議は一九三八年度聯邦單一國家豫算の採決決定に移つた。

カ・イ・ニコラエフは労働組合關係の代議員團を代表して、社會保險豫算をソ聯邦單一國家豫算に包含することを提議し、聯邦會議は滿場一致可決した。會議は豫算各項目について採決し、次いで豫算全體を可決した。

##### 民族會議

シユヴェルニク司會の下に開かれ、聯邦會議と同様豫算に關する討論が繼續された後豫算案を可決した。

##### 合同會議

シユヴェルニク司會の下に開かれ、聯邦司法人民委員エヌ・エム・ルイチコフの「ソ聯邦、聯邦構成共和國自治共和國裁判所構成法案」に關する報告を聴取した。

#### 八月十五日

##### 聯邦會議

ルイセンコ司會の下に開かれ、聯邦會議立法委員エフ・ウエ・シヤギマルダノフの追加報告を聴取し、その後で討論が行はれた。

##### 民族會議

シユヴェルニク司會の下に開かれ、聯邦會議に對する報告を聴取した。

##### 合同會議

シユヴェルニク司會の下に開かれ、最高裁判所の選出問題を討論し、四十五名より成る聯邦最高裁判所を選出した。

##### 民族會議

シユヴェルニク司會の下に開かれ、最高裁判所長 イ・デ・ゴリヤコフ

##### 民族會議

シユヴェルニク司會の下に開かれ、民族會議立法委員會議長ベ・ア・チユルキンの追加報告を聴取し、次いでそれを中心に討論に入つた。

#### 八月十六日

##### 聯邦會議

ルイセンコ司會の下に開かれ、前日に續いて討論が行はれ、「ソ聯邦、聯邦構成共和國、自治共和國裁判所構成法」が可決された。

##### 民族會議

シユヴェルニク司會の下に開かれ、前日に引續き討論が行はれ、次いで裁判所構成法が可決された。

#### 八月十七日

##### 合同會議

シユヴェルニク司會の下に開かれ、最高裁判所の選出問題を討論し、四十五名より成る聯邦最高裁判所を選出した。

##### 民族會議

シユヴェルニク司會の下に開かれ、最高裁判所長 イ・デ・ゴリヤコフ

裁判所員 (略)

次いで「ソ聯邦國籍法」案についてブルガ  
ーミンが報告を行った。

八月十九日

民族會議

シユヴェルニク司會の下に開かれ、國籍法  
案に關する討議が行はれ、次いで民族會議  
は満場一致、ソ聯邦國籍法案を可決した。

聯邦會議

ルイセンコ司會の下に開かれ、民族會議  
と同じく、討議の後ソ聯邦國籍法案を可決  
した。

八月二十日

合同會議

シユヴェルニク司會の下に開かれ、民族  
會議外交委員オ・ユ・シユミットが「國際條  
約批准、廢棄手續」法案について報告を行  
ひ、聯邦會議民族會議は別々に同法案を可  
決した。

民族會議

シユヴェルニク司會の下に開かれ、「個人

農所有馬匹國稅」法案に關する討議あり、  
次で同法案は満場一致可決された。

聯邦會議

アンドレイエフ司會の下に開かれ、「個人  
農所有馬匹國稅」法案の報告に對する討議  
が行はれ、討議終了後、同法案は可決された。

合同會議

シユヴェルニク司會の下に開かれ、先づ  
聯邦農業博覽會についてエヌ・エヌ・フルシ  
ャッフが報告を行ひ、討議終了後、會議は  
「聯邦農業博覽會」法案を可決した。次いで  
第一回會期以來發布された同幹部會の法令  
に關して、ア・エフ・ゴルキン (幹部會書記)  
が報告を行った。

その報告の後、最高會議は右法令を確定  
次いで憲法二二、二三條の補正修正を可決  
し閉會した。

第一回聯邦最高會議  
第三回會期

第一回最高會議第三回會期は一九三  
九年五月二十五日より開催された。

第三回會期は、一九三九年三月の全

聯邦共產黨第十八回大會後に行はれ、  
第十八回大會に於て決定された諸方針  
の法制化で、政治の立法に對する指導  
性を立證してゐる。即ち黨大會に於て  
はソ聯邦の最高外交方針、國家理論、  
第三次五ヶ年計畫が決定され、第一回  
最高會議第三回會期はこれを法文化  
し、國家生活に實施することであつた。  
本會期の議事日程は左の如くであつ  
た。

一、一九三九年度ソ聯邦國家豫算並  
びに一九三八年度實行豫算報告の確認  
(政府提出報告者ズヴェリョフ)

一、ソ聯邦建設人民委員部の設置に  
關する件(政府提出)  
一、各加盟共和國に於ける自動車運  
輸人民委員部の設置に關する件(同)

一、第二回及び第三回會期間に於て  
採擇され、且つソ聯邦最高會議の確  
認を要する幹部會命令の確認に關する  
件  
尙ほ會議最終日に於て最高會議の要  
求により、新外務人民委員モロトフの  
最近の國際情勢とソ聯邦外交政策に關  
する報告演説がなされた。

議事日程概要

1、豫算關係

第一の重要議事日程は一九三九年度  
豫算であつた。大體に於て政府提出の  
豫算案に對する豫算委員會の修正豫算  
が、一九三九年度最終確定豫算となつ  
た。

右豫算案によれば前年度に對する費  
目別増加率は、國民經濟一五%、社會文  
化費一五%、軍事費七%、治安費二六  
%、裁判及び行政費一五%を示し、特



次に豫算審議會に於て加盟共和國豫  
算法に關する規定、農村豫算の決定手  
續に關する規程、豫算外支出に關する  
法律及びクレジットル基金に關する法律  
につき再検討するの要ありとの論が起  
つた。従來の財政經濟を調整する幾多  
の法令は效力を失ひ再検討を必要とす  
るものであつた。右質問に對し財務人  
民委員ズヴェリョフは、政府は目下同  
問題を研究中であり、特に財務人民委  
員部は既に豫算法に關する規定、チレ  
クトル基金に關する法律、發明補助費  
規定及び利潤の豫算への繰入に關する  
規定の一部を立案中なる旨答辯した。

2、ソ聯邦建設人民委員部  
設置の件

第二日程のソ聯邦建設人民委員部設  
置は、建設事業が國民經濟全部面に關  
聯する以上、第三次五ヶ年計畫遂行上  
重大なる意義を有するものである。

第三次五ヶ年計畫はソ聯邦に於ける建設事業を七五%向上せしむべきことを規定し、他方黨大會は「本大會は建設に對して急速法を決定的に實行に移すことの必要であることに關し注意を喚起するものであつて、これがために建設工業の發達、各地方に於ける建設組織の強化を圖ると共に、綜合的機械化、標準化せる建設データ及び構造の適用並びに之に必要な企業を組織することに依つて、立後れの建設工業を國民經濟の先進部門に迄引き上げる必要である。」と決議して居り、従つて建設人民委員部の意義は重且つ大なるものとなつた。

一九三九年度國民經濟豫算中、二十の工業關係人民委員部に對する投資額は百六十億留で、建設事業費はその内七〇%を占めてゐる。斯る老大なる豫算を有する工業（工場）建設計畫は獨

立の管理機關たる人民委員部を有せずしては實現頗る困難となる。これまでは工場建築は各人民委員部自身之をなしてゐたのである。

而して重工業、國防工業、食料品工業、輕工業、機械製作工業各人民委員部の分割があり、これら各人民委員部は夫々數個の建設局を有してゐる。従つて各人民委員部の建設を司るトラスト及び事務所は相當數に上る。例へば分割前、重工業人民委員部、機械製作工業人民委員部及び輕工業人民委員部は合計五十九の建設トラストを有してゐたが、分割後はその數百三十となつた。かゝる現象は建設統制の圓滑を缺き、且つ老大なる維持費と多數の技師を必要とする。即ち建設工業人民委員部の設置は、斯る缺點を除去することが重大眼目なのであつた。

第三の日程は各加盟共和國に於ける

自動車運輸人民委員部設置に關する件である。

ソ聯邦の自動車運輸業を見るに第一次五ヶ年計畫の自動車生産數は僅に五萬五千臺なるに反し、第二次五ヶ年計畫では五十五萬五千臺、即ち第一次五ヶ年計畫着手當時の保有量に對し約三・五倍となり、更に第三次五ヶ年計畫では自動車數は百七十萬臺に達せんとしてゐる。

更に國民經濟中央統計局の資料によると、自動車の全走行距離に對する貨物積載自動車の走行距離は、ロシア共和國——五四・五%、ウクライナ共和國——五一・五%、白ロシア共和國——二・五%にして空車の運行夥しく、且つ各加盟共和國に於ける一自動車の一労働日に對する運轉時間は十乃至十四時間とされてゐるが、實際の運轉時間は六乃至八時間となつてゐる。これ

はもし現在の自動車運輸がより正確且つ組織的に利用されるならば、自動車の貨物運輸能率が約二倍となることを意味してゐる。これが自動車運輸人民委員部設置の原因であると推察される。

### 3、人民委員部分割及び新設並びに人事異動に關する幹部會令確認の件

新憲法制定當時僅かに十に過ぎなかつたソ聯邦人民委員部は、本會議の確認によつて合計三十六となつた。

即ち、一九三八年八月の第二回會期から第三回會期の間に幹部會令によつて分割或は新設された人民委員部は左の如くである。

本會議で確認されたる人民委員部は合計十八で、單一人民委員部としては、航空工業、造船、彈藥製造、武器製造、燃料工業、發電所及電氣工業、黑色冶金

工業、有色冶金工業、化學工業、重機械製作、中機械製作、一般機械製作、海洋船隊、河川船隊の各人民委員部で、複合人民委員部としては纖維工業、建築材料工業、漁業、肉・乳の各人民委員部である。

この人民委員部の分割並びに新設は本會議に於て行政區劃の變更と共に憲法第二十二條、第二十三條（以上行政區劃の變更）第七十七條、第七十八條、第八十三條（以上人民委員部關係）の改正を齎らした。

次は人事問題であるが、憲法第四十八條、四十九條、百十條によれば最高會議は、最高國家機關たる人民委員、幹部會令、檢事總長の任免權を有するが、憲法第四十九條第六項による任免と本會議に於ける任免とを合計すれば四十二件の多きに上つてゐる。

### 4、海軍現役期改正の件

本會議に於て海軍現役期間に關する三九年五月十六日附幹部會令が確認された。これは一九三〇年八月十三日附兵役法に於ける現役期間の改正にしてソ聯邦に於ける艦隊擴張及び最近の國際情勢に關連して、現役期間の延長を行つたものである。

これによれば艦隊服役期間は五ヶ年沿岸防禦服役は四ヶ年となつたが、一九三〇年の兵役法によれば前者が四ヶ年、後者が三ヶ年となつてゐる。更に幹部會令によれば服役期間終了後尙現役に留る場合、その期間は三年以上となり、次に中等學校及び高等教育を受けたる者は現役期間を短縮されることゝなつた。（外交方針に關するモロトフの演説は外交の部を参照されし）

第一回聯邦最高會議  
第四回會期(臨時)

第一回ソ聯邦最高會議第四回臨時會期は八月二十八日開會せられ、聯邦會議々長アンドレーエフを議長、ルイゼンコを副議長として人民委員會議の提議にかゝる左の日程を可決した。

(一) 農業税法案

(二) 兵役法案

(三) 獨ソ不可侵略條約批准の件

議事

(一) 農業税法案

八月二十九日聯邦及び民族會議の合同會議に於て、聯邦財務人民委員ズヴェリョフは大要左の如く、農業税法案について説明を行つた。

本案提出の理由は、第二次五年計畫遂行及び農業集團化に伴ふ農村に於ける變化に適應せしめるやう、農業税に

關する法律を改正するにある。現在耕地の九九・五%はコルホーズ及びソフホーズに屬し、機械化も進捗し、トラクターは五〇萬臺となり、一九三八年

エム・デー・エスは全播種面積の九三・三%を耕作した。斯の如くコルホーズの結成によつて、農民のコルホーズより取得する収入及び自作収入が増加した。然るに現行税法の缺陷は、コルホーズ農民の個人的耕作及び手工業の収入が一定率に課税せられ、實際の収入が考慮せられない點に在る。依つて新農業税法はコルホーズ農民及び個人農に對する課税を實収入に適應せしめんとするものであつて、現行法と異なる處は左の諸點である。

(イ) 現行法に依れば手工業其の他の副業に依り巨額の収入あるコルホーズ員と雖も、他の者に比し僅に二〇%留乃至四〇%留多く農業税を支拂ふに

過ぎないが、新法は之に對して累進税を賦課することとする。

(ロ) 新法はコルホーズ員の特典を享有し乍らコルホーズの仕事よりも個人的収入を得るに熱心なるコルホーズ員を取締る爲、一定のコルホーズ稼働日標準を作成し、稼働日數が之に達しないコルホーズ員を除名する。

(ハ) コルホーズ農民家族中にコルホーズ員でなく又雇傭労働に従事しない者があるときは、税額は二〇%増とする。

(ニ) コルホーズ員中農業アルテリに屬する者に對しては、土地協同耕作組合員(トーマ)に比し特典を與へ、後者に對する課税を一〇%高率とする。

(ホ) 各地方に於けるコルホーズ員の収入の實情に合致せしめる爲、聯邦

各共和國人民委員會議は、課税標準を三〇%迄變更する權限を與へられる。

(ヘ) 手工業的収入ある個人農に對しては、農業収入に付ては農業税を、手工業収入に付ては所得税を課せられる。

(ト) 家族中労働又は戰爭により廢疾となつた者、老人、現役軍人ある場合並に教員、農事専門家、獸醫、醫師、同補助員、農業技術者に對しては、特典を認める。

右報告に次いで討論があり、ズヴェリョフの結論的演説の後、最高會議は討論に現れた意見を取纏め確定法文を起草する爲特別委員會を選擧した。

聯邦及び民族の各會議は同日會議を開き農業税法案を附議し、之を可決した。

(二) 兵役法案

八月三十一日午後聯邦及び民族兩會議合同會議に於て國防人民委員ゾロシロフは兵役法案に付説明を行つたが、特にソ聯の陸海軍の技術的裝備の増強に關する點は注意を惹いたやうである。ゾロシロフの演説の要點は左の通りである。

(イ) ソ軍裝備の改善

現在ソ軍の技術的裝備は、一九三〇年に比し左の通り増加した。(%)は増加率を示す)

飛行機數	五五六%
重、中、輕砲	五九二%
小口徑對戰車砲及戰車砲	七、〇〇〇%(七〇倍)
輕機及び重機	四二九%
一人當り機械力	一九三〇年 三・〇馬力
	現在 一三・〇〇馬力

(戰闘兵力は三・五倍となる)

軍艦噸數 一三〇%

兵力及び技術的裝備の増大と相俟つて、ソ聯の國防組織の性質は一變し新しい兵科及び特殊専門の部隊が出現した。陸海軍に最も重要な政治的にも技術的にも洗練された幹部及び將校相當官は大に増加し、軍は高度に機械化した。軍備の擴張は恰も鏡の如く我黨及び政府の指導並に偉大なるスターリンの賢明なる指導の下に國民のなした強力な進歩を反映して居る。

(ロ) 一九三〇年以來公布の各種軍事法令

過去九箇年間に左の如き國防の重要事項に關する法令が公布せられた。  
一 陸、海軍、國境及び國內警備隊の將校階級名の制定  
二 召集年齢二年低下(二一歳より一九歳に一九三六年以降施行)

三 民兵制度の全廢

四 地方兵事務機關の改革（各自治共和國、地方、州、自治州、市には獨立の軍事委員設置せられ、又都市に於ては旅券制度、農村に於ては農戶手帳制度の實施に依り徴兵事務は著しく改善せられた）

五 海軍勤務年限の延長

(一) 兵役法の改正要項

一 在營年限の延長

(一) 赤軍及び空軍の下士官の在營年限を二年より三年に延長する

(二) 内務人民委員部國內部隊下士官及び國境部隊の下士官及び兵の在營年限も三年とする

(三) 國境部隊の艦艇所屬員は四年とする。之は現在軍隊が甚だ複雑な有機體となり高度の機械化裝備を有して居り、然も未來

戰に於ける下士官の地位は最も重要視せられる様になつて來たのに徴し下士の在營年限を引き上げて一層其の素質を改善することを目的として居るのである

(從來下士は在營年限二年の内一年は聯隊内の學校に於て教育を受け二年目に入り始めて班として勤務する事となつてゐた)

二 召集年齢の引下げ

現行法は毎年一月一日現在に於て滿十九歳に達した者を召集する(召集開始期日は九月一日であるから事實上十九歳八箇月より二十歳八箇月迄の壯下が召集せられてゐたのである)

新法は當該年度中に滿十九歳に達する者を召集する。但し中等學校卒業者は滿十八歳とする(即ち十八歳八箇月より十九歳八箇月の者

が召集せられることとなり一年の低下となつた)

三 徴兵委員會

現行法では軍事委員及び執行委員會代表者の外労働組合及び教育部の代表者が参加し、特定の場合に於ては公共團體の代表者も参加することとなつてゐる。

新法は地方の軍事委員を議長とし地方の國家權力機關代表者、海軍、内務人民委員部及び民警部の代表者並に醫師二名を以て徴兵委員會を構成する。

四 召集延期

現行法は中等學校生徒に對し二五歳迄、上級學校學生に對しては二八歳迄召集を延期する。

新法はこの延期を許さず、只疾病其他正當の事由に由り中等學校の課程が遅れる場合に於てのみ延

期を許されるが、此の場合に於ても二〇歳を限度とする。

中等學校は通常十八歳を以て卒業するが、新法により之を直に召集することとなつたのである。これにより上級學校へ進む者は先づ兵役を終へねばならないから、軍は之に依つて若いインテリを多數軍内に吸引し得るのである(一九三八年中等學校卒業者の應召數は一四萬五千人である)。従來上級學校の卒業は一年の短期間服役で除隊になる定めであつて、又卒業後各種の官廳に勤務する時は三〇歳迄猶豫せらるることとなつて居り、結局兵役を終へない者が多い状態であつた

五 家庭の事情に因る特典

現行法は家族内に扶養を要する者三名以上ある時は召集を免除する

新法は、應召者が家族中唯一の労働能力ある者であつて、家族内に労働能力のない者が二人以上ある時(但し父は六〇歳以上母は五五歳以上である時、若くは第一種又は第二種の癱疾者である時に限り労働能力のない者と認定せられる)は召集を免除せられる。

家庭の事情に因る特典は平時の服役を免除せられ第二豫備兵に繰り入れられることを意味する。従來は召集を免れる爲他の親族の子供を扶養する者もあつたが、新法は召集年齢を低下した結果、子供を扶養すべき者は皆無となるであらう。

六 下士卒の豫備役

現行法による豫備役は左の通りである。(一)四〇歳迄

(一) 除隊兵及び補充兵を區別し豫備役に編入する。

(二) 戰時婦人専門家の軍務服役義務を定め、平時に於ても特殊の教育勤務(陸軍病院、研究所、實驗所、軍工等)を定めて居る。新法は左の通り改めてゐる。

(一) 一〇年を延長し、五〇歳迄とし四〇歳乃至五〇歳の者は戰時後方勤務に當らしめる。

(二) 第一種第二種の區別を設け實際兵役に服したる者即ち既教育者を第一種に、又補充兵及び家庭の事情に由り實役に服しなかつた者を第二種豫備兵とする。

(三) 醫術、獸醫術又は技術的教育を受け國防及海軍人民委員部に登録された婦人も第二種に屬する新法では、戰時必要に應じ婦人も召集せられることとなる。

(四)教育召集年度を著しく延長する、即ち従來に比し  
下士 約五・〇倍  
兵卒 三・五倍  
第二種豫備兵 二・五倍  
而して教育召集の期間は通計して左の通りとなる。

將校	上、中、下各中	二五年間
大隊長	二〇〃	
中隊長	一五〃	
聯隊長	一〇一五〃	
旅團長		
以上		

平均二〇年間 通計三年

兵卒 二九年間(二一―五〇歳)  
通計一年半  
下士 二八年間(二一―五〇歳)  
通計二年間  
第二種豫備兵 三一年間(一九―五〇歳) 通計二年間

上級中隊長代理 〇 三  
理同相當官 〇 三  
大隊長 〇 三  
同相當官 〇 三  
聯隊長以上 〇 三  
師團長以上 〇 三

(六)新に聯隊長代理の階級を設く  
七 賃金の支給及び召集中の手當

現行法は教育召集中の豫備兵たる労働者及び勤務員に平均賃金の金額、未教育者には三分の二を支給し、コルホーイズ員中將校のみが召集中軍當局より手當を支給せられる。  
新法にては、被召集労働者及び勤務員は一律に賃金の半額を支給せられ、將校には階級に應じ其の外五留乃至一五留の日當を支給し、コルホーイズ員には一律に平均労働日數の半を割當てる。  
八 兵事事務  
從來は勤務先に於て届出調査を爲す定めであつた爲分明を缺くことがあつたが、新法は住所につき届出でるとし完璧を期した。之は既に本年より實施せられて居る。  
九 學校生徒に對する初等軍事訓練及び召集前の訓練

(五)豫備將校  
將校の進級を促進し且つ豫備將校を増加せしめる爲最大勤務年限を低下せしめる。  
現行法 四年  
新法 三年

現行法は召集前訓練として滿十八歳乃至十九歳の青年を通計二箇月間教育すること、してゐる。  
新法はこれを左の通りとする。  
(一)初等訓練  
甲種及び乙種中等學校五、六、七等級に於て六日週間に二時間の割を以て施行すること  
(二)召集前訓練  
中等學校八、九、一〇等級に於て施行し、特殊の教課に依ること  
(三)初等及び召集前訓練は専任の職員たる軍事教官(主として豫備將校)が擔當すること  
(四)學校外の召集前訓練は經費多く効果が少いから之を廢止すること

十 宗教上の理由に由る兵役免除條項の削除

新法は現行法に反し宗教上の理由に依る兵役の免除條項を削除したが、之は近年此の理由に由り兵役の免除を申請する者が極めて少なく一九三七―一九三八年度に於ては皆無になつたからである。  
右ヴオロシロフの説明後、聯邦會議及び民族會議が別々に兵役法案を討議し、各數人の賛成演説あり、兵役法案を可決の上、確定法作文成の爲右法案を聯邦會議に於ては三五人の委員會に附託し、民族會議では三一名より成る委員會に附託した。

(三)獨ソ不侵略條約批准の件  
八月三十一日夜兩會議に於て獨ソ不侵略條約批准の件上程せられ、聯邦人民委員會議長(兼外務人民委員)モロトフは、約一時間に互つて右批准につき説明を行ひ、シチエルバコフはモロトフの説明によりソ聯邦政府の外

交政策は明瞭であり一貫して居るとの理由を以つて、討議を不必要とし且左の決定を行ふべき旨の動議を提出し兩會議各別に表決を行ひ、決定を採決した。  
ソ聯邦最高會議ハソ聯邦及獨逸間ノ不侵略ニ關スル條約批准ニ關スルソ聯邦人民委員會議長兼外務人民委員ヴヤチエスラフ・ミハイロウイチ・モロトフノ報告ヲ聽取シ左ノ通り決定ス  
(一)政府ノ外交政策ヲ承認スルコト  
(二)一九三九年八月二十三日莫斯科ニ於テ締結セラレタルソ聯邦及獨逸間不侵略條約ヲ批准スルコト  
モロトフの演説要旨は左の通りである。

英佛ソ交渉の行詰りは英佛の不誠意、同軍事委員の無權限、ソ聯よりの軍事的援助に對する波蘭の反對に

よるものであつて、獨ソ不侵略條約は其結果成立した。即ち最近獨ソ間にはソ側にとりて極めて有利な通商協定が成立し、右交渉中獨逸側より政治關係の改善について提議があつた爲め、同條約の締結を見たるものである。之に對し、外國ではソ聯がファッシヨ國と此種の條約を締結したことを攻撃するものもあるが、其の當らないことは、ソ聯が一九二六年獨逸と中立條約を結んだこと、及び今次の締約が獨ソ間に戦争を回避せんとするものであることによつても明かであらう。

閉會

九月一日午前中農業法及び兵役法の法文整理行はれ、聯邦會議及び民族會議各別に開催、聯邦會議に於ては、パギロフ(エム・デ)より農業法委員會の審議の結果を、次いでカロートチェン

コ(デ・エス)より兵役法案委員會の審議の結果を報告し、夫々可決した後、今次最高會議第四臨時會期は閉會した。

民族會議に於ては、ブルミスチエンコ(エム・ア)が農業税法案につき、チュルキン(ベ・ア)が兵役法案につき、夫々審議の結果を報告し、可決の後第四臨時會期の閉會が宣せられた。新農業税法及び兵役法の要點は左の通りである。

新農業税法及兵役法の要點

(一) 農業税法  
農業税法は九月一日附を以て公布せられ、七章三十五條より成り、左の通りである。

(イ) コルホーズ員にして私用地耕作等に専念するものを排撃する爲從來の低率課税を改め所得額に應じ五一・一五%超過累進制を採用すること  
(ロ) コルホーズ員がコルホーズより

労働日に應じて受ける金銭收入及び現物收入に對しては農業税としては課税しないこと

(ハ) コルホーズ員の家族中コルホーズ員でない者のある場合は農業税を増徴すること

(ニ) 共同耕作組合員に對してはアルテリ員に比して農業税を増徴すること

(ホ) 個人農に對しては全所得を課税基準とする外、課税の決定に付相當の差等を設け、其の他種々の差別を爲すこと(これにより税率の最高限度は四五%となる)

(ヘ) 從來農業労働者は優待せられたがコルホーズ員並に引下げること

(ト) 納税期を十、十一、十二月に分すること  
(チ) 個人農であつてコルホーズに速に加入する者に對しては、農業税を

コルホーズ員並に輕減すること

(リ) 癡疾者、高齢者(男は六〇歳、女は五五歳)、八歳(法案では七歳となつた)以下の子供ある應召者教師、醫師、獸醫、農業技術員、金及び白金採掘者(スタラーチエリ)等は農業税を免ぜられること

(二) 新兵役法

兵役法は九月一日附を以て公布せられ八章七十九條より成りその要點は左の通りである。

(イ) ソ聯の總ての人民は武器を持つて祖國を守る神聖なる義務を有する(擲取階級は消滅したが、從來の勤勞分子と非勤勞分子との差別を撤廢する)

(ロ) 現役年限

陸軍部隊及び内務人民委員部々隊勤務兵士 二年  
陸軍部隊勤務下士官

三年(一年延長)

陸海軍航空部隊兵士及び下士官 同

内務人民委員部々隊下士官、同國境部隊兵士及び下士官 同

沿岸防備部隊、國境部隊艦艇勤務の兵士及び下士官 四年

海軍艦船及び其他の部隊の水兵及び下士官 五年

(ハ) 戰時中醫學、獸醫學及び特殊技術上の知識を有する婦人を補助勤務の爲召集するを得ること

(ニ) 徴兵年齢  
徴兵の年滿十九歳に達する者(一九三六年以來當該年度一月一日に於て滿十九歳に達したるものを召集して來たが、新法は當該年度中に滿十九歳に達するものを召集することとし、た爲實際に於て召集年齢は一年低下す)但し中等學校及び之と同等の學

校を卒業した者は十八歳とすること

(ホ) 兵役の延期又は免除

中等學校在學者は卒業迄徴集を延期することを得(但し二〇歳未滿の者)家族中唯一の労働勤務者にして労働能力を有せざる兩親を扶養する者に對しては兵役を免除すること  
(ヘ) 兵卒及び下士官の豫備役期間を五〇歳迄とす

第一回最高會議第五回會期

第一回最高會議第五回會期は一九三九年十月三十一日より十一月二日まで三日間に互つて行はれた。

日程は最近の九月一日に勃發した獨逸波戰爭より英佛對獨戰争への發展、更に赤軍の對波進駐により急激なる變化をなした國際情勢に對する、ソ聯邦の外交方針に關するモロトフの演説、並びにこれに對應するために採られた對

バルチック沿岸諸國との相互援助條約に關する件と、更に西部ウクライナ及び西部白ロシアの合併問題であつた。モロトフの外交演説は十月三十一日に行はれ、十一月一日、同二日に西部ウクライナ及び西部白ロシアの併合問題が上程された。

モロトフはその演説に於て英佛側の戰爭目的を攻撃し、ソ聯邦とドイツとの友好關係には毫も變化なきことを再び強調した。次いで日ソ關係に言及しソ聯邦は日ソ關係の根本的改善を圖る用意あることを述べ、而してそのイニシアチヴは日本がとるべきものとなし、差當り兩國にとつて必要なるは通商交渉であると述べた。次にフィンランド問題に關しては、ソ聯邦はフィンランドに對しソ聯邦がエストニア、ラトヴィヤ及びリトワニヤと締結したと同様の相互援助條約を締結せんとを要

求したにすぎぬとソ・芬交渉の内容を明かにした。更にモロトフはルーズヴェルト米大統領に攻撃の鋒先を向け、エルズム大統領に攻撃の鋒先を向け、ルーズヴェルトの干渉は、米國の中立政策と相容れぬとこれを非難した。

赤軍のポーランド進駐に關しては「ポーランド進駐に際してソ聯邦赤軍は諸所に於てポーランド軍と激戦しこれが爲に次の如き戦死傷者を出した。戦死傷者〓戦死者七三七名、戦傷者一、八六二名

鹵獲品〓大砲九百餘、機關銃一萬餘、小銃卅萬、小銃彈一億五千萬發餘、砲彈百萬發餘、飛行機三百臺餘  
新併合の領土面積及び人口〓西部白ロシア、十萬八千方キロ、人口四百八十萬人。西部ウクライナ、八萬八千方キロ、人口八百萬人。人種別人口〓ウクライナ人七百萬餘、白ロシア人三百萬、ポーランド人百萬餘、ユダヤ

人百萬餘、合計約千三百萬人」と發表した。

西部ウクライナ及び西部白ロシアの併合に關して

ポーランドに於ける西部白ロシア及び西部ウクライナの歸屬に關する人民會議代議員選舉は一九三九年十月廿二日に行はれ、同月廿五日、西部ウクライナ及び西部白ロシア兩選舉委員會は右選舉の結果を次の如く發表し、ソ聯邦歸屬の意思の壓倒的なることを示した。

西部ウクライナ―選出された議員數一、四八四名(但し豫定數は一、四九五名で十一選舉區は投票過半數に充たす再選舉を施行す)。

總投票數は四、四三三、九九七票、投票率九二・八三%。

有效投票中九三%即ち四、〇三二、一五四は農民委員會、企業労働者集會、

労働集會、知識労働者集會の指名候補者に投票された。

西部白ロシア―選出された議員數九二七名(但し二選舉區は投票過半數に充たす再選舉施行)

總投票數は二、七六三、一九一で投票率は九六・七一%であつた。有効投票中九〇・六七%即ち二、四九〇、五二二票は農民委員會、労働集會その他の指名候補者に投票された。(反對投票九・三%)

かくて西部ウクライナ及び西部白ロシア兩人民會議は、前者は十月廿六日リヴオフ市で、後者は廿八日ベロストツク市に於て行はれ、次の如き決議が採擇された。

西部ウクライナの権力規定〓西部ウクライナは今やポーランドの長期に亙る壓政から解放された。ソヴェート聯邦のみが眞に労働者農民の利益を代表す

るものである。依つて本會議はウクライナ社會主義ソヴェート共和國議會の例に倣ひ、西部ウクライナ國全地域に互りソヴェート權力を確立すること、並に今後西部ウクライナの全權力は労働者代表ソヴェートによつて代表される都市及び農村の労働者に屬するものなることをこゝに宣言す。

西部ウクライナ地方のソ聯併合宣言  
ポーランド政府は西部ウクライナ農民から土地を奪ひ労働者から工場を奪ひ教育と言語と文化とを破壊し去つた。

然し今西部ウクライナはソ聯赤軍によつてポーランド地主及び資本家の權力から永久に解放されることになつた。依つて西部ウクライナ人民會議はこゝに大ソヴェート聯邦の友好的家族的なる一員たらんとする意思並にウクライナ社會主義ソヴェート共和國に併合する意思を滿場一致表明するものである。

かくて十一月一日聯邦會議々長アンドレーエフ司會の下に開かれた最高會議に於て、西部ウクライナ人民會議主席代表パンチンが報告を行つた。

パンチンの報告後ソ聯邦人民委員會議々長代理ヴィシンスキーの「ウクライナ共和國と西部ウクライナとの合併並びにソヴェート共和國聯邦への併合」法案の提議により、ソ聯邦の最高會議第五回會期は次の決議を採決した。

一、西部ウクライナ人民會議の要請を入れ、西部ウクライナをウクライナ共和國と合併し、ソ聯邦に併合すること。

二、ソ聯邦最高會議幹部會に西部ウクライナに於けるソ聯邦最高會議代議員選舉日の決定を委任すること。

三、ウクライナ共和國最高會議に西部ウクライナをウクライナ共和國内に



編入する件を提案すること。

四、ウクライナ共和國最高會議に對し、ウクライナ共和國及び白ロシア共和國間に於ける州及び區の境界決定案をソ聯邦最高會議の審議に提出せしむることを要請すること。

十一月二日の第五回會期の第三日、

西部白ロシア首席代表ブリチツキの西會議代議員選舉期日の指令、西部白ロシア、西部ウクライナ兩地方の境界線決定の三件に關する法律案を提出し、滿場一致をもつてこれを可決した。かくて第五回會期は閉會した。

最高會議代議員の支援演説があり、後ブルガーニン副議長より、西部白ロシアの白ロシア共和國への合併、西部白ロシア及び西部ウクライナのソ聯邦最

## 第四章 共產黨、共產青年同盟

### 共產黨

#### 共產黨の歴史

ソ聯邦政治の中核をなしてゐる全聯邦共產黨は、一八九八年始めて結成されたもので、結黨以來既に四十二年の歴史を重ねてゐる。この間、三度その名稱も改められてゐる。即ち結黨以來一九一八年の第七回大會迄は「ロシア社會民主勞動黨」の名を用ひ、その後第十四回大會迄は「ロシア共產黨」の名を採つてゐた。そしてこの第十四回大會において始めて現在の「全聯邦共產黨」なる名稱が決定されたのである。

創立以後政權獲得まで

ロシア社會民主勞動黨は一八九八年三月十四日ミンスクで開かれた労働階級解放闘争同盟全露大會において成立を見たものである。この労働階級解放闘争同盟は、西歐マルクス主義運動の強い影響の下に現れたロシアマルクス主義者の結合であつて、ナロードニキとの激烈な抗争の中に次第に反ツァーリズムの闘争における指導權を掌握しつゝあつたものである。

次いで一九〇三年夏、ブラツセルに於て第二回大會が召集されたが、會半にして同地官憲の壓迫をうけてロンドンに移つて會を續行した。この大會に於て始めて綱領及び黨規が決定された

のであるが、同時に黨は此大會に於て黨員の資格問題を契機として、少數派(メンシエヴィキ)と多數派(ボリシエヴィキ)とに分裂するに至つた。この分裂は第一回大會結成以前におけるイスクラ派と經濟派との分裂に迄遡り得るものであつて、その後も度々統一問題が起つたが、最後までその確執を解くに至らないで、一九一七年ボリシエヴィキの政權掌握とともにメンシエヴィキはその呼吸の根を止められたのである。

第三回大會は一九〇五年春、ロンドンで開催されたが、メンシエヴィキは大會への参加を拒絶し、同時にジュネーヴに會議を開いて之に對抗した。その年は日露戦争勃發の年に當り、まもなくロシア全土を席捲した革命情勢に對して兩派の意見は根本的な對立を示すに至つた。

一九〇五年の第一革命失敗後の反動期に入ると共に、兩派の確執もまた新たな形をとりボリシエヴィキは一九〇八年十二月ブラーグに全露會議を召集し、反動期に處する同派の戦術を決定し、メンシエヴィキの清算主義を排撃するに努め、國內に地下組織を布いて闘争を繼續した。が當時レーニン以下の主腦部は國外に亡命し、多くの闘士は牢獄やシベリヤに送られ、黨勢は衰退の一路を辿つた。

然るに一九一〇年から一九一四年の第一次世界大戦にかけて、労働運動は再び擡頭し始めた。この潮流に乗じてボリシエヴィキの活動も生氣を回復し、第一次世界大戦の勃發とともに、戦争反對、戦争を内亂へのスローガンを掲げて起上り、レーニンは一黨を率ゐてチンメルワルド、キンタール等の國際會議に出席し、第二インターナショナル

ナルの祖國防衛主義と抗争を續けた。當時メンシエヴィキは第二インター系諸黨と等しく祖國防衛主義の立場に立つてゐた。

一九一七年二月ロシアに革命が勃發した。當時ボリシエヴィキは極めて少数であつたが、同年四月レーニンの歸國を待つて黨會議を開き、「一切の權力をソヴェートへ」なるスローガンを掲げ、ブルジョア民主主義革命の社會主義革命への轉化、プロレタリア獨裁、勞農政府樹立の方針を確立し、スローガンの宣傳と大衆訓練に狂奔し、つひに十一月七日（舊曆十月二十五日）武装蜂起を決定してケレンスキー臨時政府を倒し、全權力を握るに至つた。

政權獲得以後

十月革命の翌年一九一八年春には對獨協和問題を繞り黨内に意見の對立が現れたが、同年三月の第七回大會は對

獨協和條約の締結を確認し、又この大會に於て「ロシア共産黨」の黨名を採用することとなつた。

一九一九年三月の第八回大會に於て、新綱領が採擇された。新綱領は帝國主義の段階における資本主義の問題世界大戦、之に對する革命的闘争の經驗等に就ての理論を展開し、これが現在に至る迄保持されてゐる。この大會直後ロシア共産黨の主唱によつて第三インターナショナル（コミンテルン）が結成された。

一九二〇年春、國內戦の終結後開かれた第九回大會は、電化を基礎とする國民經濟更生案を提出すると共に、戦時共産主義的手段を採ることを決議した。

然るに、この戦時共産主義制による食糧徵發に對する農民の反抗が續發するに至つたので、一九二一年三月の第

十回大會は食糧品徵收の廢止と殘餘穀類の農民による自由處分を決議して新經濟政策（ネップ）への轉向の第一歩を踏出したのである。このネップへの轉向は一九二一年の第十一回大會によつて最終的に確認されたのであるが、この轉換を前にして第一回の清黨運動が開始されてゐる。

一九二二年三月の第十二回大會は労働組合に關するテーゼを確認したが、この問題を契機として黨内に分派を生じ、續いて翌年秋にはトロツキーを中心とする左翼反對派の擡頭を見るに至つた。

一九二四年一月レーニンの死と共に指導權争奪を繞つて、黨内には各種の深刻な對立抗争を生じ、最近世界の耳目を聳動せしめた肅清工作の慘劇への端緒を開いたのである。

一九二五年十二月開催された第十四

回大會には、一方一國內における社會主義建設論を繞つてトロツキー派、他方農民問題に關してジノヴィエフ、カスターリンを中心とする右翼反對派が、スターリンを中心とする幹部派と激烈な正面衝突を起したが、大會の大勢は幹部派支持に傾き、トロツキーの永久革命論は粉碎され、右翼反對派は又富農の利益に追從するものと烙印を捺されるに至つた。

がこの黨内分派闘争はこれで終熄したものでなく、トロツキー放逐後、ジノヴィエフ、カスターリンはトロツキーの傘下に走り、スターリン、ブハリン、ルイコフ等の幹部派に拮抗したが、その後ジノヴィエフ、カスターリン共に黨を追はれ、一九二八年に至るとスターリン對ブハリン、ルイコフ、トムスキーの對立となり、一九二九年にはブハリン一派は完全に指導的地

位から追はれるに至つた。

一九二七年十一月の第十五回大會はこの分派闘争の嵐の中に開かれ、凡ゆる重要問題に就て意見の對立を見たが悉くスターリン派の勝利に歸し、この大會に於て、社會主義的計劃的建設、即ち第一次五ヶ年計畫への進發と農村集團化政策を内外に宣言することとなつた。

社會主義建設時代

第一次五ヶ年計畫の渦中、即ち一九三〇年七月に開かれた第十六回大會は、労働組合、協同組合、ソヴェートその他の大衆組織を、改革期の要求に應じて再編成することを決定してゐる。

第一次五ヶ年計畫が曲りなりにも四ヶ年で遂行された後、一九三四年一月に開かれた第十七回大會は、斯くてスターリンの勝利の大會となつた。大會

はスターリン・ゲネラルラインの勝利と第二次五ヶ年計画を確認し、党内一切の反対派は喪家の犬の如く、痛烈な扱ひを受けた。

第一次五ヶ年計画の成功は反対派からその大衆的基礎を決定的に奪つた。かくて窮地に陥れられた彼等は執拗な地下活動、テロ組織、妨害行爲、スパイ等々に赴くこととなり、第十七回大會から一年と経たぬその年の十二月にキエフ暗殺事件となつて勃發した。キエフ事件はレーニン死後の党内相刻の最後の決戦の開始される合圖となつた。この事件が契機となつてジノヴィエフ、カリーネフ等の合同本部事件の摘發となり、次いでビヤタコフ、ソコリニコフ、ラデツク等の並行本部事件、プハリリン、ルイコフ等の右翼トロツキスト・ブロッツク事件、トハチエフスキー事件等々の摘發となり、ソ聯

邦全土は血の地獄と化したのである。一九三八年一月、黨中央委員會總會は「党内肅清工作の誤謬」に關する決定を發表し、大量の除名を禁じ、漸く無軌道に走りつゝあつた肅清工作にブレーキをかけると共に、黨陣營再建のために死力を盡した。

同年七月中旬、中央委員會は「新黨員採用經過について」の決議をなすことによつて新黨員採用を活潑にすると共に、更に九月には黨中央委員會編纂の黨史を發表して、黨陣營の統一、動搖の克服に力め、そのために黨の宣傳機構の改革も斷行された。

この期間において特記すべき事は、一九三六年採擇されたソ聯邦新憲法が、始めて全聯邦共產黨に關して次の如き規定を與へたことであらう。

「……而して労働階級及びその他の勤勞層の中最も積極的にして且意識

的なる人民は社會主義制度の鞏化發展のための闘争において勤勞者の前衛隊をなし、且一切の勤勞者の公共的及び國家的團體の指導的核心をなす所の全聯邦共產黨を結成す」(第二百二十六條)

### 第十八回大會の諸成果

一九三九年三月に開催された全聯邦共產黨第十八回大會はボリシエヴィキの歴史において特筆すべき意義を持つてゐる。本大會は一九三四年の第十七回大會以後五年を隔て、開催されたものであるが、黨規約によれば黨大會は少くとも三年に一回は開かるべきものである。然るにそれが五ヶ年間召集せられなかつたといふ事は、この間の國內政治情勢が如何に險惡なものであつたかを物語るものである。それだけに又、肅清工作の血の地獄の底から起

上つた黨が、この嵐の中において如何なる變貌を遂げたか、内には第三次五ヶ年計画の完遂を前に控え、外には險惡な國際情勢、第二次世界大戰の切迫に直面して、ソ聯邦はどこへ行くかを本大會を通じて觀取する事が出来るのである。

本大會に於ける重要な成果として指摘される事は、第一に第三次五ヶ年計劃案が採擇された事であるがこれは別項の記述に譲ることにする。第二は黨規約の改正である。これはジュダノフによつて説明され、採擇されたものである。第三は黨綱領の改正の必要が確認されそのための特別の委員會が構成された事である。第四は大量肅清の方法の打切を聲明した事である。

大會劈頭スターリンは黨中央委員會の活動に關する報告を行つたが、その中黨活動に關する部分は今後の黨の活

動の根本方針を示すものであるから、こゝに掲出する。

### 第十八大會に於るスターリンの指示

「政策方針と日常的實踐活動の見地からすれば、該期間(註第十八大會)は、我黨の主要方針の完全なる勝利の時代であつた。我國の偉大な達成の前には、トロツキー・ビヤタコフ派やプハリリン・ルイコフの一徒は、たじろいで、影を減せざるを得なくなつた。黨内、ソヴェート組織内を廓清した黨は、自己の政治的、組織的活動に於て、更に一層統一的なものとなつた。

黨成員の改善方策、組織の細分化、指導機關の下部活動への接近

黨並びにその指導機關の強化は、該期間に於て、先づ第一に、次の二方針に從つて實現された。即ち、黨の人員

整理、危險分子の閉出し、及び優良分子の拔擢の方針と、組織の細分化、その規模の縮少、及び指導機關の事務的具體的の下部活動への接近の方針、これである。一九三〇年—一九三三年の諸條件に於て、即ち第十六回大會迄の期間に六十萬人からの大量の入黨を見たことは、不健康な、望ましくない人員擴張であつた。黨内には誠實な人々ばかりでなく黨の旗幟を自己の個人的目的のために利用せんとする輩もまた入つてゐた。黨は、成員の數量に於てのみならず、質に於ても強大でなければならぬ。これに關聯して、黨の人員整理の問題が起つたのである。一九三三年から既に開始されてゐた黨員並びに候補者の肅清を繼續することが決められ、そしてそれは實際一九三五年の五月迄続いた。更に、新黨員採用を中止することが決められ、之れも實際

に、一九三六年九月に至るまで中止され、しかも、新黨員採用は一九三六年の十一月一日に至つて始めて復活された。更に、党内に疑はしい分子が少からずることを證明した同志キローフ暗殺事件に關聯して黨文書の點檢と交換を行ふことが決定され、それもこれも一九三六年九月に至つて漸く終了を見たわけであつた。これが済んで始めて新黨員、並びに候補者の採用が開始されたのである。これら一切の方策の結果として、黨は、自己の隊伍から、偶然的、消極的、官海遊泳者の分子及び公然たる敵對的分子を清掃し、最も堅忍不拔な忠實な人々を拔擢するところまで清きつけた。肅清は重大な誤謬なしに施行されたとは云へない。残念乍ら、誤謬は、豫期し得たより以上に現はれた。疑ひもなく、我々は、大量的肅清の方法をこれ以上採るべき

ではない。併し、一九三三年——一九三六年の肅清は、それでも尙不可避であつたし、それは、根本に於ては、ブルースの結果を與へたのである。本年の第十八回黨大會に於ては、約百六十萬の黨員が指名されてゐる。即ち、十七回大會より二十七萬の減少である。しかし、この點に於ては何等のマイナスもない。反對に、それはプラスである。蓋し、黨は自己を醜類から清めることによつて強固になりつゝあるからである。我國の黨は、今日、黨員の數に於てこそ若干減少したが、その代りに於て、より優秀となつてゐる。

黨の日常的指導の改善について言へば、組織の細分化、その規模の縮小が指導そのものを具體的な活潑な事務的なものたらしめるための最良の手段である、といふ結論に黨は達したのである。細分化は人民委員部の線に沿つて

も、行政的管轄地域的な組織の線に沿つても、即ち聯邦共和國、地方、州、地區等々の線に沿つても行はれた。これに採用された方策の結果として、吾々は現在、七つの聯邦共和國の代りに十一の聯邦共和國を持ち、ソ聯邦の十四個のソ聯邦人民委員部の代りに、三十四の人民委員部を持ち、七十の地方及び州の代りに、百十の地方並に州を持ち、二千五百五十九の都市地區並に農村地區の代りに、三千八百十五のそれを持つ。之に照應して、黨の指導機關の制度に於いては、黨中央委員會を筆頭とする十一の中央委員會、六つの地方委員會、百〇四の州委員會、三十の管區委員會、二百十二の一般都市委員會、三百三十六の都市地區委員會、三千四百七十九の農村地區委員會及び一萬三千六十の第一次黨組織がある。

幹部の選出、その登用

その配置

黨員の整理及び、指導機關の具體的、下部活動への接近は、黨及びその指導の、より以上の鞏化の唯一の手段ではなかつたし、又あり得なかつた。該期間に於ける、黨鞏化の他の手段は、幹部の活動の根本的改善であり、幹部の選出、その登用、配置、活動過程に於けるその點檢の問題の改善であつた。

黨の幹部——それは黨の指揮官であり、指導的國家機關の指揮官でもある。正しい政治の方針を持つこと——之は言ふ迄もなく、第一次的な問題であるが、それだけでは猶不十分である。正しい政治の方針は宣言のためではなく、實行のために必要である。しかし正しい政治の方針を實踐に移すためには幹部が必要であり、黨の政治の方針を理解し、それを實際に實現する能力を持ち、そのために闘ふことをなし能ふ所

の人々が必要である。之なくしては、正しい政治方針は机上の空論に止るであらう。

正にこゝに至つて、幹部の正しい選出の問題、幹部養成の問題、新人拔擢幹部の正しい配置の問題、爲し終へた活動の點檢の問題が起るのである。

この場合、特殊の意義を有つのは、新進少壯幹部を大膽に、機に應じて拔擢するといふ問題である。

該期間に黨指導強化の問題で黨が達成した重要なもの、一つは、幹部選出の領域に於ける新舊勞務者の結合を成功を以つて實施したことにある。

黨は、該期間に五十萬人以上の若いボリシエヴィキ、黨員並に黨に與する者（内二〇％以上女子）を、國家並に黨關係の指導的ポストへ拔擢し得た。

黨宣傳、黨員並びに幹部のマルクス・レー

ニン主義的教育

黨活動の領域がまだ一つある。それは非常に重要で、甚だ責任の重い領域であるが、その方針によつて該期間に黨並にその指導機關の強化が進められた。それは黨及びその勞務者の政治的理論的水準を高める活動である。黨員整理、指導機關の下部活動接近、幹部登用、その選出、その配置の問題提起に當り、幹部自身が、我々の前進運動の見透しに關心を有たず、上からの指令を盲目的に機械的にやつてのけるならば、我が一切の國家活動、黨活動はきつと弱化するに違ひないのである。若し我々が彼等を重大な誤謬なしに國の指導問題を解決し得るマルクス・レーニン主義のニキスパートとなすことが出来るならば、我々はもはや全問題の十分の九を解決したつたと考へることが出来る。

若干の理論上の問題

我々の宣傳、イデオロギー活動の數々の缺陷の中に、我が同志の間に重大な實踐的意義を持つ或種の理論上の問題に對する完全な理解の缺陷や、これらの問題に對する若干の混亂の存在することを加へなければならぬ。私がここで云ひたいのは、國家一般の問題、我社會主義國家の問題、我ソヴェエト・インテリゲンツィヤの問題である。或同志達は、資本主義的環境の事實の過少評價、ブルジョア國家とその機關の役割と意義の過少評價をなし、又我國を外からの攻撃から護るために必要な、その軍事上、懲罰上、諜報上の諸機關の役割と意義の過少評價をなす傾向がある。この過少評價を犯してゐるのは上述の同志たちばかりではない。我々ボリシェヴィキ全體、例外なしに全部が或程度まで、それを犯してゐる

のである。我々がトロツキストやブハリン一派の上層部のスパイ的陰謀的活動を、彼等が既に十月革命の最初の日から行つてゐたと云ふのに、やつと最近一九三七——一九三八年になつて始めて知つたといふことは何と驚くべきことではないか。かゝる失策を何んと説明したらよいか？ この失策を説明するものは、人間の弱點、彼等の功名心、彼等の無定見を利用して、彼を自己のスパイ網に巻き込み、彼等を以てソヴェエト國家の諸機關を包圍せんと努めつゝあるところの、我々を取巻くブルジョア國家とその諜報機關のメカニズムの力と意義を過少評價したところである。それは、我が社會主義國家とその諜報のメカニズムの力と意義の過少評價によつて説明される。

では如何なる根據からこの過少評價は生れたのか？

それはマルクス主義國家理論の若干の一般的命題の研究不足と不完全性を基礎として生れた。それは、國家理論の問題に對する我々の評價すべからざる不注意な態度の結果として普及された。それは我々に、理論的普遍化のための豊富な資料を與へてくれた二十年間の國家活動の實踐的經驗を持つにも拘はらずである。

第二の問題——それはソヴェエト・インテリゲンツィヤの問題である。この問題に於いても、國家の問題に於けると全く同様に、吾が黨の中には或種の不明解、混亂が存在する。

舊、革命前時代、資本主義の諸條件に於いては、インテリゲンツィヤは、何よりも先づ有産階級の人々から成り立つてゐた。それ故吾が國の革命的分子、就中、労働者が、彼等に對して抱いた不信任が、たま／＼嫌厭へ移つて

行つたことは、當然である。十月革命の後、特に工業化と農業の集團化の勝利の後、即ち、搾取の根絶と、社會主義的經濟制度の確立とが、國家の新憲法實施の現實的可能性を創り出した時インテリゲンツィヤの問題は、根柢に於て變化された。舊インテリゲンツィヤの間で、最も影響の大きい、そして最も資格を持つた一部の人は、十月革命の最初の日に、既にインテリゲンツィヤの爾餘の集團から離脱して、ソヴェエト權力に闘争を宣言し、そのために、それに相當する懲罰を受け粉砕された。その結果、彼等のうち無事に残つた大多數の者は、吾國の敵に降つて、インテリゲンツィヤの隊伍から吾自らを抹殺してしまつたのである。舊インテリゲンツィヤの他の部分は、それよりも資格は低い、より多數を算し「より良い時代」が来るのを期待

しながら、長い間同じ所に低迷し續けてゐたが、後には敢然身を轉じて、ソヴェエト權力と提携する決心をした。舊インテリゲンツィヤの此のグループの大部分は既に老齡となり隊列から離れかけてゐる。舊インテリゲンツィヤの第三の部分は、主として以上述べた部分よりも一層資格の低い平凡な部分であるが、民衆に結びつき、そしてソヴェエト權力の味方になつた。併し、此の舊インテリゲンツィヤの分化と崩壞の苦惱に充ちた過程と並んで新しいインテリゲンツィヤの形成、動員、及び勢力結集の嵐の如き過程が進行した。労働者階級、農民、勤勞インテリゲンツィヤの數萬の若い人々が、高等専門學校や技術學校で修業して、疎になつたインテリゲンツィヤの隊列を補充したのである。

斯くの如くして、民衆と緊密に結合し、且つ、信念と正義とをもつて、大衆に奉仕する心構へを持つた所の、新しいソヴェエト・インテリゲンツィヤが創造されたのである。これらの新しいインテリゲンツィヤに、ブルジョア・インテリゲンツィヤに對して向けられた古い理論を適用しようとする人が未だ我々の間に居ると言ふことは驚くべく且つ不思議なことである。吾々は總ての労働者、そして總ての農民を文化の高い教養ある者となさんことを欲してゐる。そして吾々は今にさうさせるであらう。しかし彼等、不可解な同志たちの見解に依れば、斯る企ては、多大の危険性を内蔵してゐると言ふことになる。蓋し、労働者や農民が、教養の高い人々と成つた暁には、彼等自身は第二流の人間の部類に數へられる危険性に曝らされてゐると云ふことが解つてゐるからである。例外なしに、

今に之等の不可解な同志たちは、落伍、無教育、文盲、迷蒙と言ふ稱讃を受け、る所まで轉落するに違ひない。」

黨規約變更

共產黨々規は過去において、新經濟政策の發展期であつた一九二二年に於て、黨が社會主義工業化の問題に直面してゐた一九二五年の第十四回黨大會に於て、更に第二次五ヶ年計畫に着手した一九三四年の第十七回黨大會においてそれぞれ變更を見てゐる。而して第十八回大會においては何故黨規は變更されねばならなかつたか。ジューダーノフは次の如く説明してゐる。

「社會主義の勝利の結果、ソヴェートの勤勞者間の分界は消滅した。勞働者、農民、インテリゲンツイア間の經濟的的矛盾は消滅した。即ちこの根據に立つて、ソヴェート社

會の精神的政治的統一は、その赫々たる確證を、全聯邦最高會議及び諸共和國最高會議の選舉の際における黨員非黨員の同盟の中に、その完全な勝利の中に得てゐる。

前衛的な勞働者、農民、インテリゲンツイアの間から多くの非黨員ボリシエヴィキ、積極的な意識的な闘士達、黨の方針の大衆的な實行者たちが黨の周圍に成長した。」

かくの如きソヴェート經濟及び階級構成における根本的な變化に照應して、黨規約は改正の必要に迫られてると云ふのが、今回の規約改正の根據となつてゐる。

改正條項は

- 一、黨員及び黨員の權利義務に就いて——七ヶ條(四項)
- 二、黨員候補について——三ヶ條
- 三、黨の組織的構成について——五

ヶ條(十七項)

- 四、黨の中央組織について——一ヶ條(七項)
  - 五、州委員會、市委員會、區委員會書記及び赤軍、艦隊政治部長の黨經歷について——一ヶ條
  - 六、地方、州、共和國の黨組織について——一ヶ條
  - 七、黨の地區組織について——一ヶ條
  - 八、赤軍及び艦隊内の黨組織について——一ヶ條
  - 九、最下級の黨組織について——四ヶ條
- 以上九章三十四條に亘つてゐる。その最も特質的な點を挙げれば次の如くである。
- 一、入黨に關する四カテゴリーの廢止
  - 二、黨指導機關への被選資格の低減

三、黨員の權利についての補足

この中四種のカテゴリーといふのは  
一、四年以上の生産經歷を有する工業勞働者——このカテゴリーに屬する者は入黨に當つて五ヶ年の黨經歷を有する黨員三名の紹介を要する

二、五年以下の生産經歷を有する工業勞働者、産業勞働者、及び勞働者又はコルホーズ員出身の赤軍兵士、班又は部署に直接活動中の技術員——このカテゴリーに屬する者は五ヶ年の黨經歷を有する黨員五名の紹介を要する

三、コルホーズ員、手工業組合員、初等學校教員——このカテゴリーに屬する者は五ヶ年の黨經歷を有する黨員五名の紹介と機械トラクタ―配給所政治部、又は區委員會代表の紹介を要する

四、その他の勤務員——十ヶ年の黨經歷を有する黨員五名の紹介を要する

〔黨員候補者の候補期間は、第一種——一ヶ年、第二、三、四種は共に二ヶ年〕

を指すもので、從來の規約によれば、各所屬階級層によつて入黨條件及び候補期間に嚴格な區別が行はれてゐたのである。然るに改正規約はこの區別を一律に廢止した。そして、勞働者、農民、インテリゲンツイアのために唯一の黨員採用規定を設定してゐる。

即ち入黨せんとするものは、總て一年以上の共同活動によつて當人と相識の黨歴三年の黨員三名の紹介を要する。黨員採用に關する最低黨機關の決定は、當該地區委員會又は市委員會の承認によつて效力を發する。そして黨員候補者に關しては一般的候補期間を

一ヶ年と定めてゐる。

但し他黨よりの轉籍者に關しては先行規約がそのまゝ保有される。

黨指導機關への被選出資格は次の如く改正された。

- 一、州委員會、地方委員會、民族共產黨中央委員會書記の黨經歷十二年を五年以上に
  - 二、市委員會書記の黨經歷十年を三年以上に
  - 三、區委員會書記の黨經歷七年を三年以上に
  - 四、最下級黨組織の書記及び職場黨オルグの黨經歷、前者三年以上、後者二年以上を一年以上とす
- 更に軍管區、軍隊の政治部長の黨經歷十年を五年に、師團及び旅團の政治部長は六年を三年に改める。
- 以上に分명한やうに、この黨規約改正によつて企圖されてゐる所は、大量

肅清による黨諸機關のガラ空き、幹部  
拂底の應急處置として行はれた新黨員  
の吸收、新幹部の拔擢養成にあるので  
あつて、この應急處置を講ずるに當つ  
て、四つのカテゴリーを廢して各階級  
の區別を無視して黨の門戸を開放した  
ことは、新インテリ層を黨内に氾濫せ  
しむる結果となるものと見られ、今後  
の黨の動向決定の上に至大な關係を持  
つに至るであらう。

最後に、黨員の權利については左の  
四項目が補足され、所謂黨内デモクラ  
シーの強化が企圖されてゐるが、之は  
黨内不平分子に對する不平緩和の安全  
弁としてある。

- 一、黨集會において如何なる黨役員  
をも批判し得る權利
- 二、黨機關の選舉被選舉の權利
- 三、黨員の行動又は品行に就て決定  
の行はれる場合には何時でも個人

的參加を要求し得る權利  
四、何等かの黨手續を経て、如何な  
る問題をも黨中央委員會に上申し  
得る權利

定期的大衆的肅清の廢止

「黨は普通の状態において、黨の綱領、  
規約、規律を鑑る者を、黨組織から排  
除し得る事を認知するが故に、黨の定  
期的大衆的掃掃を廢止する」(改正規約  
草案)

といふ立前から、黨からの除名、或  
は除名された者の黨への復歸の問題の  
決定に當つては、最大の注意と同志的  
配慮と出訴理由の綿密なる審査とが保  
證されねばならぬこと、僅かな過失(集  
會への不參、黨費滞納)に對しては規約  
に記されてあるが如き、黨的教育と感  
化の方法が適用されるべきで、決して黨  
的處罰の最高手段たる黨除名ではない  
こと」が規定され、又之と關聯して、

被除名者の復黨に關する最下級機關の  
決定は、それが州(地方)委員會によつ  
て承認された場合にのみ效力を發する  
こと、更に被除名者の控訴は當該機關  
によつて二週間以内に審査されねばな  
らない事が規定された。  
肅清工作が黨にとつて如何に傷手で  
あつたかを知るべきである。

共產黨の組織及び構成

ソ聯邦政治の中核たる共產黨は如何  
なる政治的性格を持ち、如何に組織さ  
れてゐるか、以下第十八回黨大會にお  
いて採擇された黨規約に基いて説明し  
よう。

改正黨規約は劈頭、次の如く黨の全  
體的性格を規定してゐる。

「共產インターナショナル支部たる全  
聯邦共產黨はソ聯邦の労働者階級の組  
織された前衛部隊、労働者階級の階級

的組織の最高形態なり。黨はその活動  
をマルクシズム・レーニニズムの理論  
をもつて指導す。

黨は労働者階級獨裁の強化、社會主  
義制度の強化發展、即ち共產主義の勝  
利のためになす闘争に於て労働者階  
級、農民層、インテリゲンツィヤ——全  
ソヴェート國民を指導するものなり。

黨は社會的並びに國家的——一切の  
労働者組織の指導的中核にして、共產  
主義社會の成功的建設を保障するもの  
なり。

黨は全黨員に對する一律の義務的、  
意識的規律をもつて結合されたる單一  
の戰團的組織なり。黨は、綱領及び規  
約の違反、黨規律の侵害、分派結成、  
二重人格主義と相容れざるその結束、  
意志の統一、行動の統一を力とす。黨  
は黨綱領、黨規約、黨規律を侵害せる  
ものを自己の陣營より清掃す。

黨の綱領及び規約の實現、黨及びそ  
の諸機關の一切の決議の遂行、黨陣營  
の統一の保障、ソ聯邦の諸労働民族間  
並びに全世界のプロレタリア間の友誼  
的、國際的關係の強化のため、黨は各  
黨員に對し積極的且つ自己犠牲的活動  
を要求す。

黨員、その義務及び權利

一、黨の綱領を承認し、黨諸組織の  
一つに於いて働き、黨の諸決定に服従  
し、且つ黨費を支拂ふ凡てのものを黨  
員と看做す。

二、黨員は左の義務を負ふものとす  
(イ) 自己の意識の向上、マルクス  
主義、レーニン主義の基礎の把握のた  
めに不斷に努力すること。

(ロ) 黨規律を斷乎嚴守し、黨及び  
國家の政治生活に積極的に參加し、黨  
の政策及び黨機關の諸決議を實行する  
こと。

(ハ) 労働規律及び國家規律遵守の  
模範となり、自己の生産上、事務上の  
熟練を不斷に高め、自己の仕事の技術  
を把握すること。

(ニ) 大衆との聯繫を常に強化し、  
労働者の質問及び必要に對しては適時  
に反應し、非黨員大衆に黨の政策及び  
諸決議の意味を説明すること。

三、黨員は左の權利を有する。

(イ) 黨員集會又は黨出版物に於て  
黨政策の實際的諸問題の自由且つ實務  
的討議に參加する權利。

(ロ) 黨員集會に於て任意の黨役員  
を批判する權利。

(ハ) 黨機關の選舉及び被選舉權。

(ニ) 自己の活動又は行動に關して  
決議が行はれる一切の場合に自ら參加  
することを要求する權利。

(ホ) 全聯邦共產黨中央委員會に至  
る迄の任意の黨機關(インスタンチャ)

に任意の質問及び聲明を發する權利。

四、黨員採用は専ら個別的に行はる新黨員は規定の候補者期間を終了せる候補者中から採用さる。意識的、積極的にして共產主義の事業に献身せる労働者農民及びインテリゲンツィヤは黨員に採用さる。

而して黨員に採用さるゝ者は十八歳に達したる者とす。黨員候補者中よりの黨員採用規定は

(イ) 入黨者は黨籍三年以上にして一年以上の共同活動によつて被紹介者を知る三名の黨員の紹介状を提出すること。

註一 コムソモールより黨員に採用される場合、全聯邦レーニン共產青年同盟地區委員會の紹介は黨員一名の紹介に相當す。

註二 全聯邦共產黨中央委員及び同候補者は紹介をなさず。

(ロ) 黨員採用問題は基本的黨組織の一般集會に於いて討議、決定され、その決議は黨地區(區)委員會——區の區劃無き都市に於いては黨市委員會——の確認によつて效力を發生す。黨員採用問題を討議する際紹介者の出席を義務とせず。

(ハ) 年齢二十歳までの青年は全聯邦レーニン共產青年同盟を経てのみ入黨するものとす。

(ニ) 他黨出身者は異例的な場合に黨員五名——内三名は黨籍十年の者、他の二名は革命前に入黨せる者——の紹介により、特に基本的黨組織を経て全聯邦共產黨中央委員會の確認をもつて黨に採用さるゝものとす。

五、紹介者は自己の紹介に對し責任を負ふものとす。

六、候補者より黨員に採用される者の黨籍は、當該基本的黨組織の一般集會によつて採用確認に關する決議が採用された日より通算す。

七、一定組織の凡ての成員は他の組織の管轄下に轉ずる場合、後者によりその成員として登録さる。

註 一組織より他組織への移行は全聯邦共產黨中央委員會によつて規定された規則に従つて行はれるものとす。

八、信憑すべき理由無くして三ヶ月間黨費を納入せざる黨員及び候補者は黨より脱退せる者と看做す。それに關し基本的黨組織は黨地區委員會又は市委員會により確認される處の當該決議を採用するものとす。

九、黨員の除名問題は、如何なる者にせよ被除名者の屬する基本的黨組織の總集會によつて決定され、黨地區委員會又は市委員會によつて確認さるゝものとす。黨員除名に關する地區委員會又は市委員會の決議は黨州委員會

地方委員會又は聯邦構成共和國共產黨中央委員會によつて確認される場合のみ效力を發す。

十、黨員證は黨員除名決議が州委員會、地方委員會又は聯邦構成共和國共產黨中央委員會により確認さるゝ迄、當該黨員これを所持し、黨秘密集會に出席するの權利を有す。

州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會は、被除名黨員を除名理由の明示と共に現地黨新聞に公表し、同様不法被除名者の復黨をも公表するものとす。

十一、黨籍除名又は被除名者の復權に關する問題を決定する際には、最大の細心と同志的配慮及び黨員に向けられたる告發の根據に關し、綿密なる検討が保證さるべきなり。

細小の過失(集會缺席、黨費滯納等々)に對しては、規約の定むるところ

の黨教育及び戒飭を適用すべく、黨の最高の懲罰手段たる除名を適用すべきものにあらす。

十二、黨機關は被除名者の上告を、その提出された日より二週間以内に検討すべし。

黨員候補者

十三、入黨希望者凡ては候補者として黨の綱領、規約、戰術を知り、並びに黨機關に候補者の性格検査を保證するに必要な候補期間を経るものとす。

十四、候補者採用手續(別的採用、紹介状の提出、及びその検査、採用に關する基本的組織の決議及びその確認)は黨員採用の場合と全く同一なり。

十五、候補期間は一ヶ年とす。

十六、黨員候補者はその所屬組織の集會に参加し、評議權を有す。

十七、黨員候補者は所屬地方委員會

々計に通常の黨費を納入するものとす。

黨の構成、黨内デモクラシー

十八、黨の組織的構成の指導的原則は民主主義的中央集權主義なり、その内容は左の如し。

(イ) 下層より上層に至る一切の指導的黨機關の選舉。

(ロ) 各黨機關の自己を選出せる黨組織に對する定期的報告。

(ハ) 嚴重なる黨規律と少數者の多數者への服從。

(ニ) 上層機關の決議は下層機關にとつて無條件に義務的であり、無條件的拘束力を有す。

十九、黨は地域的、生産的標示に従つて編成さる。一定地區を掌る黨組織は該地區の一部を掌る凡ての黨組織に對し上層組織たり、又活動の全部門を



掌る黨組織は該活動部門の一部を掌る凡ての黨組織に對し上層組織たるべきものとす。

二十、一切の黨組織は現地問題の決議に於いて、該決議が黨の決議に矛盾せざる限り自主的なり。

二十一、各黨組織の最高指導機關は(基本的組織にとつては)總集會(地區、州組織にとつては)代表會議(聯邦構成共和國共產黨及び聯邦共產黨にとつては)大會なり。

二十二、總集會、代表會議又は大會はビュロー又は委員會を選挙す。これらはその執行機關にして、組織の一切の日常活動を指導するものとす。

二十三、黨機關の選挙に際し、候補者名簿表による採決を禁じ、投票は個々の候補者に就き行ふべきものとす。且つ全黨員に對し候補者を忌避し、批判する無制限の權利を保障すべきものとす。

とす。選挙は候補者に對する無記名(秘密)投票によつて行ふべきものとす。

二十四、凡ての共和國、地方及び州の中心地、並びに多少なりと重要な工業中心地に於いては、黨及び政府の重要決議を討議するため市黨組織の有職分子を召集す。有職分子の召集は、これら決議の觀兵式的披露や形式的儀式的承認のためならず、その實際的討議のために行はるべきものとす。

大中心地に於ては市の有職分子のみならず區有職分子も亦召集さるべきものとす。

二十五、個々の組織又は黨全體に於ける黨政策問題の自由且つ實務的なる討議は、黨内デモクラシーより生ずる各黨員の不可分なる權利なり。黨内デモクラシーに基いてのみポリシエヴィキの自己批判を展開し、機械的ならざり、意識的に黨規律を強化し得るものとす。

なり。但し廣汎なる討議、殊に黨政策問題に關する全聯邦的規模の討議は、瑣々たる少數者が自己の意志を黨の大多數に押しつけんとする試み、或は黨の統一を破る分派を形成せんとする試み、労働者階級の獨裁の力と堅牢性を動搖せしめ得る分裂の試みを生み得ざるやう實施さるべきなり。故に、全聯邦的規模の廣汎なる討議は左の場合にのみ必要なりと認め得るものなり。(イ)

その必要が少くとも州又は共和國的規模の數個の地方黨組織により認めらるる場合。(ロ)聯邦共產黨中央委員會内に黨政策の重要問題に關して充分確固たる多數者が存在せざる場合。(ハ)聯邦共產黨中央委員會内に一定の見地に立つ確固たる多數者が存在するにも拘はらず、中央委員會が黨内の討論的審議によつて、自己の政策の正しさを検討する必要ありと認むる場合。これら

の條件が充たさるゝ場合にのみ、反黨的分子による、黨内デモクラシーの悪用を防止し得るものなり。これらの條件の下に於てのみ、黨内デモクラシーは黨及び労働者階級の事業に役立つ、逆用され、黨及び労働者階級に害を及ぼすことなきを期待し得る。

二十六、黨の組織系統  
(イ) 黨全體に對しては——全聯邦大會、全聯邦共產黨中央委員會、全聯邦代表會議。

(ロ) 州、地方、聯邦構成共和國に對しては——州、地方會議、聯邦構成共和國共產黨大會、州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會。

(ハ) 管區に對しては——管區會議、管區委員會。  
(ニ) 市、地區に對しては——市、地區會議、市委員會、地區委員會。

(ホ) 企業、コルホーズ、M.T.C、陸、海軍部隊、諸官衙に對しては——總集會、基本的黨組織、會議、基本的黨組織ビュロー。

二十七、全聯邦共產黨中央委員會内には黨決議實行の實際的活動のために左の如き局及び部を設置す。

- (イ) 人事局
- (ロ) 宣傳煽動局
- (ハ) 組織・指導員部
- (ニ) 農業部
- (ホ) 學校部
- 管區委員會、州委員會、地方委員會及び聯邦構成共和國共產黨中央委員會には左の如き部を設置す。
- (イ) 人事部
- (ロ) 宣傳煽動部
- (ハ) 組織・指導員部
- (ニ) 農業部
- (ホ) 軍事部

黨委員會及び地區委員會には左の如き部を設置す。

- (イ) 人事部
  - (ロ) 宣傳煽動部
  - (ハ) 組織・指導員部
  - (ニ) 軍事部
- 軍事部の義務は兵役義務者の算定、召集の遂行、戦時動員、防空等々の事業に於いて、軍事機關を援助するものとす。
- 州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會に於ける宣傳煽動部及び人事部の指導は特別書記の任務とすべきものとす。

二十八、各黨組織は自らの最後の決定により、自己の新開を得る權利を有す。但し、當該上層組織の認可を必要とす。

上級黨機關  
二十九、全聯邦共產黨の最高機關は

全聯邦共產黨大會なり。定期的大會は三年に一回以上召集さるゝものとす。臨時大會は全聯邦共產黨中央委員會により、その發意又は最後の黨大會に代表されたる黨員總數の三分の一以上の要求により召集さる。黨大會の召集及び日程は、遅くも大會の一月半月前に布告す。臨時大會は二ヶ月の期間内に召集さるゝものとす。

大會は最後の定期的大會に代表されたる黨員總數の半數以上が代表さるゝ場合に成立したるものと看做す。大會代表選出率は全聯邦共產黨中央委員會これを決定す。

三十、全聯邦共產黨中央委員會が第二十九條に示されたる期間内に臨時大會を召集せざる場合には、臨時大會召集を要求せる組織は、臨時大會召集について全聯邦共產黨中央委員會の諸權利を享有する組織委員會を形成する權利を有す。

利を有す。

三十一、大會

(イ) 全聯邦共產黨中央委員會、中央監査委員會及びその他中央諸組織の年次報告を聴取し且つ確認す。

(ロ) 黨の綱領及び規約を再審し且つ變更す。

(ハ) 日常政策の基本的諸問題に關する黨の戰術方針を決定す。

(ニ) 全聯邦共產黨中央委員會及び中央監査委員會を選挙す。

三十二、全聯邦共產黨中央委員會及び中央監査委員會は大會に規定せられたる員數を選挙さる。全聯邦共產黨中央委員脱退の場合は、大會により選出されたる候補者中より補充するものとす。

三十三、全聯邦共產黨中央委員會は通常總會を四ヶ月に一回以上開催す。全聯邦共產黨中央委員候補者は中央委員

員會總會に出席し、評議權を有す。

三十四、全聯邦共產黨中央委員會は政治的活動のために政治局、組織活動の全般的指導のために組織局、組織的執行の性質の日常活動のために書記局、黨及び全聯邦共產黨中央委員會の決議の實行を點檢するために黨統制委員會を組織す。

三十五、黨統制委員會

(イ) 黨組織及びソヴェート・經濟機關による黨及び全聯邦共產黨中央委員會の決議實行を統制す。

(ロ) 地方黨組織の活動を檢査す。

(ハ) 黨の綱領、規約、黨規約黨規律の侵犯者の責任を糾弾す。

三十六、全聯邦共產黨中央委員會は大會閉會中黨の全活動を指導し、他の黨、他の諸組織並びに諸官衙との交渉に於て黨を代表し、黨の各種機關を組織し、それらの活動を指導し、自己の

統制下に活動する中央諸機關紙編輯部

を任命し、地方大組織の黨機關紙編輯部を確認し、社會的意義を有する企業を組織し、且つ指導し、黨の勢力及び資財を配分し、中央會計を管理す。

全聯邦共產黨はソヴェート中央諸組織及び社會團體中央組織の活動をそれら内部の黨グループを通じて指導す。

三十七、全聯邦共產黨中央委員會は大會閉會中年に一回以上緊急なる黨政策問題を討議する爲、地方黨組織の代表者よりなる全聯邦黨會議を召集す。

全聯邦會議代表者は州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會總會に於て選舉さるゝものとす。

全聯邦會議の代表者選舉手續及び選出率は全聯邦共產黨中央委員會これを決定す。全聯邦共產黨中央委員は、地方黨組織より全權を賦與されざる場合は、評議權を持つて全聯邦會議の活動

に参加す。

三十八、全聯邦會議は全聯邦共產黨中央委員會委員の一部を更迭する權利即ち中央委員として自己の義務を遂行せざる全聯邦共產黨中央委員會の個々の委員を罷免し、他の者と更迭する權利を有す。但し更迭の數は黨大會により選出されたる全聯邦共產黨中央委員會委員の五分の一以下とす。全聯邦會議は全聯邦共產黨中央委員を黨大會により選出されたる候補者中より補充し、その後任として同數の新候補者を選出す。

三十九、全聯邦會議の決議は全聯邦共產黨中央委員會これを確認す。但し全聯邦共產黨中央委員會の確認を要せざる全聯邦共產黨中央委員の更迭及び新中央委員候補者の選出に關する決議を除く。

全聯邦共產黨中央委員會により確認

されたる全聯邦會議の決議は全黨組織に對し義務的決定なり。

四十、ポリシエヴィキ的指導及び政治的活動の強化のため、中央委員會は國民經濟及び國家全體に對し特に重要な意義を占むる、立後れの社會主義建設部署に政治部を創設し、且つ中央委員會の黨オルグを派遣する權利を有す。同様政治部の主要任務遂行の程度に應じ、同政治部を生産的、地域的特質に即して組織されたる通常黨機關に轉化する權利を有す。

政治部は全聯邦共產黨中央委員會により確認さるゝ特別指令に基き活動するものとす。

四十一、中央委員會は自己の事業に關し黨組織に對し定期的報告をなす。

四十二、中央監査委員會は (イ) 黨中央諸機關内に於ける事務の迅速、正確及び全聯邦共產黨中央委

員會書記局機關の運営調整を検査し、計及び諸企業を監査するものとす。

州、地方及び共和國黨組織

四十三、州、地方、共和國黨組織の最高機關は、州、地方黨會議又は聯邦構成共和國共產黨大會にして、それらの閉會中に於ける最高機關は州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會なり。これら機關はその活動に於いて全聯邦共產黨及其指導諸機關の決定により指導さるゝものとす。

四十四、通常州、地方會議又は聯邦構成共和國共產黨大會は州、地方委員會、構成共和國黨中央委員會により、一年半に一回召集され、臨時會議又は大會は州委員會、地方委員會、構成共和國黨中央委員會の決議又は州、地方、共和國の黨組織に屬する諸組織の

黨員總數の三分の一以上の要求により召集さるゝものとす。

州、地方會議、聯邦構成共和國共產黨大會の代表選出率は州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會により決定さる。

州、地方會議、聯邦構成共和國共產黨大會は州、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會、監査委員會及びその他州、地方、共和國組織の年次報告を聴取し且つ確認し、州、地方又は共和國に於ける黨、ソヴェート、經濟、勞働組合の活動の問題を審議し、州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會、監査委員會及び全聯邦黨大會代表者を選挙す。

四十五、州、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會は日常活動のためそれぞれの執行機關を選挙す。これらの執行機關は十一名以下より成り

四、五名の書記——第一書記、第二書記、人事係書記及び宣傳係書記——を設置し、全聯邦共產黨中央委員會により確認さるゝものとす。書記は五年以上の黨歴を有すべきこと。

四十六、州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會は州、地方、共和國の範圍内に各種の黨機關を組織し、その活動を指導し、自己の統制下に活動する州、地方、共和國の黨機關紙の編輯部を任命し、黨外諸組織に於ける黨グループを指導し、州、地方、共和國にとつて一般的意義を有する自己の企業を組織し且つ指導し、州、地方、共和國の黨會計を管掌す。

四十七、州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會の通常總會は少くとも三ヶ月に一回召集さるゝものとす。

市及び地區（農村地區及び都市區）黨組織

五十二、市、地區委員會は市、地區黨會議を少くとも一年に一回召集し、臨時會議は市、地區委員會の決議又は市、地區組織に入る諸組織の黨員總數の三分の一以上の要求によつて召集さるゝものとす。

市、地區黨會議は、市地區委員會、監査委員會及びその他の地區諸組織の年次報告を聴取確認し、市、地區委員會、監査委員會を選挙し、地方、州會議又は聯邦構成共和國共產黨大會代表者を選挙す。

五十三、市、地區委員會は七—九名及び市委員會、地區委員會書記各三名より成るビュローを選挙す。市、地區委員會書記は三年以上の黨歴を有するものたること。市及び地區委員會の書記は州委員會、地方委員會、聯邦

に地方及び聯邦構成共和國の構成に入る民族州及びその他の州の黨諸組織は地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會の指導下に活動し、その内部的な生活に於ては州、地方及び共和國組織に關する黨規約第五章に述べられたる諸規定により指導さるゝものとす。

管區黨組織

四十九、管區を有する州、地方及び共和國に於いては、管區内に管區黨組織を設置す。

管區黨組織の最高機關は管區委員會によつて少くとも一年半に一回召集さるゝ管區黨會議なり。臨時會議は管區委員會の決議又は管區黨組織に入る諸組織の黨員總數三分の一以上の要求により召集さるゝものとす。

管區代表會議は管區委員會、監査委員會及びその他の管區黨組織の年次報告を聴取し、且つ確認し、管區黨委員

構成共和國共產黨中央委員會により確認されるものとす。

五十四、市、地區委員會は企業、ソフホーズ、MTC、コルホーズ及び諸機關内に基本的黨組織を組織、確認し黨員及び候補者の登録を行ひ、地區の範圍内に於て各種の黨機關を組織し、その活動を指導し、自己の指導及び統制の下にある市、地區黨機關紙の編輯部を任命し、黨外諸組織内の黨グループを指導し、全市的、地區的意義を有する自己の企業を組織し、市及び地區の範圍内に於て黨の勢力及び資財を配分し、市、地區黨會計を管掌す。市、地區委員會は州委員會、地區委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會に對し、全聯邦共產黨中央委員會により規定されたる期間及び形式をもつて、自己の活動に關する報告を提出す。

五十六、大都市に於ては、全聯邦共產黨中央委員會の許可を得て市委員會に從屬する區組織を設置す。  
五十七、黨の基礎は基本的黨組織なり。  
基本的黨組織は工場、ソフホーズ、MTC及びその他の經濟的企業、コルホーズ、赤陸軍及海軍部隊、村、諸官衙、學校等々に於て、黨員三名以上存在する場合に設置されるものとす。  
三名以下の黨員を有する企業、コルホーズ、黨機關等々に於ては、黨の地區委員會、市委員會又は政治部により派遣される黨オルグを指導者とする候補者グループ又は黨コムソモール・グループを設置す。  
基本的黨組織は地區、市委員會又は

當該政治部により確認されるものとす。  
五十八、百名以上の黨員及び候補者を有する企業、諸機關、コルホーズ等に於ては、當該企業及び官衙等全體を包含する全基本的黨組織の内部に個別的に、地區委員會、市委員會又は當該政治部の確認を経て、職場、職區、部等毎に黨組織を組織し得るものとす。  
職場組織、職區組織等々の内部、並に黨員及び候補者百名以下の基本的黨組織内部に於いては、企業作業班、作業團別の黨グループを組織し得るものとす。  
五十九、五百名以上の黨員及び候補者を算する大企業及び官衙に於ては、個別的に、全聯邦共產黨中央委員會の許可を経て、黨工場委員會を設置し、これら企業の職場黨組織に基本的黨組

織の權利を附與し得るものとす。

六十、基本的黨組織は労働者、農民及びインテリゲンツィヤ大衆を黨の指導機關と連結せしむ。其任務左の如し  
(イ) 工場新聞の指導をなすと共に、黨のスローガン及び決議の實行のため大衆中に於いて煽動的及び組織的活動をなすこと。  
(ロ) 黨に新黨員を吸収し政治的教育をなすこと。

(ハ) 地區委員會、市委員會又は政治部の一切の實際的活動に協力すること。  
(ニ) 生産計畫の遂行、労働規律の強化及び社會主義的競争及び突撃隊運動の發展のため企業、ソフホーズ、コルホーズ等々の大衆を動員すること。

(ホ) 企業、ソフホーズ、コルホーズに於ける事業紊亂及び不經濟的管理に對する闘争並に労働者、勤務員及び

コルホーズ員の文化的・生活的諸條件の改善に關し不斷の配慮をなすこと。

(ヘ) 國の經濟的及び政治的生活に積極的に参加すること。

六十一、ソフホーズ、コルホーズ及びMTCを含む生産的企業の基本的黨組織の役割及び企業の活動状態に對するその責任を高めるため、これらの組織に企業管理部の活動を統制する權利を附與す。

人民委員部内黨組織はソヴェート官衙の特殊的活動條件のため、官衙統制機能に有し得ず、但し、官衙の活動に於ける缺陷に關し警告を發し、人民委員部及びその個々の勤務員の活動に於ける缺陷を指摘し、自己の資料及び意見を全聯邦共產黨中央委員及び人民委員部指導者に傳達する義務を有す。  
人民委員部の基本的黨組織の書記は全聯邦共產黨により確認されるものと

人民委員部の中央機關の勤務員たる凡ての黨員及び候補者は一人民委員部全體の黨組織に入るものとす。

六十二、基本的黨組織は日常的活動の遂行のため十一名以下より成るピュローを選挙す。その任期は一ケ年とす。  
基本的黨組織のピュローは十五名以上の黨員を有する黨組織内に設置される。

十五名以下の黨組織にあつてはピュローは設置せず、基本的黨組織の書記(一名)を選挙す。  
集團的指導の精神をもつて黨員を急速に教育し、且つ養成するため十五名以上百名以下の黨員を有する職場黨組織は、三名乃至五名より成る職場黨組織ピュローを選挙する權利を、百名以上の黨員を有する職場黨組織は五名

以上の黨員を有する職場黨組織は五名

乃至七名より成るビユーローを選挙する権利を賦與するものとす。

百名以下の黨員を結合する基本的黨組織に於いては、黨活動は原則として生産活動より解放されざる勤務員により行はるゝものとす。

二千名までの黨員を有する基本的黨組織に於いては二—三名の有給黨職員が執務し、三千名迄及それ以上の黨員を有する組織に於いては四—五名の生産上の職務より解放されたる同志が執務するものとす。

基本的黨組織及び職場黨組織の書記たるものは一ヶ年以上の黨歴を有すべきこと。

黨とコムソモール

六十三、全聯邦レーニン共產青年同盟は全聯邦共產黨の指導下に活動し、コムソモールの指導的機關たる全聯邦レーニン共產青年同盟中央委員會は全

聯邦共產黨中央委員會に從屬すべきものとす。全聯邦レーニン共產青年同盟

の地方的諸組織の活動は當該共和國、地方、州、市及び地區黨組織により指導され且つ統制するものとす。

六十四、黨員又は黨員候補者たる全聯邦レーニン共產青年同盟員は、コムソモール組織に於いて指導的地位に就かざる場合は、入黨の際コムソモールより脱退するものとす。

六十五、全聯邦レーニン共產青年同盟は一切の國家的及び經濟的建設に於いて黨の積極的補佐機關たるべく、コムソモール組織は一切の社會主義建設に於いて、殊に基本的黨組織無きところに於いて、實際上黨方針の積極的遂行者たるべきものとす。

六十六、コムソモール組織は企業、コルホーズ、ソフホーズの活動に於ける缺陷の矯正及び活動改善上、それら

に必要な援助を示す任務と關聯せるその活動の一切の問題を、當該黨組織

の前に提起且つ討議し、社會主義的競争及び突撃隊運動の組織、大衆的カンパニヤの遂行等々に於いて廣汎なるイニシヤチヴをとる権利を有す。

赤陸海軍及び運輸に於ける黨組織

六十七、勞農赤軍に於ける黨活動の指導は全聯邦共產黨中央委員會軍事部の權限に於いて活動する勞農赤軍政務部により行はるゝものとす。同様勞農赤軍並びに運輸に於いては全聯邦共產黨中央委員會海軍部及び運輸部の權限に於いて活動する海軍政務部及び運輸政務部により行はるゝものとす。

勞農赤軍政務部、海軍政務部及び運輸政務部は、その任命する政務課、軍コミッサール、黨オルグ及び當該陸軍海軍及び鐵道黨會議に於いて選挙さる

黨委員會を経てその指導を行ふものとす。

赤色陸海軍及び運輸に於ける黨組織は全聯邦共產黨中央委員會により確認さるゝ特別指令に基き活動するものとす。

六十八、軍管區、艦隊政務部長官及び鐵道政務課長たるものは黨歴五年を有すべきこと。師團及び旅團の政務課長官たるものは三年の黨歴を有すべきこと。

六十九、政務諸機關は現地黨委員會に政務機關指導者及び軍コミッサールを不斷に参加せしめ、黨委員會にて政務機關長官、軍コミッサールをして軍隊に於ける政治活動に關する報告及び運輸政務部長官の報告を系統的になさしめ、地方的黨委員會との密接なる聯絡を維持する義務あるものとす。

黨外組織に於ける黨グループ

七十、ソヴェイト並びに労働組合、

協同組合その他の大衆的組織の凡ての大會、協議會及びそれらの被選挙機關に於いて、三名以上の黨員を有するところには、黨グループを組織す。その任務は非黨員間に於ける黨影響の全面的強化及び黨政策の遂行、黨及び國家的規律の強化、官僚主義に對する闘争黨及びソヴェイトの指令遂行の検査にあり。グループは活動のため書記を選挙す。

七十一、黨グループは、當該黨組織（全聯邦共產黨中央委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會、地方委員會、州委員會、管區委員會、市委員會、地區委員會）に從屬するものとす。

グループは一切の問題に關し、指導黨機關の決定により嚴重且つ斷乎として指導さるべきものなり。

黨規律違反に對する處罰

七十二、黨統一の維持、二重人格主義、分派闘争及び分裂の一切の企圖に對する假借なき闘争、黨及び國家規律の遂行——これ全黨員及び全黨組織の最も重要な義務なり。

七十三、黨及びソヴェイト中央部の決定は急速且つ正確に遂行すべし。上層組織の決議の不遂行及び黨の輿論に於いて非違と認められるその他の過失は左の如く對せらるべし。組織に對しては——譴責及び全般的再登錄（組織の解散）、個々の黨員に對しては——各種の譴責（叱責等々）、公の譴責、黨及びソヴェイトの責任ある職務よりの一時的解任、黨籍除名、行政及び司法機關への過失通達付黨籍除名。

七十四、全聯邦共產黨中央委員會にして黨及び國家規律に違反し、變節又は二重人格的行動及び分派的行動をなしたる場合は、全聯邦共產黨中央委

員會はこれに中央委員會よりの除名、最後の手段として黨籍除名の手段を適用する権利を有す。

全聯邦共產黨中央委員會及び候補者に對しかゝる極端なる處置を適用する際には、全聯邦共產黨中央委員會總會を召集し、同候補者も全部出席せしむべし。最も責任ある黨指導者等のかゝる總會がその三分の二の投票をもつて全聯邦共產黨中央委員會よりの除名を必要と認むる場合は、かゝる處置は直ちに實行さるべきものとす。

黨の資金

七十五、黨及びその諸組織の資金は黨費、黨の企業収入及びその他の収入より成る。

七十六、黨員及び候補者の毎月の黨費は次の如し。

賃銀高 100 留以下 20 哥  
101 留乃至 300 留 60 哥

一五 留乃至 200 留 一留  
20 留乃至 300 留 一留 50 哥  
350 留乃至 500 留 二留  
500 留以上 賃銀の二%

定賃銀を有せざる黨員及び候補者の黨費の額は全聯邦共產黨中央委員會によつて決定さるべきものとす。

七十七、入黨費は候補者に採用さる際に賃銀の二%を徴收さるべきものとす。

共產黨の現勢

黨員數

一九三九年三月一日現在黨員數は、一、五八八、八五二名、黨員候補者八八八、八一四名、合計二、四七七、六六六名と發表されてゐる。(第十八回大會における大會代表資格審査委員會議長マレンコフの報告による)。即ちソ聯邦

人口の一億七千萬餘人に對し約一・五%對に當つてゐる。

これを第十七回大會當時に比較してみると、黨員數において約二八萬七千名の減少であり、候補者數においては約四萬六千名の減少である。その中最最近二ケ年間において黨員として新たに採用されたものは十八萬人、候補者は四十七萬一千人に達してゐるのであるから、肅清工作による黨の實質の變化が如何に大きかつたか分る。

なほ採用復活以來、一九三九年一月迄の農村黨員採用數は黨員二四、八〇〇人、候補五二、〇〇〇人に上り、又同年一月から六月迄の間においては、黨員四一、五〇〇、候補一、一七、〇〇〇人に達してゐる。

黨の社會的構成

第十八回大會における大會代表(決議権を有する)の職業的構成を見ると

黨機關勤務員 六五九(四一%)

コムモール勤務員 二七

軍事機關勤務員 二八三(一八%)

農業勤務員 六三(四%)

運輸勤務員 一一〇(七%)

となつてゐるが、之を第十七回大會當時と比較してみると、第十七回大會においては黨機關勤務員四〇%、軍事機關勤務員七・三%、農業勤務員一〇%、運輸勤務員六%の割合を示して居り、前大會においては僅か九〇名にすぎなかつた軍事機關勤務員の數が第十八回大會において一躍二八三名、七・三%から一八%に増加してゐる。大會代表は黨員一千名につき一名の割合で選出されてゐるのであつて多數の代表を送り得るには多數の黨員を擁してゐなければならぬ。大會代表に軍事機關勤務員(赤陸軍、赤海軍、内務人民委員部)が斯くも多數を占めてゐることは

黨の最近の動向を示すものとして甚だ面白い現象である。

更に全聯邦共產黨の今後の動向を卜する上に重要な事實は全人口に對する黨員の比率が都會に多く農村に甚だ少い事である。それに關する正確な資料は發表されてゐないが、農村の黨員は略々五十萬人を出でないであらうと推測されてゐる。即ち農村人口一億四百五十萬人に對して、農村の黨員は人口二百三十人に一人の割合となり、都會の黨員は恐らく約二百萬人、人口二十八人につき一人の割合となる。

今一つは第十八回大會代表の中になり多數の高等教育終了者がゐる點である。これを第十六回、第十七回大會當時と比較してみると次の如き顯著な開きを示してゐる。

第十六回 高等教育 終了者 中等教育 終了者 四・四% 一五・七%

第十七回 一〇・〇% 三二・〇%

第十八回 二六・五% 一二・五%

即ち第十八回大會代表の中には中等教育以上終了者が約半を占め、且その中では高等教育終了者の比率が却つて大きい。これは明かにインテリゲンチヤ層が一つの獨立の政治勢力たらんとしてゐる動向を示すものである。

舊ボリシエヴィキの没落

第十七回大會以來、ある者は銃殺、ある者は自殺、ある者は逮捕によつて著名な舊ボリシエヴィキが公の政治舞臺から影を消してしまつたが、最近に至つては、その傾向は一層著しい。

第十八回大會におけるマレンコフの報告によれば、入黨年次別割合は次の如くである。

一九一七年以前 〇・三%  
一九一七年 一・〇%  
一九一八年 一・六% 八・三%

一九一九年 二・七%

一九二〇年 二・七%

一九二九年以後 七〇・〇%

即ち十月革命以前の入黨者の數は僅かに〇・三%、一九二〇年以前の入黨者にしても合計僅かに八・三%にすぎず、それに引代へて、一九二九年以後の入黨者は壓倒的で七〇%を占めてゐる。

かくて舊ボリシエヴィキの勢力は殆ど全く没落するに至り、今やスターリン・ジエネレーションの全盛期を現出してゐることは容易に判るのである。全聯邦共産黨(ボリシエヴィキ派)の實質が十月革命當時とは全く變化してゐる事に注目しなければならぬ。

政治局の消長

ソ聯邦政治の實權を握るものは共産黨であるが、その共産黨の實質的支配者は黨の政治局(ボリト・ビュロー)

である。それ故にボリト・ビュローのメンバー構成は黨内諸勢力拮抗をそのまゝ反映するものとして注目すべきであるが、現在の顔觸れは、第十八回大會において選出されたもので、スターリン、モロトフ、ヴォロシロフ、カガノウイチ、カリーニン、アンドレーエフ、ミコヤンの七名によつて構成され、候補者としてジュダーノフ、フルシチョフ、エジョーフ(失脚)の三名が挙げられてゐる。何れもスターリン派の露々たる者のみで、スターリン獨裁の確立を最も端的に窺ひ得る。

レーニン在生當時の政治局員は、レーニン、トロツキー、カメネフ、ジノヴィエフ、ルイコフ、スターリン、ブハーリン、トムスキーの八名であつた。而もこの中今日尙ほ政治局に留つてゐるものはスターリン唯一人である。レーニンは病死したがトロツキー

スターリン(以上八名)、同候補ベトロフスキー、ウグラノフ、アンドレーエフ、キーロフ、ミコヤン、カガノウイチ、チュエバリ、コシオール(以上八名、合計十六名)

政治局員八名のうちスターリン派と目されるものはヴォロジロフ、クイブシエフ、モロトフとスターリンとの四名であり、残りはブハーリン派又は中間的分子である。既にトロツキー派は勿論のこと、彼等とプロツクを結んだジノヴィエフ派も政治局内における勢力を失墜してしまつた。彼等の失脚と對照して注目されることは政治局員候補八名のうち壓倒的多數がスターリン派であることである。即ちアンドレーエフ、キーロフ、ミコヤン、カガノウイチ、チュエバリ、エス・コシオール

は祖國を追はれて、現にメキシコに流亡生活を送つてゐる。そして他の五名は何れもスターリンの手によつて「人民の敵」として銃殺された。これを見てもこの間における内訌が如何に甚しかつたかを知る事が出来るであらう。

第十四回大會當時、スターリン派は未だ決して支配的でなかつた。それは當時の政治局の構成にも現はれてゐる。第十四回大會直後、一九二六年一月一日の中央委員會總會で左の中央委員が政治局員として選出された。

ブハーリン、ヴォロシロフ、ジノヴィエフ、カリーニン、モロトフ、ルイコフ、スターリン、トムスキー、トロツキー(以上九名) 同候補、ルズタート、ジェルジンスキー、ベトロフスキー、ウグラノフ、カメネフ(以上五名、合計十四名)

このうち、スターリン派と目されるものはヴォロシロフ、モロトフ、ジェルジンスキーとスターリンの四名にすぎない。残りはブハーリン派、ジノヴィエフ派及びトロツキー派である。尤もトロツキー派は既に没落過程を辿つてゐた。同年一年にはトロツキーは陸軍人民委員の職を解かれ、スターリンとの對立は益々激しくなつて行つた。兩者の對立は第十五回大會(一九二七年十二月)を前にして極度に尖鋭化した。

第十五回大會においてトロツキー派は敗北し、集團的に除名され、トロツキー自身は中央アジアに流刑を宣告された。同大會直後に決定された政治局の構成は當時の政治情勢を反映して、第十四回當時とは著しく變つた。

政治局員ブハーリン、ヴォロシロフ、カリーニン、クイブシエフ、モロトフ、ルイコフ、ルズタート、ス

フの五名が同候補者に出された。第十五回大會と第十六回大會との間には國の工業化の問題、農業集團化の問題を繞つてスターリン派とブハリン派との間に激しい對立が起り、遂にブハリン派はクラーク階級の代辯者の烙印を押されて退却を餘儀なくされ、ブハリン、ウグラノフは政治局から追放された(前者は一九二九年十一月、後者は同年四月)。ブハリン派の後退はそれと同時にスターリン派の地位の一層の強化となつて現はれた。即ちこれまで政治局員候補者に過ぎなかつたところのカガノウイチ、キエロフ、コシオール三名が政治局員となり、スターリン派の勢力は壓倒的となつた。ブハリン派と目されるものは僅かにルイコフとスイルトオフの二名にすぎない。しかも彼等は今や従来のブハリン主義を少くとも表面的には放棄し

公然とスターリン主義に忠誠を誓はざるを得なくなつた。

第十七回大會(一九三四年一月二十六日—二月十日)において選ばれた政治局員は左の如くである。

スターリン、モロトフ、カガノウイチ、ヴオロシロフ、カリニン、オルジョニキーゼ、クイブイシエフ、キエロフ、アンドレーエフ、コシオール(以上十名)、候補補員ミコヤン、チュエフ、ルズターク(以上五名)。

こゝで注目されることはブハリン派のルイコフが政治局員から離れ、ルズタークが政治局員から候補者に左遷されたことである。ブハリン派は殆んど全く一掃されてしまつた。ブハリン派の後退はスターリン派の躍進を伴つた。オルジョニキーゼが一躍政治局員となり(彼は一九三〇年十二月

總會で政治局員に選ばれた)またこれまで政治局員候補であつたアンドレーエフが政治局員に昇進した。更に當時純スターリン派と目されてゐたポストウイシエフが政治局員候補に選ばれたのもスターリン派強化の現はれであつた(尤も一九三八年、彼はウクライナにおける民族獨立派との關係の廉により逮捕された)。

かくて第十七回大會においては政治局は完全にスターリン派を以て充たされるに至つた。しかしスターリン派が完全な勝利を得、政治局が全くスターリンの分子によつて占められたとは言へ、中央委員會や黨統制委員會内にはトロツキストやブハリンの勢力が可成り強く残つてゐた。これが最近の肅清工作の遠因をなしてゐた。しかし最近の肅清工作はトロツキ派ともブハリン派とも關係がなく、

全くスターリン派と目されてゐた政治局員及び候補者にさへ及んでゐる。ポストウイシエフ、ルズターク、コシオール、チュエバリ等は、何れも逮捕された。その補充として三八年エジョーフ、ジュダノフが政治局員候補者に推され、更に三九年初めフルシチョフも候補者に推されたが、この中エジョーフは肅清工作行過ぎの責を負はされて黨中央部から放逐され、現在消息不明となつてゐる。

最近における活動狀況

第十八回大會を契機として、こゝ數年に亘つて鬱積してゐた諸懸案に一應の解決を與へ、黨主腦部の陣容を一新した後の共産黨は、云はゞ肅清工作といふ黨始まつて以來の大患に疲れ抜いた後の回復期にあるわけで、表面的には比較的鎮靜狀態が続いてゐる。五月のメーデー、八月一日の反戦デー

十一月七日の革命記念日には恒例の如きアジとデモとが行はれてゐるが全體として生彩を缺いてゐると云はれてゐる。唯この間特筆すべき事は、その何れの場合にも、急迫せる時局を反映して、軍事的、愛國主義的傾向がますます強化されてゐることであらう。

三九年のメーデー

三九年メーデーにおける共産黨の標語は四十四に上つてゐる。國際關係においては例の如く「萬國の労働者團結せよ」「ファシズム及び戦争に對する抗争の人民戦線を擴大強化せよ」「資本主義國の労働階級とソ聯労働階級の國際聯繫を強化せよ」、更に「吾人は侵略の犠牲となり自國の獨立のために戦ふ國民を支持す(スターリン)」「吾人は侵略の脅威を怖れず、ソ聯國境の侵犯を企てる戦争放火者に對しては、二倍の打撃を以て應へる用意あり(スター

リン)等の標語を掲げてはゐるが、日獨伊あるひは西班牙、支那等について具體的には指摘してゐない。國內關係においては新たに「労働者、農民インテリゲンチヤの共同戦線萬歳」「我が社會主義インテリゲンチヤ萬歳」と二回に亘りインテリゲンチヤに觸れてゐる點が注意を惹いてゐる。

共産黨小史の宣傳

三八年九月九日出版された黨定黨史はその後滿一年間に四十一ヶ國語に翻譯され、一、五〇〇萬冊の發行を見たといはれてゐるが、該書上梓一周年記念日には、各ソ聯紙はそれに關する論文記事を掲載して再び大いに黨定黨史の有する思想的意義を強調してゐる。「九月九日は『共産黨小史』出版一周年に相當し、又スターリン著『レーニズムの諸問題』はその第十一版を重ねんとしてゐる。この兩書は



ルクスレーニン主義の憲章であつて、黨の思想教育の最大武器である。

レーニンは多數の重要問題につき箇々の理論（労働者農民の提携、一國社會主義の建設、革命権力、ソヴェート國家と其役割）を完成したが、スターリンはこれを新時代に適應して體系化した。併し理論のみの研究では眞のレーニン主義者、スターリン主義者たり得ない。理論に史的關聯を求め、實踐に適應させることが肝要である。「共産黨小史」の重大性はこゝにある。（九月九日、ブラウダ及イズヴェスチャ紙）

### 共産青年同盟

#### コムソモールの歴史

コムソモール（全聯邦レーニン共産

青年同盟）が共産黨の指導下に始めて結成されたのは一九一八年十月廿九日である。青年組織の問題は早くから取り上げられてゐたが、コムソモール組織の直接の動機となつたものは一九一七年八月の第六回共産黨大會であつて、同大會は青年同盟に關する次の如き決議を採用してゐる。

「現在労働階級の闘争が社會主義のたゞの直接的闘争の段階に移つてゐる時大會は労働青年の階級的社會主義的組織の結成に努力することを現瞬間の急迫せる任務の一と考へ、この活動に出来る限りの注意を拂ふべきことを黨組織に命ずる。」

この決議に基いて各地の青年間において猛烈な宣傳煽動活動が行はれ、至る處に青年同盟が結成されたが、殊にモスクワ、ベトログラード、スウェルドロフスク、オデッサ等の青年労働者

は革命の武装勢力の有力な豫備となり、武装××にも参加した。

十月革命後、この青年組織及び運動が一層擴大したことは云ふ迄もない。一九一八年春には多くの地方で青年同盟の縣大會、縣代表會議が開かれ、同年十月廿九日モスクワにおいて二萬二千百名の同盟員を代表する百七十六名の代表が參集して第一回全露青年同盟大會が持たれるに至つたのである。

内亂時代を通じてコムソモールは顯著な活動を示した。當時コムソモール全員の約半數は戦線出動の經驗を持つたと云はれてゐる。併し内亂時代以後その發展は必ずしも順調ではなかつた。共産黨の内訌はそのまゝコムソモールの内部に波及した。

すでにコムソモールが結成された當初、一部の指導者が黨とコムソモールの對立せしめんとした事がある。之が

同盟第二回大會で問題となつてゐる。

一九二三年のトロツキストと幹部派の對立が起るや、直ちにそれはコムソモールの波及して一時は黨、コムソモールの對立に迄發展する可能性を持つた程、トロツキストの影響が強かつたが幹部派の彈壓によつて鎮壓された。更に一九二五年のジノヴィエフ、カメネフ等が幹部派と對立するに至つたときにも、夫れはコムソモールに深刻な影響を與へ、レーニングラードのコムソモールの縣委員會指導者グループは彼等に同情を寄せ、第十四回黨大會の決議に不服従の決議をなすに至つた。ブハリリン等の右翼派の擡頭期にもコムソモールの門戸を富農青年に開放せんとする同盟内ブハリリン派の擡頭を見た。

黨内反對派が地下活動に移り、キプロフ事件を契機として肅清工作が黨内

を吹荒した時期にはコムソモールも又動搖を免れず、一九三七年八月のコムソモール中央委員會第四回總會はサルタノフ、ルキヤノフ、フラインベルグ等の如き同盟の最高指導者を「人民の敵」として放逐し、一九三八年十一月の第七回總會にはコムソモール中央委員會の書記長コーサレフが「人民の敵の保護者」として放逐された。

次に社會主義建設におけるコムソモールの役割を述べよう。内亂終熄後コムソモールは黨を援けて經濟復興に活動し、第一次五ヶ年計畫時代に入つてからはその活動は一層顯著になつた。

一九二九年一月二十日、レーニンの五周年忌に彼の論文「如何に競争を組織すべきか？」が發表された。その直後、コムソモールは生産費の低下、生産物の質の向上の爲のソ聯邦全體の競争を起すことを提議した。この提議は

レーニングラード、モスクワ、ウラル、ドンバス、その他の都市で歓迎を受け社會主義競争といふ大衆運動に生長した。

コムソモールは農業集團化の際にも盛んに活躍した。コムソモール員は集團的に農村に派遣された。コムソモールの力によつて五千以上の新しいコルホーズが作られた。一九三〇年春には全農村コムソモール員の約半數は既にコルホーズ内にあつた。五十萬人以上のコムソモール員がコルホーズ農場で働いた。

更にまた大企業建設に於けるコムソモールの役割も看過出来ない。ポブリコフスク化學コンビナートの建設に於いては青年が六五%、ボール・ベアリング工場建設に於いては七〇%、ルガンストロイに於いては五五%が青年であつた。コムソモール中央委員會によ

つて二十万人以上のコムソモール員が各種の企業建設に派遣された。ウラル・クズバス・ストロイには六萬六千人のコムソモール員、スターリングラード・トラクター工場建設には七千人、ドンバスには三萬六千人、木材調達には二萬人、採金業には一万人、ダリプロムストロイには一千八百人のコムソモール員が動員された。またドニエプロ水力発電所建設者の七〇％はコムソモール員及び青年であつた(ドニエプロベトロフスタのコムソモール組織はその功によりレーニン章を授與された)。

極東の大都市コムソモリスがコムソモール員の手によつて建設されたことは周知の如くである。一九三一年一月二日、聯邦中央執行委員會はその功に對しコムソモールに労働赤旗章を授與した。

コムソモールはモスクワ地下鐵道建

設の指導者であつた。一萬人以上のモスクワ・コムソモール員が同建設に送られ、その功によりモスクワ・コムソモールはレーニン章を授與された。またドンバスのコムソモール組織は採炭の機械化及び新方法の發明によりレーニン章を授けられた。

更にスタハノフ運動とコムソモールとの關係も深い。スタハノフ運動に於ける功勞者として一萬一千のコムソモール員及び青年労働者がレーニン章を授けられ、三十五人が労働赤旗章を授けられた。

鐵道に於けるスタハノフ運動の提唱者はコムソモール員クリヴォノスであつた。織維工業ではコムソモール員エフドキヤ及びマリヤ・ウイノグラードワ、農業ではコムソモール員マリヤ・デムチエンコ、マリヤ・グナチエンコ、バシヤ・アングリナ、バシヤ・コヴァル

ダイ等がスタハノフ運動の提唱者であつた。

コルホーズ技術幹部の養成に於けるコムソモールの役割も大きい。コムソモールは農業機關と協力して農業技術幹部の養成を行つてゐる。百五十萬人以上の青年がコンバイン、トラクター、自動車の運転手となつた(彼等のうち十五萬人がコムソモール員)。コルホーズの指導部に於いてコムソモール員及び青年は三〇％を占めてゐる。

### コムソモールの現勢

かくて、コムソモールは一九三九年十月廿九日を以て創立滿廿一年を迎へたわけである。

一九三九年六月廿九日共青紙所載聯邦共青中央組織指導部長代理アレクセーエヴァの發表によれば、一九三八年中同盟に加入せる者の數は三、三四

五、三三二名、一九三九年第一四半期における加入者は八二七、一七四名であつて、従つて最近十五ヶ月間の加入者は四、一七二、四〇六名に達してゐる。而して右はコムソモール員總數の四六％に當ると言はれてゐるのであるから、逆算して總數は約九百七萬四百五十名となる。

又同資料によれば、同盟の基本組織の數は一九三八年中に六三、〇〇〇、一九三九年第一四半期中に、一一、〇四六の新設を見たと言はれてゐる。基本組織總數は發表されてゐないが一九三七年一月一日現在の總數は二〇七、〇〇九であるから、これに前記増設數を加へてみれば二一八、〇五五となるわけだ、これを年次別基本組織數と比較すれば、大體の趨勢を判斷出來よう。

一九三〇年四月 五、六五〇  
一九三二年十月 一六、四九六

一九二四年一月一日 二三、九二一  
一九二五年一月一日 三九、七九七  
一九二七年一月一日 六五、八〇六  
一九二九年一月一日 七一、七五二  
一九三一年一月一日 八六、五一八  
一九三三年一月一日 一五五、一八四  
一九三五年一月一日 二〇一、二七六  
一九三七年一月一日 二〇七、〇〇九  
一九三九年三月 二一八、〇五五

尙一九三八年度において加入せる者

の中三七・二％は女であるが民族共和國では女の加入率が低く、例へば一九三九年第一四半期におけるタチツク共和国のコムソモールでは加入者中の二二・一％、トルクメン共和国では二八％、チエチエノ・イングリシ自治共和国では二五・三％にすぎない。

最近同盟員の採用事務は全般に著しく進展を見てゐるが、スヴェルドロフスク州の重工業關係共青の基本組織一四八中の四四、輕工業關係の一四七中

の五八のように、コムソモール員の増加を見ない例もあることが附言されてゐる。

コルホーズの同盟組織は最近まで少數だつたが、三八年に一躍三二、六九三の新設を見てゐる。これは注目すべき現象である。

### コムソモール最近の動靜

#### (1) 共青中央委員會第八回總會

共青中央委員會第八回總會は一九三九年四月七日から十三日迄七日間に亘つて開催せられたが、總會は同盟中央委員會書記エヌ・ミハイロフ、白ロシヤ同盟中央委員會宣傳部書記イ・エフ・ロイキン、レニングラード州同盟委員會宣傳部書記イ・ブチューリンの報告に基いて審議をなし、第十八回黨大會の決定に關聯せる共青同盟諸機關の活

動」に關する廿五項より成る決議を採擇した。

この決議において特に注目すべき點は、(一)前同盟中央委員書記長コーサレフ一派を黨と同盟とを分離せんとして策動せる妨害者となし居る事、(二)第三次五ヶ年計畫實現のため諸機關並に同盟員の積極的動員を強調し、特に經濟及び軍事に關する課題の遂行、並に一般青年の思想的訓練の重要性を強調してゐること、(三)同盟の機構の改革、(四)同盟員の極東移民及び極東資源開發に對する積極的參加を要望してゐることなどである。

尙總會は同盟中央委員として左のものを選出した。

- イ・テー・グリシン
- エヌ・エヌ・カトコフ
- ア・エム・ベゴフ
- ア・ア・ポレターエフ

(ロ) 赤軍内共產青年同盟の新規約

一九三九年四月廿八日、全聯邦共產黨中央委員會及びソ聯邦共青中央委員會は黨第十八回大會の決定に基いて赤軍内共青組織の新規約を採擇した。同時に、黨中央委員會の確認し赤軍政治部長メフリスの署名した軍事會議、軍管區政治部長、軍政治部長、師團、旅團、軍事大學、軍事學校、コミッサール、及び政治課長、赤軍、共產黨及び共青組織全部に宛てた赤軍政治部の書翰を送附して、共青組織のためにこの新規約の研究に百方助力し、新規約を赤軍内共青の活動の基本たらしむることを要請した。

この新規約は赤軍政治部が作成し、黨中央委員會及び共青中央委員會の確認を経たものであつて全文十四章四十九節(別項参照)から成るものである

が、その特徴とする所は次の諸點にある。

- 一、軍内共青同盟の基本組織は部隊コミッサールによつて組織せられることとなり、その獨立性を殆ど失つてゐる。
- 二、歩騎砲各中隊には原級組織より小なる下部組織が設置せられる。
- 三、軍共青に對する政治部の權限強化
- 四、原級組織ビュロー書記となる條件の緩和。
- 五、同盟員の權限の伸長。

この規定によれば、部隊原級コムソール組織は、日常活動實行のために秘密投票により、任期一ヶ年のコムソール・ビュローを選出する事になつた。同盟員百名迄の組織にあつては五―七名のビュロー員を、百名以上の組織にあつては九―十名を選出する。十五名以下の組織にあつてはビュ

ローを作らず書記(單數)を選出する。

従來の規定と異つて、ビュロー書記として在同盟二ヶ年にして、黨員に非ざる部隊内同盟員からも選出することを得るやうになつた。

ビュロー書記は部隊軍事委員及び政治部長官の提案により、部隊(聯隊以上)コミッサールの承認を要する。ビュロー書記の選出、並に確認は部隊(聯隊以上)命令によつて布告される。

同盟員十五名以上の中隊組織にあつては、秘密投票により、三―五名の幹部會を選出する。十五名以下の組織にあつては、組織者を選出す。幹部會書記並に組織は部隊コミッサールの承認を要す。

一般政治、並に全同盟問題、戦闘並に政治訓練問題の審議、政治機關のコムソール活動の經驗普及のため、毎

年地方、師團及び旅團コムソール會議を召集す。一般政治及び全同盟問題の他に會議は戦闘及政治訓練の問題に關する司令官及びコミッサールの報告を聴取し審議する。

この規定は、黨並に政府の重要決定及び戦闘並に政治訓練問題審議のため、政治機關によつて召集されるコムソールの師團及び國境守備隊活動分子會議を規定してゐる。

この規定は勞農赤軍内一般制度に従つて、コムソール組織が戦闘及び政治訓練時間より解放されたその集會、會議、積極分子會議の召集を定めてゐる。

この規定の特別條項はコムソールの權利を定めてゐる。各同盟員はコムソール集會において、コムソール職員に對する批判、自己の活動及び行動に關する決定の提出せらるゝ場合に

は、之に参加を要求し、勞農赤軍政治部及びコムソール中央委員會に至る迄の一切の黨・コムソール機關に對し、あらゆる質疑と申告をなす權利を有する事になつた。

この規定では、同盟員の運命に關する問題の決定に對しては、最大の慎重と同志的配慮、非難理由の慎重なる審議を保證せねばならぬ事を定めてゐる。小過(集會缺席、同盟費不拂等々)に對しては、同盟としての教育及び働きかけの手段をとり、コムソール懲罰の最高手段たる除名の手段を適用せざる事になつてゐる。

師團の黨委員會による除名確認の決定のある迄は、同盟員章は當該同盟員が之を所持し、すべてのコムソール集會に出席する權利を有する。同盟員の個人的な問題審議に際しては當該同盟員の出席を義務としてゐる。被除名

の權利を定めてゐる。各同盟員はコムソール集會において、コムソール職員に對する批判、自己の活動及び行動に關する決定の提出せらるゝ場合に

同盟員の上訴は、その上訴提出の日より十五日以内に當該黨委員會によつて審議される事を要する。

全聯邦共産黨第十八回大會の決定に適應し、この規定は黨員若しくは、同候補に採用された同盟員にして、被選挙同盟ポストにおいて活動せざるものは、コムソモールより脱退することを規定してゐる。

赤軍内コムソモール組織は同盟地方組織の全生活及び活動に積極的に参加し、之と共に一般政治及び全同盟カムパニヤ及び文化大衆工作を行ひ、同様に同盟地方委員會及びオソアヴィアヒム組織の青年軍事教練を援助すべしと規定してゐる。

(ハ) タチツク共青第五回大會

タチツクの共青第五回大會は一九三九年五月十日から開催されたが、同盟の現勢は次の通りである。

「共青員数は過去一年間に倍加し、基本組織の数は一、二〇〇新設せられたが、この中一、〇一五はホルホーズに設けられた。共青から黨に採用されたものは一、三〇〇人に達してゐる。ホルホーズの共青組織は増加しつつあるが、尙一、六〇〇のホルホーズには共青組織がなく、又婦人共青員は一〇、〇〇〇人である。

(ニ) ビオネールの十五年周年記念

ソ聯幼少年共産主義團體であるビオネールは一九三九年五月二十三日その創立十五周年を記念したが、同日ブラウダ紙はソ聯共産少年團の發展を宣傳すると共に「過去十五周年にビオネール團は大衆的少年組織となり、團員も

一千三百萬人以上を算するに至り、彼等に對し、ポリシエヴィキ黨、社會主義祖國への愛と忠誠とを鼓吹するのに極めて大なる貢獻をなした」と報じてゐる。

(ホ) ウクライナ共青二十年周年記念

一九三九年六月廿六日はウクライナ共青創立二十周年に當り、コムソモリスカヤ・ブラウダ紙はこの日聯邦共青中委、共青モスクワ市及州委員會、ウクライナ共産黨中委の檄文を掲載し、「ウクライナ共青の二十年なる社説を載せ、黨と協力して第十八回大會第八回共青中委總會の決議の遂行に努め、國家及び經濟に積極的に参加し、共青積極分子の理論水準を高める必要がある旨述べてゐる。

第五章 コミンテルン

はしがき

一九三九年三月四日共産インターナショナルはその創立二十四周年を迎へた。レーニンはコミンテルンの創立直後に書いた有名な論文にから書いた。

「第一インターナショナル（一八六四—七二年）は、資本に對する革命的攻撃の準備を目的とする國際労働者組織の基石を置いた。第二インターナショナル（一八八九—一九一四年）は、擴張的なプロレタリア運動の國際的組織であつた。……第三インターナショナルは、一九一九年三月モスクワにおけ

る第一次大會に於て成立した。第三インターナショナルの特色は、マルクスの遺言を遂行し、實行に移し、社會主義と労働運動の永遠の理想を實現することにあり」と。

同じ意味の言葉はコミンテルン創立大會の宣言の中にもあり、第六回大會で採用されたコミンテルン綱領の中にも繰返されて、コミンテルンが飽くまで社會主義實現のための革命的行動のインターナショナルであることを闡明してゐる。

二十年前コミンテルンは世界大戰によるヨーロッパの荒廢と革命的危機との眞唯中に成立した。今日第二世界大

とを攻撃してゐるが、同時にイギリスやフランスの支配階級がかくまでして戦争を回避するのは、たゞ戦争による人的および物的損失よりも、戦争の社会的結果の重大さを恐れるからであるとなした。

今や、歐洲戦争は第二次世界戦争に發展せんとしてゐる。戦火は文字通り洋の東西を問はず、地球をかけ廻つてゐる。現在ソ聯邦は平和政策を固持してゐるが、今次の世界大戦こそコミンテルンが狙つてゐる世界革命の機会とも云はれる。

### コミンテルン略史

一九一四年世界大戦が勃發するや、ドイツ社会民主黨を初めとして、第二インターナショナル所屬の大多數の黨は祖國擁護のために戦争に参加した。レーニンは既にこの年第二インターナ

ショナルの死滅と第三インターナショナル設立の必要を聲明し、戦争中も各國の左翼派の糾合に努力した(キンタール會議やチンメルワルド會議)。しかし當時は機未だ到らず、コミンテルンは世界大戦の後の革命的動亂の中に――直接にはロシア革命の結果として、成立したのである。

「世界資本主義全體の巨大な震撼、階級闘争の尖鋭化およびプロレタリア革命の直接的影響は、ヨーロッパにおいても、植民地および半植民地においても、一聯の革命および革命的行動を喚起した。即ち一九一八年一月には――フィンランドにおける労働者革命、一九一八年には――××における「×騒動」、一九一八年十一月には――半封建的君主制を顛覆したオーストリア及びドイツにおけるプロレタリア革命、××における暴動、一九一九年四

月には――バイエルンにおけるソヴェト権力樹立」(コミンテルン綱領)。

第一回大會 かくる情勢のうちに、ソヴェト聯邦以外にも若干の國々に既に共産黨が存在し、共産主義者グループが存在したので、一九一九年三月コミンテルン第一回(創立)大會には三十ヶ國の代表五十二名の参加を見た。

大會は七十二年前の共産黨宣言を想起しつゝ、共産主義者の任務が「労働者階級の革命的経験を綜合し、日和見主義と愛國社会主義との腐敗的混合を清掃し、世界プロレタリアートのすべての眞に革命的な黨の力を集結し、それによつて全世界における共産主義革命の勝利を容易ならしめ且つ促進することにあることを宣言し、プロレタリアートによる××の奪取はブルジョアジエの××の破壊であり、社会主義は所謂ブルジョア民主主義、議會主義によ

つて實現されるのではなくて、プロレタリアートの獨裁によつて實現されるといふことを原則的に規定した(共産インターナショナルの方針、ブルジョア民主主義およびプロレタリア獨裁に關するテーゼ)。

この時代の革命的情勢は、まだ所謂日和見主義者、議會主義者によつて指導された西ヨーロッパの若干の大きな黨をして、黨内の労働者の壓迫の下にコミンテルンへ加入の意志を表明せしめた(ドイツ獨立社会黨、フランスおよびイタリア社会黨等)。それで一九二〇年七月八月に開かれたコミンテルン第二回大會(それには四十一ヶ國の六十名の共産主義組織の代表二百十八名が出席した)は、二十一ヶ條の加入條件を決議し、所謂日和見主義者に門戸を閉鎖した。加入條件に關するテーゼは、コミンテルンに加入しようと欲す

る一切の改良主義および所謂「中央派」の政策と完全に袂別すべきこと、またブルジョア合法性に信頼することができない今日の情勢の下においては、決定的な瞬間のための準備として到るところにおいて合法組織と並んで非合法組織を作る必要があること、軍隊の中における宣傳が共産主義者にとつて義務的であることを力説した。

第二回大會 は更に、コミンテルンの規約を定めコミンテルンの根本任務に關するテーゼ、共産黨と議會主義に關するテーゼ、民族および植民地問題に關するテーゼ、農業問題に關するテーゼ等を採用し、コミンテルンは組織においても政策においても著しく整備されて來た。

革命的昂揚期は終つた。一九二〇年一月トルコの民族革命は成功したが、同年十一月イタリアにおける労働者の

工場占領、一九二一年三月ドイツにおけるプロレタリア前衛の暴動はいづれも鎮壓された。一九二一年春の世界恐慌と共に資本は攻勢に轉じ、労働者階級は自己の地位の防衛のために闘争しなればならなかつた。ソ聯邦においては内亂と干渉戦争とが漸く平定されたが、農民の不満に對する妥協のため新經濟政策が實施された。

第三回大會 かくる情勢のうちに一九二一年六月七月に開かれたコミンテルン第三回大會(五十二ヶ國の百六の共産主義團體の代表六百五名出席)は、「大衆へ」といふスローガンを採用し、労働者階級の多數を獲得すべき戦術を決議した。労働者階級の多數に對する壓倒的影響の獲得、彼等の決定的な部分を闘争に引入れることが、現在共産黨に關する最も重要な任務である(戦術に關するテーゼ)。直接

的武装蜂起の時代は去つて、大衆の間における辛抱強い宣傳煽動とその組織の時代が始まつた。

**第四回大會** 一九二二年十月フアシストはローマに進軍し、フアシスト・イタリアの時代が始まつた。その直後即ち一九二二年十一月十二月コミンテルン第四回大會が開かれた(五十八ヶ國の六十六の共産主義組織の代表者四百八名出席)が、大會は第三回大會の「大衆へ」のスローガンを更に一層具體化して、資本の攻撃と反動的傾向に對する闘争のために、プロレタリアートの統一戦線の建設を決議した。

「統一戦線の戦術は、廣汎な労働者大衆の最も必要な生活上の利益のための彼等の日常闘争の中へ、共産主義的前衛が入つて行くことを意味する。この闘争において共産主義者は、社会民主主義者およびアムステルダム派の裏切

者の指導者と商議する準備さへもしてゐる。……

「統一戦線の戦術において最も重要なことは労働者大衆の煽動および組織的結成である。統一戦線の重要な成果は「下」から、労働者大衆自身の底から成長する。然しその場合共産主義者は、或る事情の下においてはまた敵對的労働者黨の頭部と商議することを辭さない。けれどもこの商議の進行について大衆は絶えず且つ完全に知らされてゐなければならぬ。共産黨の煽動の獨自性は頭部との商議においてまた決して制限されてはならぬ」(「戦術に關するテーゼ」)。

統一戦線の戦術は、或る場合には右翼および中間派の労働者黨の指導者とも商議しつゝ、これらの黨の大衆の中に喰ひ下り、共産黨独自の煽動を行ひ大衆を共産黨に戦ひ取らうとするもの

であつた。この戦術は既に第四回大會に先立つて、一九二二年三月四月のコ

ミンテルン執行委員會第一、二回擴大總會において決定され、同年四月にはベルリンにおいて三つのインターナショナルの會議が開かれたのであつたがそれは何等の成果を見ず、協同戦線のカンパニヤに終つた。この戦術は日和見主義者の暴露、大衆の獲得といふ點に重點が置かれてゐたが故に、右翼、中間派の指導者に共産主義攻撃の口實を答へた。一般情勢の變化もあるが、この點において後の類似の戦術——人民戦線の戦術は一層巧妙であるといふことができる。

第四回大會はレーニンが指導した最後の大會であつた。

一九二三年には資本主義の危機が成熟したが、ドイツ共産黨はプロレタリアートの闘争を指導することができ

ず、同年十月労働者の騒擾は鎮壓されこれと同時にブルガリアにおける労働者および農民の暴動もまた鎮壓された。ドイツ賠償問題の危機は一九二四年春ドーズ案の採用によつて緩和され、資本主義の相對的安定の時代が始まつた。改良主義者は資本主義の新しい繁榮を認め、社会主義への平和的推移」を準備する「組織化された資本主義」に關する理論を展開した。かゝる情勢はコミンテルンの隊伍にも自ら反映せざるを得なかつた。

**第五回大會** 一九二四年六月七月に開かれたコミンテルン第五回大會(四十九ヶ國の百六十四の共産主義組織の代表者五百十名出席)は、資本主義の相對的安定が階級對立の尖鋭化を排除するものでないこと、大衆の民主主義的・平和主義的幻影に對する闘争が必要であることを説き、當面の任務とし

て黨の大衆化とボリシエヴィキ化が必要であることを決議した。大會は「工場細胞を基礎とする黨の再組織に關する決議」を採用した。

第五回大會に續く時代は植民地および半植民地における解放運動の勃興によつて特徴づけられる。一九二五年五・三〇事件と共に支那の民族革命運動は新しい段階に入り、一九二六年七月蔣介石は北伐を開始した。印度には不斷に深刻な動亂があり、一九二六年十一月にはインドネシア(ジャバ)に共産黨暴動が勃發し、一九二五年四月にはモロッコにリフ・カプールの暴動があり、同年八月にはシリアに暴動が起つた。しかし資本主義國においても決して平穩でなく、一九三六年五月にはイギリスの總同盟罷業が世界を震撼し一九二七年七月にはウィーンに暴動が勃發した。資本主義の相對的安定は終

り、新しい世界恐慌が始まつた。

**第六回大會** 一九二八年七月八月に開かれたコミンテルン第六回大會(五十七ヶ國の六十五の共産主義組織の代表五百三十二名出席)は、スターリンの直接的指導の下に、相對的安定の急速な終了と革命の波の新しい昂揚を指示する決議を採用した。資本主義の一般的危機は「第三期」に入つてゐることが確認された。

「一九二一年が頂點であつた第一期、資本主義制度の最も尖鋭な危機、プロレタリアートの直接の革命的行動の時期は、一方では一切の干渉と國內における革命とに對するソヴェート聯邦の勝利を以て、プロレタリア獨裁の確立と共産インターナショナルの組織とを以て、他方では西ヨーロッパ・プロレタリアートの一聯の敗北とブルジョアジーの一般的攻勢の開始とを以て終つ

た。一九二三年におけるドイツ・プロレタリアートの敗北はこの時期の終末を成してゐる。

「この敗北は第二期即ち資本主義体制の徐々に形成された部分的安定、資本主義経済の『復興』、資本の攻勢の發展と擴大および重大な敗北によつて弱まつたプロレタリア軍の廣汎な防禦闘争の時期の出發點を成してゐる。他方ではこの時期は、同時にまたソヴェート聯邦における急速な復興の時期、社会主義建設の著しい成功並びにプロレタリアートの廣汎な大衆に對する共産黨の政治的影響の増大の時期である。」

「最後に第三期、この時期には資本主義経済および殆ど同時にまたソヴェート聯邦の経済が戦前の水準を凌駕する(ソヴェートにおける所謂『改造期』の開始、新しい技術の基礎の上における社会主義的経済形態の成長)。資本主

義世界にとつてはこれは技術の急速な發展、カルテル、トラストおよび國家資本主義的傾向の高められた發展の時期である。同時にそれは、資本主義の一般的危機の一切のこれまでの経過(狹隘化された市場、ソヴェート聯邦

の發展、植民地運動、帝國主義の内的矛盾の増大)によつて豫定された諸形態のうちに進出しつゝあるところの、世界経済の矛盾の最も強烈な發展の時期である。生産力の生長と市場の狹隘化との間の矛盾が特に尖鋭化したこの第三期は、帝國主義國家間の戦争、ソヴェート聯邦に對する戦争、帝國主義に對する民族解放戦争、帝國主義の干渉、巨人的な階級闘争の新しい段階に不可避免的に導くのである(『國際形勢と共産インターナショナルの任務』)。

第六回大會は「帝國主義戦争に對する闘争と共産主義者の任務」に關する

テーゼ(植民地および半植民地における革命運動に關するテーゼ)、コミンテルンの新規約、コミンテルンの綱領を採用し、トロツキー、マスロフ、フィッシャーその他の被除名者の控訴を却下した。

一九二九年秋アメリカ合衆國における金融恐慌の勃發と共に新しい經濟恐慌が始まり、忽ち全世界に波及した。一九三二年には資本主義國全體に三千万人の失業者があり、數千の企業が休止してゐた。他方ソ聯邦における第一次五ヶ年計畫の成功は資本主義國のプロレタリアートを鼓舞し、彼等を闘争にかり立てた。一九三三年にはドイツにナチス權力が成立し、ドイツ共産黨次いで社会民主黨は禁壓されたが、他の國々の労働者はファシズムの擡頭に對して左右相提携して武力抗争を試み始めた。かくて一九三四年二月にはオ

イストリーのウイーンその他の地方において共産主義者が社会民主主義者と共にファシズムの攻撃を撃退するためにはバリケードを築き、同年十月にはスペインのアスツリアの労働者が暴起しフランス共産黨は一九三四年の闘争の先頭に立つた。

第七回大會 かくて一九三五年七月八月満七年ぶりに開かれたコミンテルン第七回大會(五十七ヶ國の六十五の共産主義組織の代表五百十名出席)はファシズムに反對し、戦争に反對するために國內的および國際的統一戦線および人民戦線を徹底的に展開すべきことを決議して、これがためには、社会民主黨は勿論、苟しくもファシズムと戦争に反對する限り小ブルジョアジーおよび農民を代表する黨とも統一戦線を形成するといふ方針を決定した。この決議が如何に實現されたかにつ

いては、章を改めて述べることにし、この章の結びとして、コミンテルンの勢力の侮るべからざることを示すために、我々は三九年三月四日コミンテルン二十周年記念日における「ブラウダ」紙の社説の要點を左に紹介しよう。

「一九一九年三月四日モスクワに世界労働運動の革命的本部として、又世界の革命的プロレタリアートの前衛隊として、第三インターナショナルが創設された。而してこの搖籃にはレーニンが居り、又レーニン、スターリンの黨がこの創始者であつた。この二十年間にコミンテルンは偉大な勢力となり、全世界の共産黨をポリシエヴィキ化することに成功、一九三五年の第七回コミンテルン大會までに早くも七十六の共産黨と三百十四萬一千人の黨員と共青員四百萬人を擁してゐた。第七回大

會後その發展は一層顯著となつた。例へばスペイン、支那における共産黨の闘争は、コミンテルンの支部として如何に政治的成熟を遂げてゐるかを明瞭に表はしてゐる。即ちコミンテルンの勢力はホセ・ディアス、ドロレス・イバルリ(ラ・パツシヨナリア)女史並に毛澤東、朱徳が指導者となつてゐる、マドリッドの守備、第八路軍の獻身的闘争にこれを見出し得るのである。第二の帝國主義戦争は既に勃發してをり、五億の人口をその渦中に引込んでゐるのだ。かゝる情勢に於てファシズムに對し勝利を得る唯一の途は唯單一プロレタリア人民戦線を強力な武器として利用することにあるのみだ。コミンテルンの現勢は次の通りである。

一、フランス共産黨は卅萬を越ゆる黨員と一萬三千の支持團體を有する。

一、米國共産黨は十萬の黨員を有する  
 一、英國共産黨は右翼反動派の讓歩外  
 交と闘争してゐる。  
 一、ドイツ共産黨は將來ファシスト體  
 制の暴掘人とならう。  
 一、イタリヤ、ポーランド其他のファ  
 ツシヨ國の黨員は地下深く潜行して  
 勇敢に大衆の動員に努力してゐる。

人民戦線戦術まで

前述の如く、ファシズムに對する闘  
 争のために人民戦線の戦術を決定した  
 第七回世界大會は、コミンテルン運動  
 史上劃期的なものであつて、コミンテ  
 ルンの世界赤化工作はこの大會を境に  
 して前後二期に區分して見ることで  
 きる。

更に注意すべきことは、コミンテル  
 ンは第二インターナショナルの如く、  
 單に先進資本主義國の労働者を包括す

るのみでなく、更に後進國の農民層お  
 よび特に植民地および半植民地の民衆  
 をも包括してゐることである。この傾  
 向は年と共に益々顯著になつた。

コミンテルンが後進國や植民地およ  
 び半植民地の民衆を包括し、その赤化  
 工作の對象となし得たことは、二、三  
 の歴史的事情によるものであつた。第  
 一に、世界大戰はヨーロッパの大帝國  
 主義國のみならず、後進國をも含めて  
 三十數ヶ國を戦亂に巻きこみ、フラン  
 スやイギリスの植民地部隊さへをもヨ  
 ロッパの戦場に動員した。第二に、  
 大戦中植民地および半植民地に新しい  
 産業が發展し、産業プロレタリアート  
 が生れた(印度、支那)。この二つの事  
 情は後進國や植民地の民衆の自覺を促  
 し、戦後期せずして農業革命、民族革  
 命の機運を作り出した。ウイルソンの  
 提唱した民族自決主義はこの機運を更

に促進した。第三に、一九二〇年ソ聯  
 邦における内亂の終結とカフカズ、中  
 央アジアその他における民族共和國の  
 出現、レーニン・スターリンの民族政  
 策の一應の成功は、植民地および半植  
 民地の民衆に影響を與へずにはおかな  
 かつた。

かゝる折から西ヨーロッパにおける  
 一聯の共産主義革命は敗北に終つたの  
 で、コミンテルンは帝國主義國の基礎  
 を掘り崩す目的からも、一層強く植民  
 地および半植民地に働きかけることゝ  
 なつた。

既にコミンテルン第二回大會で採用  
 された「民族および植民地問題に關す  
 る補足テーゼ」にはかう書かれてゐる。  
 「ヨーロッパの資本主義はその力を主  
 としてヨーロッパの工業國からよりも  
 寧ろその植民地領有から汲み取る。そ  
 れはその存在のために廣大な植民市場

および搾取の可能性の廣汎な分野を必  
 要とする。帝國主義の城砦たるイギリ  
 スは、すでに百年間過剰生産に悩んで  
 ゐる。その商品の販賣のために必要で  
 あると同時に原料資源を成してゐる廣  
 大な植民地領有がなかつたら、イギリ  
 スの資本主義的秩序はすでにすつと以  
 前に、それ自身の重荷の下に瓦礫して  
 るたであらう。イギリス帝國主義はア  
 ジアおよびアメリカの數億の住民を奴  
 隸とすることによつて、同時にイギリ  
 スのプロレタリアートをブルジョアジ  
 ーの支配下に維持してゐるのである。  
 「植民地において獲得される純利潤は  
 現代資本主義の資金の主要源泉の一つ  
 である。たゞこの源泉が決定的に閉塞  
 される時にのみ、ヨーロッパの労働階  
 級に資本主義的秩序の顛覆が達成され  
 る。……」

第五章 コミンテルン

「植民地の斷絶と本國におけるプロレ  
 タリア革命はヨーロッパにおける資本  
 主義的秩序を顛覆するであらう。従つ  
 て共産インターナショナルは、現在政  
 治的および經濟的に抑壓された國々に  
 おいて帝國主義の顛覆に参加する勢力  
 と密接に結合されなければならぬ。世  
 界革命の完全な成功のためには、この  
 兩勢力の協力が必要である。」

植民地および半植民地には、日々益  
 々分離しようとする二つの運動が確認  
 される。その一つは「資本主義的秩序  
 の留保の下に政治的獨立の綱領を追求  
 するブルジョア民主主義的民族運動」  
 であり、他の一つは「あらゆる搾取か  
 らの解放を求め無産農民の闘争」で  
 ある。最も重要にして最も必要な任務  
 は農民および労働者の非共産主義的組  
 織を設立し、これを革命とソヴェート  
 共和國の樹立に導くことである。かく

の如くにして後進國における人民大衆

は、意識的プロレタリアートの指導の  
 下に、資本主義的發展によらず、共産  
 主義に参加せしめられるであらう。  
 かくの如き立場からコミンテルンは  
 後進國における民族運動に着目し、な  
 ほ詳細な運動方針を決議してゐるので  
 ある。

(イ) 主要資本主義國に  
おける革命工作

この時期におけるコミンテルンの主  
 要資本主義國における運動を概観しよ  
 う。

イギリス 世界資本主義の城砦たる  
 イギリスの赤化のために、コミンテル  
 ンは創立以來非常に努力して來たが、  
 この國における長い民主主義的傳統の  
 故に、大した成功を見なかつた。イギリ  
 ス共産黨は一九二〇年八月イギリス社  
 會黨を中心に數個の左翼労働者グルー  
 プによつて形成され、一九二二年一月



更に二、三のグループを加へて、約五千人の黨員を數へるに至つたが、その後、更に久しく黨員數千人で、一九二八年第六回世界大會では九千人と報告された。イギリスに存在するプロレタリアートの大衆黨労働黨の一構成分子として加入し、大衆を獲得すべきことを、一九二〇年第二回世界大會においてレーニンに勸説されて以來、イギリス共産黨は絶えずその方針を繼續して來たが、それは労働黨幹部の反對のために未だに實現を見ない状態である。議會への共産黨の進出はいふに足らず、一、二名の代議士を出したり出さなかつたりの程度である。しかし労働組合における少数派運動、失業者運動などは完全に共産黨の指導下にあつて活潑な動きを見せ、一九三〇年から日刊機關紙「デーリー・ワーカー」を發刊し、その他黨の傍系機關たる勞

働調査所、ソヴェートの友の會、モール支部、雑誌「レーバー・マンズリ」等を通じて公然宣傳運動を行つてゐる。

イギリスにおけるコミンテルンの赤化工作は屢々英ソ兩國間の外交紛争の種となつた。即ち一九二四年秋にはジョヴィエフ書翰事件なるものが起り、イギリス外務省はコミンテルン執行委員長のイギリス共産黨宛の書翰についてソ聯邦に嚴重な抗議をなし、一九二七年五月にはロンドンにおけるソ聯通商代表部アルコスが赤化宣傳の本據なることを探知したイギリス政府は警官隊をしてこれを搜索せしめて證據材料を押収し、それを機會にしてポールドウイン内閣は英ソ斷交を決定した。一九二四年英ソの國交は再開されたが、一九三〇年一月共産黨機關紙「デーリー・ワーカー」創刊號に掲載されたコミ

ンテルンの祝辭その他も、英ソ條約に反するものとして外交問題となつた。フランス フランス共産黨は一九二〇年三月フランス社會黨の多數派によつて形成され、最初から相當大衆的な黨であつた。従つて黨は組織においても政策においても議會主義の傳統を持つてゐたが、コミンテルンはこれを克服することに大なる努力をなし、一九二四年第五回世界大會以後工場細胞を基礎とする黨の改組、右翼派の除名等によつて黨をボリシェヴィキ化することに成功した。

黨はその支持團體として統一労働同盟(CGTU)を持つてゐたが、これも執拗なる活動の結果、一九三五年九月CGTと合併せしめることができた。コミンテルンの合法的活動と非合法的活動との結合主義はフランスにおいてまた暴露されて、屢々佛ソ間の外

交問題となつた。就中一九二五年三月在佛ソ聯大使館一等書記官にしてコミンテルンの對佛派遣員たるヴォーリンが中國共産黨バリー部の主催にかゝる孫文の追悼會にクライン駐佛ソ聯大使代理として列席し、フランスの植民政策を攻撃し、佛領植民地を赤化するためには支ソ兩國提携すべきであると演説したことから、フランス政府の抗議となり、遂にソ聯政府がヴォーリンを召還するの止むなきに至つた事件、一九三〇年駐佛ソ聯大使セドフスキが政治犯人として召還されることを恐れて、反對に、ソ聯大使館會計係から機密費二萬弗を受取つて駐佛コミンテルン宣傳者に交附した事實を暴露した事件は有名である。

あつたコミンテルン對歐宣傳機關はフランスへ移され、こゝはコミンテルンの對獨・對歐工作の根據地となつた。ドイツ ドイツ共産黨は一九一八年十一月社會民主黨内の極左翼スバルタクス團を母體にして成立した。黨はその成立後間もなく、一九一九年一月その指導者カール・リーブクネヒトとロイーザ・ルクセンブルグとを失つたけれども、數次の革命的闘争を経て、すこぶる有力であり、一九二八年コミンテルン第六回大會當時黨員十二萬四千七百二十九人と稱せられた。一九二九年の恐慌と共に、ドイツでは中間派の勢力が衰へて、左右兩翼が急速に擡頭したが、共産黨は一九三〇年九月の總選舉で八九、一九三二年十一月の總選舉では一〇〇、ナチス政権下に行はれた一九三三年三月の總選舉においてさへなほ八一の議席を獲得した。しかしそ

れを最後にして、共産黨はナチス政府に弾壓され、その財産は沒收され、主要なる指導者は投獄され、黨としての活動は僅かにバリーの亡命者間に見られるやうな現状である。コミンテルンは會て對歐赤化工作の中心をベルリンに置き(西歐ビュロー)、キム第一回大會(一九一九年一月)、國際反ファシズム協會第一回大會(一九二九年)もベルリンで開かれるなど、ドイツにおける活動は頗る盛んであつて、ドイツ共産黨の勢力と相俟つて、この次のプロレタリア革命はドイツだらうと思はしめたほどであつたが、一切が今や過去の物語となつて了つた。

北米合衆國 アメリカ共産黨は一九二一年七月成立、一九三〇年黨員約一萬、機關紙「デーリー・ワーカー」を持つてゐる。この國は從來労働者階級

の生活程度が比較的高く、昔から社会主義運動や共産主義運動の発展しない国といはれて来たが、近年における恐慌の深刻化、失業者の激増等のために労働者の左傾が漸く顯著となるに至つた。アメリカ共産黨員数は、一九三五年第七回コミンテルン大會當時三萬人、三九年三月ソ聯邦共産黨第十八回大會におけるマヌイリスキーの報告によれば、九萬人である。

北米合衆国におけるコミンテルンのエージェントの活動もまた屢々政治、外交問題となつてゐる。例へば、一九三〇年五月ニューヨーク市警察部長ホエーレンがコミンテルン幹部員フョードロフからニューヨークのソ聯通商部員へ宛てた赤化工作に關する書翰を發表するや、アメリカの下院は「フイツンヤイ委員会」を組織して、国内における共産主義運動の實情を調査すること

となり、また第七回コミンテルン大會における演説を中心にして米ソ間に抗議辯明の外交折衝が行はれた。

なほアメリカが各國からの移民入植國である關係上、この移民共産主義者を介して彼等の祖國に對するコミンテルンの宣傳が行はれることもまた注目する必要とするであらう。特に共産主義運動が非合法的である國に對して。

日本 日本共産黨はコミンテルンの指導の下に一九二二年七月少數の共産主義者によつて結成されたが、翌一九二三年六月の檢擧によつて一時閉息し、残留黨員は駐日コミンテルン代表、在上海極東部長の指導によつて、一九二六年十二月、黨を再建した。一九二七年七月コミンテルン執行委員會幹部會は日本代表参加の下に從來の黨の傾向を批判し、(一)帝國主義戦争の危險防止(二)支那革命不干渉、(三)ソ聯邦擁護

(四)植民地の完全な獨立、(五)議會の解散、(六)××制の廢止、(七)十八歳以上の男女の普通選舉權、(八)結社團結言論出版の自由、(九)八時間労働制

(一〇)失業保險、(一一)反労働者法の廢止、(一二)××、地主、國家および社寺の土地沒收、(一三)累進所得税の樹立等十三ヶ條の政治的スローガンを決議した。一九二八年一月頃から黨は工場細胞を基礎にして再組織を行ひ、二月の第一次普通選舉には労働黨候補として數名の候補者を立て、参加し、この機會を利用して右の十三ヶ條のスローガンを全國に宣傳した。黨は中央秘密機關紙「赤旗」、合法機關紙「無産者新聞」、合法雜誌「マルクス主義」を發行し、日本労働組合評議會、労働黨無産青年同盟、學生社会科學聯盟等にフラクションを形成した。一九二八年三月十五日、日本共産黨の第一次檢擧

が行はれ、約七百名が拘引されたが、黨再建の企圖は絶えず、年々多數の檢擧者を見、この十年間における檢擧者數は五萬人に達してゐる。

コミンテルンの日本共産黨に對する指導は、前記の如く、駐日コミンテルン代表又は在上海コミンテルン極東部等を通じて行はれた外、共産黨代表は屢々非合法的に入譯し、又數十名がモスクワの東方民族大學に學び、その卒業者はコミンテルンの指令を帯びて歸國し、黨の再建に狂奔した。

コミンテルンは日本の軍隊に對しても宣傳を怠らず、日本共産黨員をして宣傳を行はしめる外に、ハバロフスク革命委員會が對日軍隊宣傳員として日本語に巧みな支那人を入滿させた事實もある。その他北洋漁場、北樺大利權會社作業場における日本労働者に對する赤化宣傳、ウラヂウオストク入港の

日本船員に對する宣傳等も相當活潑である。

海外からの宣傳印刷物の郵送は、主としてアメリカ共産黨の手を通じて行はれ、同黨日本人部の機關紙を擬裝して個人又は労働團體に送り來つたもの一九三五年一月から一九三六年八月までに約七百回に達してゐるといふ。

打續く共産黨檢擧、人民戦線派檢擧等によつて、日本の左翼運動は近來壞滅状態にあるが、大衆の間における左翼思想の浸潤は意想外に深きものあり時局の困難、コミンテルンの執拗なる策動と共に、決して偷安を許さないものである。

以上五つの主要資本主義國の外に、二、三流の文明國又は農業國等においてもコミンテルンの活動は相當活潑であつて、舊チエコ・スロヴァキヤ、スペイン、ポーランド、ブルガリヤ等注

目に値するが、こゝには割愛し、その一部は次章において記述しよう。

(ロ) 支那及び印度に於るコミンテルン工作

この期間におけるコミンテルンの植民地および半植民地における赤化工作として、支那および印度における活動を略述しよう。

中華民國の成立について一九一二年一月ロシア社会民主黨ブラーグ會議の名によつて支那の革命的共和主義者に激勵文を送り、また孫逸仙の三民主義におけるナロードニキ主義的色彩を批判しつゝも、その「戰闘的な真正民主主義」、「共和國を要求する純然たる民主主義」、大衆の状態、大衆的闘争に關する問題の正しき理解、勤勞者大衆および被搾取大衆への同情、彼等の公明と力に對する信頼、「支那における民主主義とナロードニキ主義」を推稱し

たレーニンは、その死に至るまで、東洋の被壓迫民族の解放闘争の同情者であつた。

一九二〇年レーニンはコミンテルン第二次大会における報告演説の中でかう述べた。

「帝國主義の特徴は、我々の見るところによれば、今や全世界が大多数の被抑壓民族と莫大な富國および有力な軍隊を有する少数の抑壓民族とに兩分されてゐることにある。十億餘、精密にいへば十二億五千萬を數ふる大多數、若し全世界の人々を十七億五千萬と見るならば、凡そその七〇%が被抑壓民族に屬してゐるのである。」と。

一九二一年コミンテルン第三次大会で採用された「ロシア共産黨の戦術に關する報告テーゼ」の中にレーニンはかう書いた。

植民地および半植民地の勞働者大衆は既に二十世紀の初めから、特にロシアトルコ、ベルシヤ及び支那における革命によつて、政治生活に引き入れられた。一九一四—一九一八年の帝國主義戦争およびロシアにおけるソヴェート權力の存在は終局的にこれらの大衆を世界政治と帝國主義の革命的破壊との積極的要素たらしめた」と。

一九二三年レーニンはその政治的遺言たる論文「善きことは少くとも而も善し」の中にかう書いた。

「闘争の歩みは決定的にロシア、印度支那等が巨大な數の人口を擁すること特にこれらの多數住民が近年急激に解放闘争に誘引されつゝあることに依存する。さればこの意味において世界的闘争の最後の解決が何であるかは一瞥の疑ひもあり得ない。この意味において社會主義の窮極の勝利は完全且つ無

條件に確保されてゐるのである」と。

説明は駄目であらう。闘争に起ち上つた十二億五千萬の被抑壓民族は所謂「勝利せる社會主義國」(ソ聯邦)の援助によつて、帝國主義を打倒し、資本主義を通過しないで社會主義に到達することができるといふレーニン・スターリンの民族革命論が、こゝには一貫して述べられてゐるのである。コミンテルンの對支那、印度工作もまた全くこの精神に貫かれてゐる。

支那 支那に對するコミンテルンの工作のことは、特に、日支事變以來、よく知られるに至つた。それ故にこゝには最も著名な事實を簡條書にするに止めよう。

(一)一九二〇年九月中國共産黨の成立は初代極東部長ヴオイチンスキーの指導によるものであつた。次いでジョンソン、ゼームス、ヤンソン、オゾー

ル、ミフ、ヌーラン、ディクロス等が極東部派遣員として中國共産黨および極東一般の共産主義運動を指導した。

(二)モスクワの中山大學、東方民族大學等には絶えず數百人の支那人學生が在學して共産主義教育を受けた。(三)コミンテルンは第一次國共合作の斡旋者であつた。それは一九二一年十一月マリーンの桂林における孫文訪問から始まつて、翌一九二二年八月の中國共産黨中央委員會總會の共産黨員の國民黨加入決議、一九二三年一月の孫文、ヨッフエ・共同宣言、同年六月中國共産黨第三次全國大會での國民黨加入案可決、同年八月參謀長蔣介石のモスクワ派遣、十二月の最高顧問ボロディンの着任等を経て、一九二四年一月國民黨一大大會での國共合作決議によつて實を結んだ。第一次國共合作の最大の成果は北伐の成功、一九二七年全支二

百八十萬に及んだ總工會の組織、同じく九千八百萬人に及んだ農民協會の組織であつた。(四)コミンテルン極東部が上海ソ聯領事館内にあつたことは公然の事實であるが、一九二七年四月張作霖の勢力下の北京ソ聯大使館は北支赤化工作の本部と睨まれて、安國軍の檢索するところとなり、こゝで捕へられた共産黨員李大釗、路友干等は銃殺された。次いで蔣介石の共産黨に對するクーデターが行はれ、同年十二月には廣東コンミンチン暴動が起り、それにはソ聯領事が最高指導者として参加してゐる。これを契機にして國民政府はソ支斷交を通告した。(五)一九二七年六月初めコミンテルンは當時武漢にあつたロイに共産軍の組織を命ずる密電を送り、七月下旬には葉挺、賀龍、朱德の軍隊によつて南昌暴動が起され、翌一九二八年には朱德、毛澤東の紅軍

第四軍が出現した。爾來續々と共産軍は組織され、極盛期にはその勢力三十萬乃至五十萬と稱せられた。(六)中國ソヴェートの設立は早くミフによつて提唱され、國共分裂の後にはスターリンもこれに賛成し、一九二七年十一月中國共産黨中央擴大會議においてソヴェート建設が可決された。一九三二年十一月瑞金において第一回中國ソヴェート大會開催、中央ソヴェート政府が成立した。南京政府の計算では、ソヴェート縣數は百八十一、ソヴェート化されないまでも共産軍に蹂躪された縣數は三百以上、コミンテルンの計算では最盛時にソヴェート縣數四百以上、西遷後の一九三五年においてさへ二百以上と稱された。蔣介石はこのソヴェート區討伐のために一九三〇年から一九三四年まで前後五回の大遠征を企て、漸く一九三四年十月末共産軍の主力を

して瑞金を放棄せしめ、その西遷を餘儀なくせしめた。而もこの西遷の結果は、共産軍の西北占據、抗日煽動、西安事變、第二次國共合作、日支事變の大歴史的演劇となつたのである。

印度 コミンテルン執行委員会は印度における革命運動を重要視し、すでに一九二三年三月印度革命について全世界のプロレタリアおよび被抑壓民族に宛てた檄文を發表したが、一九二八年のコミンテルン第六回大會はこの「植民地および半植民地における革命運動に關するテーゼ」の中で、印度の情勢を詳細に分析し、且つ共産主義者の當面の任務を規定した。その大意を次に示さる。

土着産業の發展を阻むイギリス帝國主義の政策は、印度のブルジョアジーの不滿を強め、一九一六年には印度國民會議および回教徒同盟の運動となつ

たが、戰爭中における革命運動に恐怖したイギリス帝國主義は、經濟的には輸入關稅の引上げ、政治的には一九一九年に實施された貧弱な議會改革を以て土着ブルジョアジーと妥協した。し

かし帝國主義戰爭の悪影響、勤勞者大衆の地位の悪化、十月革命やトルコ革命の影響等は、印度の人民大衆の間に動亂を喚起した。一九一九—一九二二年のこの最初の大なる反帝國主義運動は、増大した農民運動や勤勞者のストライキ運動を恐怖した印度のブルジョアジーの民族運動に對する裏切を以て終つた。しかしイギリスの植民地獨占政策と印度の獨立的經濟發展の傾向との間の矛盾は年々尖鋭化しつゝある。

「印度の支配にとつて直接の危険はブルジョアジーの陣營から來るのではなくて、巨大なストライキの形態で發展する印度勤勞者の大衆運動の成長から

來る。それと同時に農村における危機の尖鋭化は農業革命の成熟の證據である。それらの現象は印度における全政治的情勢の急激な變化に導くものである。」

「印度の共産主義者の主要任務は、國の解放のため、封建制度の一切の遺物の廢絶のため、農業革命のため、ソヴェート共和國の形態での勤勞者および農民の獨裁の樹立のためのイギリス帝國主義に對する闘争である。テーゼは特に全國に散在してゐる一切の共産主義グループおよび個々の共産主義者を單一の非法的な中央集權的黨に結合することを印度の共産主義者の第一の任務として力説し、勤勞組合における民族改良主義的指導者の暴露、未組織勤勞者の組織、印度國民會議の民族改良主義の暴露、スワラジ派やガンディーの消極的抵抗の文句に對して國の解

放と帝國主義者の驅逐のための武装闘争の非妥協的スローガンを對立せしめること、農業行動綱領を作成し、農民に具體的要求の明瞭な綱領を與へることの必要を説いてゐる。

このテーゼは印度の共産主義者に非常に高度な革命的任務を課してゐるが、その後はこの國でも人民戦線の戦術が適用されてゐるものゝ如く、三八年七月五日「ブラウダ」に掲載された記事によれば、同年夏開かれた第五十一回國民會議は以前から約束してゐる一切の政治犯の釋放の實現を再確認し、新統治法に對する闘争を繼續することを決議し、戦争に反對し、英雄的なスペインや支那の人民に對する連帯性を表明するなど、「人民戦線の觀念がどの程度に極めて廣汎な大衆の中に普及されたかを示した」といふことである。

人民戦線運動の展開

人民戦線の戦術は必ずしも最初からコミンテルンの發明ではなかつた。一九三三年の初めドイツにナチス権力が勝利し、ファシスト獨裁的傾向が各國に據頭するや、各國の勤勞階級の中に自ら期せずしてそれに對する共同闘争が起つて來た。就中一九三四年二月フランスでは四百萬人の勤勞者が總同盟罷業によつてこれに對抗し、同じく二月オーストリアの勤勞者はファシズム撃退のために武器を執り、次いで一九三四年七月にはフランス共産黨と社會黨との間にファシズム反對、戦争および緊急命令反對の共同行動に關する協定が締結され、同年十月スペインのアストリアの鑛夫はファシズム反對のために騒起し、これに關聯して同じく十月ブリュッセルでは第二インターナシ

ヨナルの代表者（ヴァンデルヴェルデとアドラー）コミンテルンの代表者（カシャンとトレイズ）とがスペイン勤勞者の共同援助について協議した。この協議は兩インターナショナルの統一戦線の樹立には成功しなかつたが、一ヶ月の後第二インターナショナルは執行委員會總會の決議によつて、各國の事情を考慮して各々自主的に統一戦線を結ばしめると回答したのである。コミンテルン第七回大會がドミトロフの報告に基いてファシズムおよび帝國主義戦争反對の人民戦線戦術に關する決議を採用したのは、翌一九三五年八月のことであつた。コミンテルンの巧妙な點は、これまで殆ど自然發生的であつた統一戦線運動を自己の戦術として取上げ、これを廣汎に展開したことにある。

フランス フランスでは一九三五年